

○委員長(神本美恵子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府規制改革推進室次長刀禰俊哉さん外十七名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(神本美恵子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として全国自動車交通労働組合総連合会中央執行委員長高城政利さん及び東京大学大学院農学生命科学研究科教授鈴木宣弘さんの出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(神本美恵子君) 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○上月良祐君 自民党の茨城県選出の上月でございます。今日は、特区の法案につきまして御質問をさせていただきますと思っております。

通告をしておりましたけれども、ちょっと最初のところの順番を変えさせていただいて、石破大臣に最初に、済みません、お聞きしたいと思えます。聞く予定だったものの順番を一番最初に、済みません、聞かせていただきたいと思います。

特区にはいろんな特区があつて、それぞれにいろいろ特徴があつて、私、いろんな立場で関わらせていただきました。石破大臣に最初にお聞きし

たいのは、三つ目に聞く予定だったんですが、地方創生と特区の取組との関係ってどんなふうになっているのかというところをお聞きしたいと思っております。

つくばで実際に国際戦略総合特区の立ち上げのときに県におりまして、副知事でございますが、一生懸命調整をしたりいろんな関係をつくつたりということをやらせてもらったつもりであります。総合特区自体は地域の活性化や経済の国際競争力の向上のためということでありましたが、あのときは政権は民主党の政権だったんですけれども、とにかく地域の方できちつと覚悟を決めて、予算であるとか人であるとか、あとはメン

バーも、県や国の研究機関ももちろんですけれども、自治体も金融機関も含めてしっかりそういう体制を取つて、地元の熱意がしっかり分らないければ採択もしないし、その後、国の方だつて相手にしないと。しかし、その熱意がしっかり見えたときには国の方もしっかり対応していくんだというところで、国家戦略特区とはそのスキームが違

いますけれども、調整費も当時は百億以上付いてたわけですが、今年度は二十五億ぐらいですかね、なつておりますけれども、地域を挙げてというところにおいては、今言うところの地方創生といったものに、もちろんつくばだけではなくてどこもそういうふうにしてやってきたんだと思ひますので、いち早く取り組んできたんだと思ひます。もちろん違うところはあると思ひま

す。そうした総合特区なり、国家戦略特区もそうですけれども、こういった取組を的確に評価して、厳しく叱咤激励するところは厳しく叱咤激励をして、応援するところは応援していただいて、結果をとかく出すということが地方の活性化とか、ひいては地方創生と言われるものに大いに重要であるというふうに考えております。

今は地方創生の交付金も一部そういう取組に活用するというところで、地方創生の一部というふうになつてい

るのかもしれませんが、こういった特区の取組というものと地方創生との関係、これ地方創生の現状と併せて石破大臣がどんなふうにお認めされておられるか、そこについて教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) この四月一日であります。総合特区制度の見直しを行いました。その際、必要な制度改正の一つとして、総合特区の取組をより一層地方創生に役立てる必要がある、そういう観点の下から、地方創生との密接な連携を新たに規定する総合特別区域基本方針の改正を行つたものであります。

具体的には、総合特区制度は、地方創生関連施策との密接な連携を図ること、関係府省は総合特区計画に盛り込まれた事業に関し地方創生に連携する予算制度を積極的に活用することということ

を明記をいたしております。これは委員の御指摘に沿つたものだというふうに考えておるところでございます。

委員が副知事のときに、つくば市とも密接にま

さしく連携されて努力をされたつくば国際戦略総合特区、グローバルニッチ企業育成プロジェクトであります。これは地方創生先行型先駆的事業分タイプⅠ、一億三千万というのを二十六年度補正で措置をしておるものでございます。

委員が御指摘のように、こういったものを積極的に活用しようというところ、全然そういう制度を活用する気のないところ、これも明らかに分かれてきております。もちろん、私どもとして、この特区制度と地方創生の連携ということを実現すべく、分かりやすい特区制度の御説明というところに努めておりますし、各地で説明会も開き、またいろんな御相談にも応じておるところであります。この新しい交付金の配り方というのは、従来のようにべた配りはいたしません。本

当に努力をしてくださるところにはきちんと出していくということでもあります。

あわせまして、そのほかのところは切つて捨てるという話ではなくて、御理解いただくべく、い

ろんなシーズは別につくばに限つたものではござ

いません。ほかの地区にも特区を活用して地方創

生が図れるというところはたくさんあるはずでござ

いまして、この制度を理解しない方が悪いんだ

みたいなことを言うつもりはございませんので、

このような形で活用できませんかということの啓

発という普及宣伝とか、これに更に努めて

いきたいというふうに思つております。またお知

恵をお貸しいただければ大変幸いに存じます。

○上月良祐君 ありがとうございます。

もちろんつくばのことはしっかり、僕自身もや

らなければいけないし、応援するところはしてい

ただきたいと思つておりますが、もちろんつくば

のことだけではなくて、日本中の地方創生という

ことを考えたときに、特区という仕組みを、もう

相当時間もたつてきていますから、当初の頃の構

造改革特区の頃とはまたインパクトも違つてきて

いる面もあるかもしれないけれども、総合的に

やつていく総合特区や国家戦略特区というのは結

果を出していくという意味では大変重要な取組だ

と思つておりますので、意外に特区の取組という

のが他の、何というんでしょうか、例えば科学技

術の振興の中の体系の中にうまく位置づけられて

いないようなところも実はありまして、御指摘を

したりしていただきたいと思ひます。それ

は、究極の目的は、もちろん経済の競争力を強化

いたしたり、あるいは地方を活性化していくとい

うことなんだと思ひます。

地方創生については、そんなに簡単に、もう何

十年來皆さんが力を合わせてやってきたけれど

も、なかなかそんなに、何というんでしょうか、

いきなり全国がバラ色になるような話では、いま

でだつてなかなかできなかったわけですから、も

ちろんそれをそういうふうになるようにと思つて

やつていただきたいと思つておりますけれども、

うんです。まだつばみのところもあれば、まだ芽を出したばかりのところもあっていいし、今もう咲きかけているところもあるんだと思いますし、あと、花じゃなくても実がなるのもあれば常緑樹みたいなものもあるかもしれないので、いろんな取組があつていいし、進度もいろいろあつていいんだと思うんです。

今の取組が進んでいるところだけがいいわけじゃなくて、芽が出ていなくても大きく育ちそうなどころがあると思うので、そういうところをしっかりと見極めて、まさに今大臣がおっしゃったように、交付金も今回はべた配りしないと、これはもう全国に浸透していると思います。まさにそうあるべきだと思うので、そのことをしっかりと見極めていただいて、私は、努力が報われるような交付金の配り方を、進度に応じてうまく見ていただいて、これなかなかさじ加減が難しいところではあるんですけども、しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

大きな建物を造るときには大きな基礎が必要なんだと思っておりますので、草花でもやつぱり根がちゃんと生えて、上に出るようなことと併せて根も広がっていくものもありますけれども、いずれにしても、根がしっかりと広がっていないと何度も花は咲かないんだと思いますので、そういった取組を是非事務局を挙げて支援していただけるようにお願いをいたしたいと、改めてお願いしたいと思っております。

それで、どういうふうな支援していくのか、叱咤激励していくのかということに関して、PDCAのことについてちょっとお聞きをいたしたいと思っております。

これは、具体的にどうなっているかというのは、政府参考人の事務局長さん、佐々木さんで結構であります。例えば総合特区というのは五年たったわけですね。国家戦略特区は二年ということですので、五年たてばそろそろ芽がはじめてきている、あるいは進度に、深さであるとか強さであるとか、結果が、出具合であるとか花の咲きそう

具合というんでしょうか、差が付き始めているんじゃないかなというふうにも思います。

先ほど申し上げたように、それがいい悪いじゃなくて、もちろん進度が、いろんなそのプロジェクトによって、すぐ比較の結果が出やすいものもそうじゃないものがあると思いますから、そこはもう丁寧に見ていただきたいんだと思いますけれども、続けていくものは支援を加速してもらいたい、うまく加速してもらいたいと思えますし、一方で、進級試験に合格できなくても一回留年になったり、あるいはもう退学というののもひょっとしたらあるのかもしれない。そういうふうな見極めというのをきちんとやっていただきたいと、結果につなげていくために厳しい目でアドバイスをしていただきたいと思っております。

オリンピックでメダリストになるというのは、その選手の努力ももちろん重要ですけども、やつぱり選手と同じぐらい重要なのがコーチなんだと思っております。超一流の目を持って超一流のコーチングができるコーチがいなくてその選手だけが頑張ったってオリンピックでメダルなんか取れないんだと思っております。地域も頑張らないといけないし、国は国で頑張っていたところもあるし、それと応援していただくところを、コーチのような役割の方もしっかりと是非お願いしたいと思っております。

今回、総合特区制度の延長に当たって、十二特区あったもののうち七つ、これは国際戦略総合特区の方だと思っております。これが七つ新計画が策定されて、五つの特区は解除になったということになっておりますので、そういった面でも張り付きが付いているのかなというふうには思っておりますが、今、そのPDCAのC、チェックのところですね。評価のところというのは、これはなかなか、実は役人の組織というのは、最初にプランを作ったところはいいんですけれども、人事が替わっていくたびにそのCのところというのがなかなかうまくできないところが構造的にあるんだと思っております。ここをどうやって

はどんなふうな、特区というのを成果に結び付けていくために工夫をされたり努力をされたりしているのか、そのチェックのところが在り方、現状について教えていただきたいと思えます。

〇政府参考人(佐々木基君) お答え申し上げます。評価をどう有効に行っていくかということでございますけれども、現在、総合特区の評価につきましては、毎年、総合特区の実施主体自らから、数値目標の達成状況でございますとか規制の特例措置の活用状況等の項目につきまして総合的に評価していただいた上で、評価書を提出していただいております。その評価書につきまして、有識者から成る検討会の評価でございますとかあるいは現地調査、こういったものを経まして評価結果を取りまとめで公表し、それを事業の見直しや新計画の策定につなげているところでございます。

PDCAサイクルとして重要なこの評価の枠組みにつきましては、環境、医療、観光、農業等社会情勢の変化による特区の分野増に応じて評価する有識者を確保いたしまして効果的な評価を行っていくところでございまして、先ほど先生もおっしゃいましたように、その結果として、例えば今回五つの特区が特区指定を解除するという事になったわけでございます。

以上でございます。〇上月良祐君 特区の事務局の、特区の事務局とありますが、地方創生推進事務局の体制をいたしまして、数字でございまして、詳しい分母までは分からないんですが、全体で六百七十七人らしいと、特区担当は六十人くらいらしいと、数字でございまして、たくさんいると思うんですが、実は国家公務員は二十人で行政実務研修員が三十七人ということですから、この人たちというのは一年なり、長くて二年ぐらいで替わっていく、一年の人も研修員の方にはいらつしやるんだと思えます。国家戦略特区や構造特区、税制と分かれていくと、例えば総合特区であると十五名、そのうちで国家公務員は六名という

ことになっております。

こういう体制というのがどうしても、しかもその六人というのは、プロパーの人というよりは、まあプロパーの方もいらつしやるのかもしれないが、各役所からの集合体でありますから行った来たりも激しいということで、特に地方から来られていてある実務研修生の方というのは、戻った後の連携というのは、今はもうネットもありましても、やはり近くにいる人のようにには密にはなかなかしにくい、引継ぎもしにくいのかなというふうに思っております。

行革は大変重要だと思っておりますけれども、激やせみたいになつちやうていいわけではなくて、筋肉の付くところにはちゃんと付いておかないといけないのかなというふうに思っております。そういう意味で、体制が大丈夫かな、十分かなというところは、これは永遠の課題なんですけれども、ちょっと心配しているところであります。その中でも僕が一番心配しておりますのは、やつぱり大体二年で替わつちやうところなんです。

今回も、この質問のことを準備する中でいろんな方に状況をお聞きしたりするんですが、今五月ですから、四月でやつぱり異動あつた方というのはなかなかやつぱりまだまだ分かっていらつしやるんじゃないことも、もちろんこれはしょうがないことなんですけれども、あつたりする。これが国と県と市と三層ですから、その中の、何というんでしょうか、一斉に替わつたり替わらなかつたり、なかなかその辺の意思の疎通というのが大変難しいなというところを改めて感じました。

ただ、現場にいらつしやる技術者、科学技術をやっている人というのとは、一緒の人がやつていないんですね。その人が何度説明してもなかなか通じないと、三人が一気通貫で並んでくれないと、市も県も国も並んでくれないとなかなか意見が通らないわけです。

私は、今の国家公務員の人事異動の仕組みというのは、昭和の時代の、右肩上がりの成長をしていたり、あるいは調整をしていけばそれなりに成

果が出た、結果が出た、その時代の名残をそのまま踏襲しているんだと思うんです。実は、そのことが一番国家公務員が、何というんでしょうか、責めを負わないところではないんじゃないかなと思うところからずっと思っております、人事異動の仕組みは、県庁時代には、やっぱりこれでは成果が出ない、難しい問題ほどみんな替わりがるような人もいるんだと思うんですね。それでは成果が出ないわけで、そのところは、例えば新採で入った方、二年でぐるぐる動いていたのを五年はいていただくとか、課長さん方も、二年三か所じゃなくて三年二か所、三年あれば大体のことは大概できます。難しい問題は四年いていただいたこともあります、もちろん処遇はちゃんと考えましたけれども、そういうふうにしりました。そういう意味で、今、こういう一番成果を出さなさないといけないところの人事がやっぱりどうしてもそういうふうになっちゃっているんだと思うんです。

というの、個々の役所のプロパーの人事じゃないから置けない、各役所との関係で、やはりこの人は動かしてくれといったら、人を、枠を取ってもらうので精いっぱい、この人を置いてくれといってもなかなかというところがあると思うんですね。そこところは、これは本当に真剣に考えないといけないところだと思うんです。

石破大臣がまた更に偉くなられたときには、国家公務員制度のことのその人事の在り方というのは、例えば、成果を出すためには本来にきちっと人を張って成果が出るような人事をしなければ絶対成果が出ませんので、二年で替われる、一年で替われると思った人がどこまで石にかじりついてやつてくれるのかというのは大変難しいところがあると思っております。

私はもう何が何でも成果を出さなきゃいけないんだという気持ちでやっておりますので、そういう意味で、このマンパワーの使い方、在り方、人事異動も含めて、組織の在り方を含めて、ここからは、佐々木さん、どんなふうに思っているかしや

るか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(佐々木基君) 総合特区の担当の人員体制の話でございますけれども、先生おっしゃるように入事異動というのは付き物でございます。で、体制的にそういう意味では引継ぎ等なかなか厳しい状況も生じるということは承知しております。そういうこともあるものでございますから、私どもといたしましては、この総合特区につきましては二つのグループを用意してございまして、一つは、制度の見直しとか特例措置に関する関係庁との協議、こういったものを行う特区担当、これは十五名ぐらい配置しているところでございまずけれども、これとは別に、現場でそれぞれ懸案に対応しなきゃいけないという認識を十分に持つておりますものですから、各地域ごとに抱えております案件に対応できますように、四十三特区あるわけでございますけれども、その全てに個別の窓口として案件ごとの担当者を特区当たり三ないし五人、もちろん人によって重複するわけでございますけれども、の配置をいたしまして、限られた人員ではございますけれども特区の支援に努めているということでございます。

また、もちろん、人数が限られた中でやるわけ
でございしますので、効率化を図らなければいけな
いというような工夫もしているわけでございます
けれども、その中におきましても、例えば現地調
査でございますとか、特区の担当者、現地の担当
者との意見交換、こういったものについては特に
重きを置いて取り組んでいるところでございま
す。

○上月良祐君　その二年の異動、一年の異動のことについては御答弁がなかった。これはまあなかなかお立場上言えないこともあるんだと思いますけれども、しかし、そこは本当に仕組みを変えなないと、これはどこの役所も一緒なんです。政治の側だって一緒だと思います。

例えば、齋藤副大臣が党で農林部会長をやっていたところ、大変難しい農協改革の話をやっていたところ、

きに二年続けられたわけですね。大変熱意のある方が二年続けたので、結果に結び付けられたんだと思いますけれども、もう役人だって政治家だってそこは同じなんだと思います。きちっと最後まで成果、結果を出さなきゃいけないと思ってやるから結果が出るんだと思っておりまして、そういう意味で、そのところを真剣にちよっと考えていたんだかと思っております。

総合特区、五年たちました。それで、新しい国家戦略特区というのができています。新しいのができたら新しい方にだけ行つていちゃ私は駄目なんだと思っています。

総合特区を大切にしないと、僕、総合特区でつくばがあるからだけ言っているわけじゃなくて、総合特区を大切にしないというのは、国家戦略特区の運命も示唆しているんだと思うんですよ。五年たったときにはこんなふうになってしまっていて、また新しい何かが出てきているでしょう、そうするとまたそっちになってと。お祭り騒ぎと祭りの後の繰り返し、これをやっているが絶対に成果が出ないと思います。

そこところは地方の現場をきちっと巻き込んで、そして、僕はKPIという数字の方も大変重要だと思っております。思っておりますけれども、お医者さんは、やっぱりデータももちろん見ながら、問診もして、その人の話をちゃんと聞いて、そのことも併せてやるから重要なんだと思うんですね。それで、やっぱり現場に、現場の人が

こつちへ来て、東京へ来て説明を聞くのももちろんいいんですけども、今の体制では、やっぱり現場に行くといつてもそれは限度ありますよね、皆さん大変お忙しくなっているし。現場に行つて、こつちで聞くのも重要ですけども、やっぱり、何というんでしょうか、向こうのホームというんでしょうか、国の方から見ればアウエーのところに行つて向こうの本当の生の声を聞くことによつて、その間に入って各役所との間で調整するといふ内閣官房や内閣府の機能が果たせるんだと思つております。

それをやらずに来たことをただつなくだだけだつたら、もう余計な中二階みたいになっちゃうわけです、内閣官房も内閣府も。それでは何のために省庁再編をしたのか訳が分かりませんので、今大変大きくなり過ぎていて、僕は、内閣官房や内閣府の機能、特に内閣府の機能はもう少しちよつと大臣も含めて再編といいますか切り分け直してみたいなことが必要だと私は思っておりますけれども、そういったことを、本当に成果を出すということから逆算しているんなものを考えていただきたいと思っております。

これ、大臣、もし御感想ありましたら一言お聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) 御指摘、誠にそのとおりで、前段に人事のお話をなさいましたが、やはりこれは一年で成果なんか出るはずはないのであつて、委員が的確に御指摘になつたように、もうできればやりたくないという人もいっぱいいるわけで、この手のお話はそれぞれの関係省庁がございます。さればこそ、内閣府の在り方について確かに見直さなきゃいかぬのだけれども、内閣府というのは、一応、他省庁よりも一段上とは言いませんが、そういうような行政組織上の位置付けになつており、内閣府の長は内閣総理大臣でございますので、さればこそ強いリーダーシップを持つてやつていかなきゃいかぬので、各省が駄目と言うから駄目でしたでは、これは内閣府はやる意味はないわけ(こ)うございます。

ですから、そこは内閣府であるがゆえにそういう強いリーダーシップを発揮していかねばならないし、それを担当する者は、どちらかという嫌疑役というか憎まれ役というか、そういうことがあるんですが、見識としてまた意欲と使命感というんですかね、似たようなお話かもしれません、持った人がやはり長くやり、そしてそれをやり終えた後に次のステップにその人が行けるようにしていかなければ、それは人はやりたがらないんだと思っております。

うのを入れたのですけれども、いろんな不祥事がございまして、その監察官になる人は、それをきちんとやり終えた後にみんなに好かれたらそんな仕事はできないので、いかに嫌われるかというのが大事な点だろうと、それは国家国民のためだという使命感の問題だと思っております。

また、この特区制度なるものは、総合特区と国家戦略特区のお話をなさいましたが、これが運命共同体みたいなことになっていかぬし、うたげをやつてうたげの後みみたいなことになっていかぬので、もう一度、見直しも含めましてその意義、そしてそれが目指すものというものをそれぞれ自治体の方々に理解をしていただく、やはりこれが、市長とか町長が物すごいマインドがありまして職員も一生懸命やるんですけれども、市長や町長が全くマインドがないと、職員もそんなことをやってもばかみたいな話なので全然やらないということになります。むしろ私どもは、職員の方々にそういうマインドを喚起するような努力もしていかなければならないことだと考えております。

○上月良祐君　ありがとうございます。

この課題は大変難しい課題ですが、私は、ある意味で国家公務員制度の肝だとも思っております。要するに、通常のジュネラリストを育てていったような昭和の時代と同じようなことをやっていると日本の国の成長があるのかというところは大変重要な点だと思っております。また何かの機会に議論させていただきたいと思っております。具体の項目の方についての議論をさせていただきますと思います。

自家用自動車の有償輸送につきましてお尋ねしたいと思えます。

この制度自体が決して悪いとは思いません、既にもう似た制度があるわけでした。ただ、この制度について議論するときに、安全のことと規制あるいは規制緩和の在り方とをどう考えるかという大変重要な問題があつて、そのことは、宮内政務官にわざわざまたおいでいただきましたけれども、三月十日にも議論をさせていただきました。

今また事故が相次いでいるバスの問題にも関わると、今後出てくるであろうウーバーみたいなものをどうするかという議論にも、理念というんでしょうか、考え方の柱のところはすごく重要だと思っております。現象面といえますか、この施策自体は別に特段そんなに、まあ何点かちよつと確認したいという点があるだけでございます。

それで、まずここを大臣に、済みません、安全の在り方と規制の在り方というところ、これは、衆の議論は全部もちろん読ませていただいておりますが、衆の中では、やはり社会規制、まあ安全規制ですね、そういったものと私は経済規制というのは全く、まあ全く別のものだと思っております。そういう意味では、経済規制というのに原則緩和みたいなものがあつてももちろんいいんだと思うんですけれども、安全規制、社会規制という方は、もちろん原則緩和なんという原則はないし、そこは慎重にやらないとあのバスみたいなことになってしまうんだと思っております。

河野大臣にもそういうことをお話をしましたんですけれども、そのところについて、社会規制、安全規制と規制緩和、規制の在り方ということに関しては、大臣、どんなふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(石破茂君)　安全の規制を普通は社会的規制と言ふんだらうと思ひます。そこは完全に一致した概念かといふと、そうでもないやうな気もしますが、この交通に関するものといふのはその両方が重なつてゐる部分があるんだと思ひております。飛行機もそうだし、バスもそうだし、タクシーもそうであります。

私は、当選三回の頃だつたと思ひますが、衆議院の規制緩和委員長といふのをやつたことがございまして、そのときにも随分議論しました。社会的規制といふのはむしろ強化するといふか、人命に関わることですからしくべきなのだとこのうのが、経済的規制はなるべく取つちうべきだが社会的規制といふのをそんなに簡単に緩めるやうなことがあつてはならないといふのが大原則で

す。

ただ、一方において、情報がきちんと消費者に伝わつていればそれは自己責任なのではないかというあのグランドキャニオンみたいな話になるとちよつと話がおかしなことになるんですけれども、そういう議論も一方においてあつて、そうであるからして料金は安いのだ、そういうことを知つた上で選んだのだ、だから自己責任なんですよという議論はやはり私はしちやいけなないお話なんだろうと思つてゐます。

どんなに情報が伝わつていたとしても、自分の責任なんだからといふことで仮に事故に遭つたとしたら、やつぱりそれは自分の責任だからしょうがないよねといふて成仏することには絶対ならぬのであつて、私は、社会的規制といふのは、むしろそれが生命、身体に関わるものであります以上、あるいは社会の安全に関わりますものである以上、その緩和には慎重であるべきだといふふう

か、教えていただきたいと思ひます。
○政府参考人(持永秀毅君)　御説明申し上げます。
過去の限られたデータしかございせんすけれども、定量的にまず申し上げますと、一千万キロ当たりの事故件数をタクシーとそれから自家用有償の制度で比べますと、平成十八年度については、タクシーの事故は、これは人身事故のことですけれども、十八件、それから自家用有償については九件。それから、平成十九年度につきましても、これはまたまたですが数字が同じですけれども、タクシーでは十八件、自家用有償では九件といふことになつております。

○上月良祐君　ありがとうございます。

基本的な姿勢は全く同じでございます。もちろん一般制度と違つて特区の中から、全く同じでないといけなかつたまでは言ふ必要はない可能性はあるんだと思つてはおりますけれども、基本的な姿勢は、そういう中で、まさに今おっしゃられたことが、今日は議論するつもりはないんですがウーバーみたいなものをどういふふうにか考へるのか、いふときに大切な軸になる考へ方なんだといふふう

一点、これは政府参考人の方にお聞きしたいと思ひます。藤井さんじゃないですね、審議官です。

従来からある自家用自動車の有償ボランティア輸送では、事故の発生状況とか、あるいは問題があつて何か悪いこととして取消処分を受けたやうな例といふのは何かあつたんでしうか。あるいは、事故の度合いといふのは、タクシーの事業なんかと比べるとどんなふうな頻度といふんでしうか、比較においてどんな感じになつてゐるの

これ、比較していただきますと、タクシーよりも自家用有償の方が事故件数が少ないように一見見えますけれども、実際のところ、タクシーが走つてゐるところと自家用有償が走つてゐるところでは地域の交通状況ですとか運行の頻度等々大きく異なる部分ございまして、数字だけの単純な比較はなかなか難しいかなと思つております。

それから、問題起して取消し等の処分はといふことでございましてけれども、今までの現行の制度の中では取消しの処分に至つた事例はございせん。

○上月良祐君　ありがとうございます。
意外なんですやね。要件が緩くて、それでボランティア輸送、二種免がなくともいいわけですけども、そういったものでも状況によつて事故の度合いといふのは、厳密な調査ではありませんけれども、さほど高くないといふことがあるんだと思ひます。

私は、状況に応じた規制の在り方といふのが大変重要だと思つておまして、そういう意味で、ちよつとまだ何点かこのプロパーでちよつと聞きたいこともありますけれども、もう一回チャンスがあるんじゃないかと思つて、今日はちよつとバスのことについて、済みません宮内政務官、わざわざおいでいただきましたので、その後の状況に

つきまして、含めて、ちょっと安全性と規制緩和の在り方について議論させていただきたいと思っております。

ちょっとショックなことがあったのは、五月十日、連休明け、首都高速で中国人観光客ら二十七八人を乗せた大型バスとトラックのまた接触事故があったんですね。これは幸いけが人みたいなものはなかったようだというふうな報道でありましたけれども、これ、バスの運転手さん、酒気帯び運転だったんですね。

これは、インバウンド増えて、僕、こういう事故起こりますよと、だから言って議論させてもらっているわけですよ。まさに起こりかけたわけですね。一つ間違ったらまた何十人という外国人が死んでいたかもしれない、亡くなっちゃったかもしれないという重大な事故が、こんだけ一月に軽井沢の事故が起こって、こんだけ世論がこれは大変なことだと言っているさなかにまた起こると。

しかも、国交省さんで今委員会立てて議論しているわけじゃないですか。当然事務方も、違法意識のどう考えても少ない事業者さんがたくさんいるわけですね、そういう人たちが厳しく今は監査をやっているはずだと思っていたんですけども、こんなことになって、大体、点呼のときにアルコールチェックやっているはずじゃないですか、今の規定でちゃんと。それがどうなっているんでしょうか。

というのは、ゴールデンウィークの間にNHKで特集やっていたのを、これ政務官も御覧になったと思いますけれども、バスの告発ですよ、ある意味でいう。もう本当に顔を出して、こんなふうになっていると、実際に点呼をやっているんですけど、こんなことということで、イエスピーもそうだったんじゃないかということですよ。その日たまたま朝遅れたと社長さんがおっしゃったけれども、本当は点呼をやっていた可能性が非常に高いんじゃないかということをやっているわけですね。

しかも、そのNHKで出てた人というのは、これ違法なんじゃないかというぐらひのひどい連続勤務を強いられていた、時々眠たくなるということがあったりする。もういつ事故がもう一回起きたっておかしくない状況なんだと思うんですね。何でこんな状態が、この一月に事故が起きた後もなっているのかと。

今インバウンドどんどん増えているわけですから、もつとたくさんの方が、外国人の方が今、日本国中を走っている、今この瞬間だって走っているわけですよ。ということを考えると、非常にまずい状態だと思えます。

僕は、それはちゃんと原因があつてこうなっていると思つているので前から議論させてもらっていますけれども、何でこんなことが今起こっているのかということについて、政務官のお考えを教えてください。

○大臣政務官(宮内秀樹君) お答えをいたします。

先生おっしゃるように、本当に私もショックを受けてました。

今回の接触事故を起こした貸切りバス事業者に対して事故翌日に実施した監査の結果、当該運行につきましても、本来アルコール検知器を使用して対面で実施しなければならぬ乗務前点呼を本人からの電話による報告のみで済ませていたということが確認されております。国土交通省といたしましては、当該バス事業者に対して、判明した事実を基に厳正な処分を行うということとしたいと考えております。

輸送の安全確保はバス輸送における最大の使命でありまして、御指摘のような違法な事業実態が見られることにつきましては大変遺憾であるというふうな考えているところでございます。事業者における法令遵守を徹底するために、早期の改善、是正を求めるために、監査の実効性を向上させたいというふうに思っておりますし、悪質な事業者に対する事業認可の取消し等の厳しい処分を実施することが必要だというふうに考えております。

す。
以上の考え方を踏まえまして、委員御指摘でございますが軽井沢スキーバス事故における対策検討委員会におきまして、貸切りバスの抜本的な安全対策の検討を行っているところであります。夏までに再発防止に向けた総合的な対策を取りまとめるというようにしたいと思っております。

○上月良祐君 取消しとか当たり前から、悪いところのは。それが対策でも何でもないので。法違反をして、違法意識がないところは、それは取消しになることは当然あるわけですから。そういうふうな今まで言ってきたわけですよ。僕も、誤解ないように言っておきますけど、これ、軽井沢が起こったから僕はこの議論をしますからね。もう一年以上前から僕はここで議論をして、こういう事故が起きますよと、ちゃんとやらなければということをお願いして、案の定ああいうふうな事故が起こってしまったわけですよ。

私は、問題はモグラたたきだと思つていまして、つまり、たたいもまた出てくるんですね、モグラたたきゲームみたいに。それが問題なんです。つまり、それがもう何千とあるわけですよ。

他方で、監査を厳しくするといつても三百何十人しかいないわけですよ。これでバスもトラックもタクシードも全部見なきゃいけないわけだから、そんな見切れるわけがないわけですよ。しかも、たたいも違う名前になったりしてもう一回出てくる。果てしないモグラたたきになってしまつていく。果てしない問題だと、そう申し上げていて、なので、その悪質な、もう違法意識のない悪質な人はこれは退場していただかないと、命が関わりますから。現に何十人も死んでいるわけですよ、亡くなっているわけですよ。なので、出ていってもらうのは当たり前で、その方が名前を変えたりしてもう一回入ってこないようなハードルをつくらないと、幾ら出したってまた入ってくるんだから意味ないんですよ。何でこんなことが分らないのか、僕は分からないんですよ。

いのか、僕は分からないんですよ。
なので、このハードルをちゃんと立てなきゃいけないというところを、再参入規制、これはもちろん参入規制と同じ意味ですけど、そこをちゃんとやってくれと去年から言っているわけですよ、私は。

なので、今回は、僕は、関越の高速バス事故が起こりましたですね。今回も今検討委員会をやつてくださっています。すぐやること、具体化検討すること、それからこれから考えることみたいなになっているわけですよ。すぐやることと具体化を検討することは、本来で言うところの関越のときにやっておいてもらわないといけないことだと思つてんですよ。

今回は、今回悩んでいる一番引き続き検討すべき事項こそ今回やらないと、また事故起こりますよということをお願いは本当に、役所にもいた者として真剣に心配しております。

私、一つどうしても言っておきたいことがあるんです。というのは、参入の台数を、今五台のものを例えば十台にする。別にその台数がどうだこうだと、具体的に十がいいのか九がいいのかとかと言うつもりはありませんけれども、例えば、十台にしたら既存事業者の七割が不適格になつてしまふ、だから、そういうふうな規制の強化というのはできないんだという考え方があるやに聞いております。僕は、それはおかしいと思つてんですよ。既存事業者の七割が不適格になるかもしれないけれども、危ないか危なくないかをちゃんと見てもらわないと。例えば、今回、五月十日の事故を起こしたような方というのは、まさにそういう人なんだと思つてんですよ。それが十台以下であれ何であれ、そういうことであればきちんとやっぱ参入規制を掛けないと、幾らやつたってまた入ってきて同じことになってしまいますよということなんです。そういう意味で、引き続き検討すべき事項となつている中のかくコアは参入規制のところですよ。台数であるとか、あるいはバスの車輪です、古いバスが問題だったということで、実は

床に穴が空きかけてみたいな話がNHKでもやっていましたけれども、そういったものをどういうふうにかきとるのかというのは今回のコアだと思っています。

そこは、政務官、どんなふうにお考えでしょうか。

○大臣政務官(宮内秀樹君) お答えをさせていただきます。

やっぱり、特に軽井沢のスキーバス事故は十五名の方が亡くなって、特に十三人の方は学生さんであつたということで、大変深刻な思いを国民みんなしたんだと思います。この事故をやつぱり重く受け止めるということ、これが我々に課せられた使命であるというふうにいるところでございます。

立ち上げました事故対策委員会におきまして今精力的に議論をしていただいておりますけれども、中間整理におきまして、参入規制の在り方についての議論が当然出てきております。最低保有車両数の引上げ、あるいは一定内の車輪の義務付けや、そしてまた事業認可の更新制の導入等々について引き続き検討すべき事項ということで、今まさにこれらについて精力的に議論をしているところでございます。安全性との因果関係に関するデータや安全確保のために必要な運行規模を踏まえつつ、既存事業者の取扱いも含めまして御審議をいただく予定にいたしております。あした、まさにそのことが検討委員会において議論をされるということの予定になっておるところでございます。

参入規制につきましては、先生御指摘のように、安全に事業を遂行する収益基盤を有しているかを事業参入時にしっかりとチェックする体制、これを整備することが重要であるというふうに考えております。

さらに、速やかに講ずべき事項として案を具体化している監査の実効性の向上、これを含めて、全体として、このような悲惨な事故が二度と起こらないように、夏までに速やかに総合的な対策を

取りまとめ、具体的な対策をしっかりと実行に移したいというふうに考えておるところでございます。

○上月良祐君 ありがとうございます。

ちよつとコアの部分の答弁が何もないのは、まあ、明日だと言うんでそれはそれであれですけども、言っておきますが、本当に再参入規制きちつと掛けないと同じことの繰り返しですから。

そして、今、引き続き検討すべき事項のお話の中身を言われましたけれども、引き続き検討してちゃ駄目です。それは、今回はそれをやらないと、本当にまた事故が起こりますから。起こりかけたんですから、実際に。言ったわけですよ、三月十日にまた起こりますよと言ったら本当に起こりかけているんですから。これでまた本当に、何ていうんでしょうか、もちろん規制を入れ直しても経過期間がありますからね、それはすぐに効果が出ないのはあれだけれども、そこは本当に真剣にやっていたらいいと思っております。

それで、私が申し上げたいのは、ちよつとこれは齋藤さん来ていただいているので、もう一個、農地の方、どうしてもちよつと聞きたいことがあるので、済みません、時間の関係で。

もう一個だけちよつとバスのところ申し上げますと、先ほど有償ボランティア輸送のところでも余りタクシードライバーも事故率が高くないという話を言っていたらいいと思います。私は、やつぱりカテゴリーに依じた規制を入れることが重要だと思っております。

例えば、夜間とか深夜とか遠距離とか、行った先での様子がよく分からないような観光の、その場によつてデータがすぐ変わっちゃっているかもしれない、駐車場があると思つたところがなかったりするかもしれない、大変難しい、大型であろうことが多いでしょうバスの運転と、それと、例えば日中だけ同じ市町村の中でスクールバスを回すようなそういう運転と同じ規制なんですよ、今、まあ厳密に言うとなんかちよつと違いますけれどもね。

そんな高いレベルの規制をやるので、結局スクールバスだつてコストがばかみに上がっちゃつて、みんな市町村も困つていて、文科省さん頑張つて予算取つてくれましたけれども、そこはちよつとクラシフィケーションというんですか、そのカテゴリー、ちよつと考えた方が私はいいと思つています。

遠距離であるとか、そういったことをやるころは厳格にやつた方がいいですよ。昔みたいに車輪の規制もちゃんと入れる。台数だつて五台でペイするわけがないですから、どう計算したつてできませんから。なので、そういったところの第一種みたいなところと、それから、一、二言つて何かあれかもしれないですが、違うカテゴリーにして易しい規制と、まさにこの有償ボランティア輸送なんかそうじゃないですか。こういったところにはそういう易しい規制を入れていくわけですよ。それでどう十分大丈夫だ。

それと、違いをきちんと考えた、何というんですか、規制の在り方が重要だと思つたので、ちよつと時間がありませんから、またもう一回チャンスがあると思つたので、そういったことをちよつと真剣に受け止めていただきたいということをお願いして、宮内政務官、申し訳ありません、よろしくお願ひしたいと思います。

引き続き、農業のところにつきまして、農地所有のことについて、今日は余りもう時間がありませんが、ポイントのところだけちよつと教えていただきたいと思います。

これ、リースだと、養父市が対象になっているようではありますが、これはリース料を見ると百倍とか、下手すると五百倍ぐらい買よりは安いわけだとして、それだけ長い目で見て投資をしようというふうな人でなければ、経営者にはなかなかない判断なのかなと。もちろんあり得ると思つたす、私、地元でも聞いたりしておりますので。なんだけど、今実際にニーズというのはどんなふうになっているのか、これは政府参考人の方で結構ですので、お願いします。

○政府参考人(佐々木基君) リースについてのお問合せでございました。

私も、現在特区法を提出させていただいておりますけれども、もちろん、今お話がありましたように、私もといたしましてもリース方式を否定するものではなくございませぬし、現在、有効な企業が農業を行う手段として機能しているということは十分承知しているわけでございます。

しかしながら、そのリースにおきましては、契約期間を延長することに伴う手続が必要となるということもございませぬし、それから賃借料の変更などの契約内容が変更される可能性があるということもございませぬ。

また、特に長期、十年以上の期間の定めがある賃借でございませぬとか、賃借人が自ら耕作するという決めた場合には、貸し手である農家側から賃借料の更新がなされないというリスクもあるわけございまして、このようなことから、今お話のありました養父市におきましても、長期的に安定的な経営の下で事業展開をしていきたいという、そういう企業から農地所有の希望が出ておるといふことを伺つておるところでございます。

○上月良祐君 そんなにめっちゃやもうかるわけでもないけれども地域と一緒に地域を支えていきたいというふうな、そういうふうな情熱がある、そういう企業を是非選んでいただきたいと思います。

誤解がないように申し上げておきますと、私はこれ、特区でのチャレンジは賛成です。これは、いろいろ議論がある中では賛否両論があつたけれども、なかなか孤立無援の中ではありませんけれども、私は賛成してましたから。だから、特区ですからチャレンジしてもらわないといけないんですよ。特区がチャレンジを遂行しているようでは成長はないと思つていますから。ただ、慎重にやつてもらわなさいといけません。

というのは、これ齋藤副大臣にちよつと一個だけ、今日は時間がありませんから、次回につな

るために、次回齋藤さんが、もしチャンスがあったとき、来られるかどうか分かりませんが、大変尊敬しております齋藤さんに一個ちよつとお聞きしたいことがあるんです。役人時代から本当に立派な役人で、大先輩でありましたので。

輸出するのが今非常に重要だということで、農産物の輸出、今取組をやっております。うちではここに座っている二之湯さんがまさにその専門でありますから、一生懸命私も一緒に頑張ってやっておりますけれども、輸出するときには、例えは、僕大変心配しているのは、外国人の方が、水源地のときに問題があつたけれども、日本の企業は買つたけれども、その後外国の企業が買収しました。それで、気が付いたら、これは一般制度じゃありませんから、僕はもう絶対こういうふうな特区でやるべきだと思つていますけれど、気が付いたら外国の企業がその土地を持つた形に、企業を買収してですね、なっていました。しかし、その外国の企業は輸出していますと、自分の国に。近くの大きな国がそういうことになるかもしれません、食料が足りなくなりますから。そういうときには、そういう形での輸出というのは喜んでいいものなのかどうか。

日本人が決めて輸出するのは私は意味があるんだと思ふんですけども、外国の企業が土地を買つて、そしてそれをその国に持つていくようなものは、見かけ上農業の産出額であり輸出額になるんだと思ふんですけども、そういうことにならなかつた。今日は時間がありませんから、また、企業買収の場合などについてどう防衛するのかということについて真剣に心配しています、というの、そういう話を聞いているので。ただ、輸出に関して、そのところをどんなふうに思われるかという点だけちよつとお聞きしたいと思ふます。

○副大臣(齋藤健君) 農林水産物の輸出につきましては、これから日本の農業が発展していく上ではもう不可欠のことだと思つておりますので、それは推進していかなくてはいいわけでありま

すけれども、今、上月委員おっしゃったように、外国企業が農地を取得という表現を使いましたけれども、今は、日本企業であつてもその取得が相当制約されているわけでありまして。なおかつ、今回の、まだ御審議中でありまして、特区の法案でその養父市を前提とした所有が認められるという場合であつても、それは様々な条件が付いておりまして、したがつて、その外国企業が、この特区という試験的に行うものであつても、今それが日本で農地を取得して活動できるという、そういう条件にはなつていませんので、今の上月先生のお話は先の先の先ぐらゐの御懸念なんだろうと思ふますけれども、いずれにしても、一つ一つ企業の参入について、今回の特区でやることについて、もちろん御審議中でありまして、そういう実験結果も踏まえながら次のステップとして考えていくべき話かなと思つております。

○上月良祐君 ありがとうございます。先の先の先ではないと心配しております、そういうことも含めて、ただ、今のお話聞けましたので、もう一回チャンスがあることを祈りながら、今日はこの程度でとどめたいと思います。どうもありがとうございます。

○櫻井充君 民進党・新緑風会の櫻井充です。久しぶりに内閣委員会で質問させていただきます。今、上月委員の質問をずっと伺いしながら、なるほどなと思ひながら聞いておりましたが、ちよつと大臣、まず、通告してないので大変恐縮なんです、先ほどは特区と地方創生のお話でございました。後から結構でございます、規制緩和と地方創生とはどういう関係になつていくんだらうかと。

つまり、基本的に申し上げると、規制緩和というのは弱肉強食の社会をつくつていくものだと思ひは、単純に言えばですよ、単純に言えばそう思つていて、規制緩和を行えば行かうほど地方は苦しくなつていくんじゃないのかなと。例えば、簡単に申し上げれば、大店法から大店立地法に変わつて

どうなつたかというところ、地方の商店街はもう壊滅的打撃を受けています。大型量販店が出てくることによつて、確かにある程度商品は確保できるのかもしれないけれど、しかし、残念ながら地域の商店街は壊滅的打撃を受け、そこで働いている人たちは失業するようなことになりました。

ちなみに、アメリカは、前の大店法と同じようななきちんとした規制を行つてきていて、その地域に大型量販店が出たときには地域の商店街がどうなるのか、雇用は維持されるのか、そして地域にいい商品が安く提供できるのかどうかアセスメントした上で認可を下ろしてと。ですから、昔の日本という大店法のまま制度が維持されてきていて、規制緩和と地方創生というのは僕はちよつと相矛盾しているところがあるんじゃないかと思つていて、これ、後でもう一度伺ひたいと思いますので、是非御検討いただきたいと思ひます。

それから、上月委員のところ公務員のところの話がありました、やはり二年の任期というのが一番最大の僕は問題だと思つていて、自分で予算付けたものを執行していかないです、三年間に任期していただく、自分で予算作つて執行してから別な部署に移ることになるので、役人の評価をすることが可能になると思ふんです。ですから、二年というのは役人の方の評価もできないし、それから責任も曖昧になつてくると。そういう意味で、前々から申し上げているんですが、公務員改革を行つてくるのであれば、任期を三年にしてもう少しローテーションさせた方がいいんじゃないだらうかと。

それから、先ほどのバスの問題ですが、やつぱり根本的には何かというところ、規制緩和が一番大きかつたと思ふんです。路線バスそのものが利益が出なくて、ツアーバスというんでしょうか、ああいうところで利益を出して赤字も補填して非常にうまくやつてきていた。しかし、もうかつてところだけ規制緩和してしまつたものですか、結果的には過当競争が起き、しかも路線バス

のところは赤字路線のところは国が今度は補填しなきゃいけないようなことになつてきているので、その規制緩和がバラ色の社会をつくつてくるんだということをもう一回考え直す必要があるんじゃないかと。

しかも、それから今日の立ち位置を申し上げておきますが、私は、特区という制度は賛成です、基本的に申し上げておきます。いい制度だと思ひます。ある地域を限定的に特区に指定して、例えば昔の構造改革特区になりましたが、一番最初認定されたどろく特区などは地域の創生のために僕は良かった制度だと思つています。それからもう一つは、全国に波及させるために社会実験を行つてくるんですというやり方も、これは決して間違つていないと思つています。

我々医療の業界でいうと、最初に動物実験を行い、その後、治験を行つて、ある一部の方々、これ本当に大変申し訳ないんですけども、いい薬なのかどうか、効果があるのかどうかということを試した後に、その後から販売し、その後、一年後に良かったかどうかの評価をきちんとしていくということになつてきておりました、そういう意味で、私は特区という制度そのものを否定しているわけではありません。

しかし一方で、この特区を悪用している人たちがいるところに非常に大きな問題があると思つていいます。その例をまず今日はちよつと一回点検させていただいてから、この問題についての議論をさせていただきたいと思ひます。

LEC大学について伺ひさせていただきます。LEC大学が、あのLEC大学の旗振り役は一体誰だつたんでしょうか。私は竹中平蔵さんだと思つていますが、この私の認識が違つていのかどうか、これについてまず御答弁いただきたいと思ひます。

○副大臣(義家弘介君) お答えいたします。構造改革特区における株式会社立学校制度については、文部科学省が調整を行つていた事務窓口は内閣官房構造改革特区推進室で、担当大臣は鴻

池祥肇大臣であり、両省庁間の間で調整が行われ、平成十五年十月の制度の創設に至ったものがあります。

それらの中、当時、竹中平蔵氏は、内閣府において経済財政担当大臣であり、規制改革総合会議の担当大臣ではなかったため、文部科学省との間で本件について何らかの調整を行った事実は承知していません。

○櫻井充君 文部科学省と調整はしていないんです。しかし、LEC大学は竹中平蔵さんを応援していましたよね。

○副大臣(義家弘介君) 承知しておりません。

○櫻井充君 竹中平蔵さんに対する関与ということとちゃんと質問通告しております。LEC大学のホームページには竹中平蔵さんを応援するという、そういう記載もございましたし、あの当時は動画でしたが、竹中さんを絶賛するようなことも動画で僕は示されていたと、そう思っております。

さて、このLEC大学がでさじがりました、結果的には廃校に追い込まれました。なぜそういうことになったんでしょう。

○政府参考人(松尾泰樹君) お答え申し上げます。

LEC大学でございますけれども、平成二十一年六月十八日付けで平成二十二年度からの学部募集の停止をする旨の報告がなされたところでございます。その上で、平成二十四年度末に学部が廃止されたところでございます。

その報告によりますれば、入学者数の減少によります学納金の収入が減少した結果、学生の学習環境の悪化につながることがあること、また、在籍する学生に経営資源を集中させるために学部の学生募集を停止したということになってございます。

また、なお、文部科学省におきましては、このLEC大学につきまして、専任教員としての勤務実績がない教員が多く存在していたこと、また、ビデオ授業の教育方法として双方向型の指導を

行っていなかったこと等が認められたために大学設置基準に抵触していたことから、平成十九年一月に当該大学に対して学校教育法第十五条第一項の規定に基づく改善勧告、それから留意事項の通知を行い、必要な措置を講じることを求めてきた経緯がございます。

○櫻井充君 まさしくその後半の方が大事なんですよ。ビデオだけではありません。大学生とそれから予備校生と、同じ部屋で授業を受けておりました。こういうことをやっているんですよ。それから、教授という名前の人たちは、それまでは専門学校、予備校でしょうか、あそこは専門学校の予備校と言った方がいいのかもしれないが、その先生たちがみんな教授になったんですよ。こういうところを認可したことそのものに私は根本的な問題があると思っています。

こういうことを二度と繰り返さないようにしていかないと、学生さんたちかわいそうなんです。学生さんたちが入学金を払って、だけど、ここでまともな授業を受けられないまま退学していつている人たちもいっぱいいますね。これは子供さんたちが問題なんです、学生さんたちが。そういう点で、あの当時の認可に対して何が問題があったとお考えでしょう。

○政府参考人(松尾泰樹君) お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、LECの審査につきましては、大学設置基準法の法令に基づき行った結果といたしまして、専任教員としての勤務実績がない教員が多く存在していたこと等が挙げられまして、結果としてこれは適切でなかったというふうに考えてございます。

このような事態に至った要因でございますけれども、当該大学が大学としての固有の教育研究体制の確立を目指すことなく、設置計画どおりにその展開を図ろうとしなかったことに加えまして、いわゆる準則主義を始めとする規制緩和の流れの中で設置基準が十分な審査を行えるものとなっていない事情等もあったと思っております。

このようなことから、設置基準の改正を行いついて対応しているところでございます。

○櫻井充君 改めてですが、株式会社立大学をあの当時、LECともう一つ別な大学がございました。こちらはうまくいっているんだと思います。ですが、あの当時、こでうまくいったら株式会社立大学を全国展開していきたいと、全国展開していいと思っている方々がかなり無理やりこの案件を押し込んできて特区を悪用してきたんじゃないかと、私はそう思っているんですよ。

改めて伺いしておきたいと思いますが、その当時の認可の体制、それから認可の在り方、それが適切だったとお思いでしょうか。

○政府参考人(松尾泰樹君) お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、これは、LECの審査におきましては、専任教員としての勤務実績がない教員が多く存在したことなど問題点が指摘されてございます。そして、最終的に学校教育法に基づき勧告を行うに至ったことに鑑みまされうに考えてございます。

○櫻井充君 適切でなかったと認めていただいたことにまず感謝したいと思えます。

その上で、この当時、普通は大学をつくるときの認可するまでの期間と、それからこのLEC大学のときの認可する期間は相当短かったと私は記憶していますが、この点いかがですか。

○政府参考人(松尾泰樹君) お答え申し上げます。

LEC大学の審査が行われたのは平成十五年当時でございます。その当時、大学を新設する際、通常、開設前年度の四月末に申請を受け付けることになってございます。そして、七か月の審査期間を経て認可の可否を決定するというのが一般的なスケジュールになってございます。しかしながら、当大学におきましては、平成十五年十一月に申請を受け付け平成十六年の二月に認可をしてお

り、審査期間は約三か月半に短縮してございました。

また、この審査期間の短縮でございますけれども、第三次構造改革特区提案に寄せられた意見を踏まえまして、特区制度の社会的な重要性に鑑みまして、特区制度初年度である当該年度に限りまして時限的に認めたものでございます。

○櫻井充君 特区制度は大事なんですよ。しかし、こういうことをやると特区そのものの自体が否定されることになるんですよ。だから困っているんです。

このところを、先ほどありました、話が、規制緩和の流れの中でこういうことをやりましたと。だけど、何でもこんなに急いだかというところ、四月の開校に間に合わせるだけですからね、はつきり申し上げて。だからこういうふうにして、検査も甘くて。

多分、文部科学省は相当おかしいと思っただけなんです。本当はこの大学を認可したくないと思っただけなんです。文部科学省、いかがでしょう。

○政府参考人(松尾泰樹君) 適正に審査が行われたものと承知しております。

○櫻井充君 さつきと違うじゃないですか、さつきと違っているでしょう。さつき適切じゃなかったって言ったじゃないですか。今、何で適切ということになるんですか。

文部科学省として認められなかったんですよ、だって、あの当時は、こういう大学を。そのぐらいいい良識はあるでしょう、文部科学省。あの後の大臣、ちよっと個人名出していいかどうか分かりますけど、やはりその大臣がおかしいと言っ、それで取消しに動いてくださったわけですよ。その当時からおかしいと文部科学省の中で議論されてはいたんですよ。違いますか。

○政府参考人(松尾泰樹君) 当時の議論については承知しておりませんが、ルールに基づいて認可が行われたものと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、結果としてこういう事態

になったことを鑑みますれば、それは適切であつたとは言ひ難いというふうに考えているということでございます。

○櫻井充君 きちんとこれから議論していただくたいんです。なぜかというところ、今度は特区を使つて医学部をつくらうとしているわけですが、この医学部新設そのものの在り方も僕はおかしいと思つてゐるんですが、このところが認可されるかどうかというのはかなり大切なことなんです。なぜ、この構造改革特区を使つて医学部を新設しなきゃいけないんでしょうか。医学部を新設するんだつたら、別に特区を使わないで堂々と医学部新設すればいいはずですよ。なぜ特区を使つて医学部なんですか。

○副大臣(義家弘介君) この医学部の新設につきましては、医師の需要を踏まえた昭和五十七年及び平成九年の閣議決定を踏まえ、原則として認めないこととされております。このため、国家戦略特区において規制改革を行う事項の一つとして、内閣府等を中心に検討が進められたものと承知しております。

必要な理由についてありますが、医学部新設に係る具体的な検討は、主に平成二十六年十二月に東京圏国家戦略特区区域会議の下に設置された成田市分科会において、内閣府、自治体、事業者を中心に検討が進められたものと認識しております。

この会議での議論等を総合的に勘案し、国際的な医療人材の育成のための医学部新設について、平成二十七年七月に内閣府、文部科学省、厚生労働省で国家戦略特区区域における医学部新設に関する方針を決定したものでありまして、文部科学省といたしましては、この医学部の設置認可に当たっては、国家戦略特区で新設するという趣旨を踏まえた医学部であるかどうか、その教育内容について適切に判断してまいりたいと思つております。

○櫻井充君 済みません、答弁になっていません。どうして特区を使つて医学部をつくらなきゃ

いけないのか、その点について御説明ください。

○政府参考人(松尾泰樹君) 今副大臣からの御答弁にもありますように、医学部の新設につきましては、医師の需給を踏まえた昭和五十七年及び平成九年の閣議決定を踏まえて、原則として認めないということにされてございます。したがって、この国家戦略特区におきまして、規制改革を行う事項の一つとして内閣府等を中心に検討が進められ、特区として認められたということだと思ひます。

○櫻井充君 それでは、今の答弁だと、医師の需給の問題で医学部の新設はもうしませんというそのルールそのものが間違ひだから、だから特区で穴を空けようとしているということですね。そういう認識でよろしいですね。

○政府参考人(松尾泰樹君) 需給につきましては、現在、厚労省の方で検討しているところでございますが、今回の特区におきましても、長期にわたり社会保障制度に影響を及ぼす可能性もあり、その場合には医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整を行うということになってございまして、その点につきましては適切に対応していきたいというふうに思つてございます。

○櫻井充君 厚生労働省にお伺いしますが、今後どのぐらいたつと医師はOECD並みの数を確保することになるんでしょうか。

○政府参考人(梅田珠実君) お答えいたします。昨年十二月から検討を行つております医療従事者の需給に関する検討会の医師需給分科会におきまして、本年三月に全国レベルの医師の需給推計を行い、中位推計においては八年後に医師の需給が均衡する旨をお示しをしておりますところでございます。

一方、今回新設が予定されている医学部につきましては、昨年七月に、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の三府省で合意した国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針におきまして、国家戦略特区の趣旨を踏まえた国際的な医療人材の育成を行う、そして一般の臨床医の養成、確保

を主たる目的とする既存の医学部とは次元が異なるものとするされております。

なお、三府省合意の方針の中で、養成された医師が当初の目的に反して一般の臨床医として勤務することにより、長期間にわたり社会保障制度に影響を及ぼす可能性がある場合には、医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整を行うこととしております。

○櫻井充君 済みませんが、全体の医学部での調整を行うことそのものがおかしくないのですか。最初から認可しなきゃいいだけの話です。

いいでしょう。今御答弁あつたとおり、もう八年後には医師の数というのはOECD並み、若しくは日本でいうと需給が足りるような状況になります。なぜこんなことを申し上げているのかというと、私は財務副大臣やらせていただいたときに、歯学部との統廃合を行つてこない、もう歯医者がなかなか数余つてゐるんです。歯学部は余つてゐますが、これ、一人歯医者が育てるのに私の時代だと三千万ぐらい、今はもっと掛かつてゐると思ひます。これを税金投じて供給過剰な人たちが育て続けているんですよ。このお金があつたらほかの分野に予算回せばいいんですが、一回つくつてしまつと、済みませんが、なかなか潰すことはできないんです。

ですから、そういう意味で、これまでずっと需給調整を行つてまいりました。例えば、これはまた違ひますが、接骨院はどうでしょう。これはずっと規制を行つてまいりました。福岡県で裁判負けまして、その当時は養成校十四校しかありませんでしたが、今はたしか七十か八十か忘れませんが、もっと増えているかもしれない。その結果、千人程度の卒業生であつたものが今六千人を超えているかと私は記憶しています。その結果、専門学校を卒業しても整骨院を開院できない人たちが物すごく増えてきてゐるんですよ。

そういう意味でいうと、今の答弁で私はちよつとおかしいと思つてゐるのは、こは、済みませんが、特区に従つてやってくれば国際的な医療

をやる人たちが育てないはずの大学なんです。しかし、今の申請は、この国際的なことをやる人たちの定数は僅か二十、一般の医者を百二十育てますといつて出されてゐるんですよ。だから、これは三省合意が平成二十七年の七月三十一日になされてゐますが、これに全く違反して、結局、私申し上げておきたいのは、一般の医学部を本当はつくりたかつたから、ただ単純に特区を悪用して、しかも誰かいるんな方々が圧力を掛けてこういうことをやられてゐるんじゃないかと思つてゐるんですよ。済みませんが、こんなことをやっていたら特区に対する信頼感はなくなりますよ。

それから、三省で合意した内容から読めば、一文たりとも一般の医師を育てるとは書いていませんよ。いいでしょう。LECのときにも、認可のときに皆さんできちんとした形で合意しないから学生さんたちが困ることになったんですよ。今回はこの三省の合意をちゃんと守つてくださるんでしょうね。

○副大臣(義家弘介君) 国家戦略特区で新設する国際的な医療人材の育成という趣旨を踏まえた医学部であるかどうか、その教育内容について適切に判断してまいりたいと思つております。

○櫻井充君 本当にきちんと判断していただきたいんですよ。

実を言うと、この大学には官僚の方が、天下りというといかないと言われるので、官僚経験者の方が何人かいらつしやいます。何人、官僚経験者の方がいらつしやいますか。

○副大臣(義家弘介君) 国家公務員の再就職の状況につきましては、本府省の企画官相当以上の管理職職員が離職後二年以内に再就職した場合等、届出が義務付けられるとともに、公表されることとなっております。

これによると、当該大学へ再就職した中央省庁の経験を有する者の人数は七名であります。

○櫻井充君 たしか御省の事務次官もその大学に勤務されてゐる、若しくは勤務された経験がありますよね。

○政府参考人(佐野太君) お答え申し上げます。
当該大学に勤務している元文部事務次官につきま
しては、再就職の届出義務のあるものには含ま
れておりませんが、元文部科学事務次官一名が現
在当該大学の教授として在職しているところでご
ざいます。

○櫻井充君 現在はその方だけですが、また別な
方が、たしか事務次官の方がそこに就職してい
たはずなんです。

厚生労働省からもこの大学のところ、大学に
行つて働いている方がいらつしやいますね。

○政府参考人(梅田珠実君) お答えいたします。
厚生労働省元医政局長につきましても、再就職
の届出が提出され、国際医療福祉大学に再就職し
ていることは承知しております。

○櫻井充君 届出のある人と届出のない人とい
ふに必ず言われると思つたので、私は官僚の経
験のある人というふうに質問通告しているはずで
す。もう少しきちんと答えていただけませんか。
厚生労働省から何人行つていますか。

○政府参考人(梅田珠実君) これまでに把握をし
た再就職ということですね、三名を把握しており
ます。ただ、現時点で就職しているかどうかにつ
いては不明な点がございます。

○櫻井充君 済みません、通告しております。

委員長にお願いですが、改めて、その届出義務
のあるとかないとかいうこと関係なしに、国家公
務員を経験した方がこれまで、延べ人数でいいで
す、延べ人数で何人いるのか、そのことについて
是非理事会で御協議、報告の御協議をいただき
たいと思います。

○委員長(神本美恵子君) 後刻理事会で協議いた
します。

○櫻井充君 なぜこういうことを言っているのか
と申し上げますと、文部科学事務次官の方から文
部科学省にこの件で電話が入っているはずなん
です。このことは前回の予算委員会、それからほか
の予算委員会で質問させていただきましたが、ど
のような内容の電話があつたんでしょうか。

○政府参考人(佐野太君) お答え申し上げます。
先ほど先生がおっしゃられましたように、三月
の参議院予算委員会において先生から馳大臣の方
に、文部科学省の元事務次官が、文部科学省は医
学部新設の件について口出しするなという趣旨の
電話があつたことについて知っているかというお
尋ねがございました。

それを受けて、文部科学省大臣官房におき
まして医学部新設の関係職員に聴取を行ったところ、
そういう趣旨の電話を受けた職員はいな
かつたことを確認しております。

○櫻井充君 まあいいですよ、私は聞いています
から。私は知っていますから。誰かというの
は、これは公務員の方々が気の毒なのでそれは申し上
げませんけど、それはちゃんと聞いていますか
ら。それは調べ方が足りないだけですよ。そし
て、今のような趣旨のことが来ているんですよ
と、文部科学省は何も発言しないで、多分この八
月になると思いますけれども、黙つて認可を下ろ
せということなんだと思います。

こんなでたらめなことをやっていていいん
でしようか、本当に。この三省合意に従つて
とやつてくださいます。三省合意に従つて、三省の
合意に、去年の平成二十七年七月三十一日の合意
のとおりちゃんと判断していただけますね、文部
科学省。

○副大臣(義家弘介君) 先ほども答弁いたしまし
たが、医学部の設置認可に当たっては、国家戦略
特区で新設するという趣旨を踏まえた医学部であ
るかどうかが、その教育内容等について適切に判断
してまいりたいと思つております。

○櫻井充君 是非よろしくお願いしたいと思いま
す。

繰り返になりますが、ここで国家戦略特区の
この方針に従っている定数は二十しかないん
です。私は、この二十の枠は決して悪い枠だとは
思つておりません。医療のところで、メディカル
ツーリズムでこれから日本が、何というんでしよ

うか、外貨を稼ぐという言葉は悪いかもしれませ
んが、発展していく意味では、私はこれ悪いと
思つていないんです。

例えば、あれはアブダビだったかな、アブダビ
かどこかに行ったときに、中東に行った際に、財
務省の時代、国債売りに行ったんですが、そのと
きに面白い話をお伺いしまして、アブダビのお医
者さん、アブダビだったと思いますが、そのお
医者さんが国内では治療できませんと、そういう
ふうに認可すると、海外に行つて治療を受けられ
るんです、全部国家でお金持つて。しかも、家族
いっぱい来ます。ですから、そういう人たちが今
ヨーロッパとかタイとかに行つていて、日本
のその先進医療を受けに来てもらうということ自
体、私は悪いことじゃないと思つています。
ですから、そういうために医学部を新設しますと
いう、こゝまでは全く問題ないんですよ。だけ
ど、余計な百二十がくつついてくるんですよ。

繰り返になりますが、医師の需給問題はあと
十年以内にもう解決する問題なんですよ。あとは
偏在だけです。この偏在をどうしていくのか、そ
れから診療科の偏在をどうするのかということだ
けであつて、また医学部をこうやつて新しくつ
くつてしまつと、今度はまた医師定数、じゃ、ど
うするんだ、どこの大学を削減するのかと。みん
な削減したくないですから、はつきり申し上げ
て。

もう一つ申し上げておきたいのは、つくつたら
やつぱり潰せないんですよ。これは、ある歯学部
などは国からの助成金がなくてもやつていて、こ
ろもあるんですよ。だから、そういうふうになつ
てしまふ可能性があるから、問題が大きくなるの
でこのところはきちんとやつてほしい、ルール
に従つてやつてほしいと思つているだけの話で
す。

ある方々からこうやつて圧力が掛かっているわ
けですよ。しかも、官僚を大量に雇い入れている
んですよ。こういうやり方でこの特区を利用し
て、悪用して、医学部をこうやつてねじ曲げて新

設するなんというのはとても認められないことだ
と、私はそう思つています。

これ、大臣、担当じゃないかもしれないけど、
今のやり取り聞いていてどういう感想をお持ちで
しょうか。

○国務大臣(石破茂君) 今、義家副大臣から答弁
がございましたように、この合意というものがい
かにきちんと遵守されて、本来の特区の趣旨が発
現されるかどうかということが極めて重要だとい
うふうに考えております。

ですから、櫻井委員おっしゃいますように、特
区の趣旨というものは、この成田国際空港に近い
ということをはかりに生かしていくか。そし
て、また成田市から強い御要望があつたものでご
ざいます。成田市の御要望も踏まえて、本来の特
区の趣旨にふさわしい運営をしていかねばならな
いというふうに認識をいたしております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

そういうことなんだと思います。そのことに
よつて成田は成田で発展していくことになりま
すから、私は、このこと自体については異論はな
いんです。

ですが、繰り返になりますが、その特区の趣
旨以外のことに問題があると思つていて、き
ちんと精査していただきたいと思つていま
す、厚生労働省ともちゃんと話し合いをして、厚生
労働省から見れば、医師の需給問題、もうそろ
そろ医学部のこれから定数を削減しなければいけ
ない時期に入るわけですから、このところも踏ま
えて是非御検討いただきたい、そう思います。
さて、それでは本題に入らせていただきたいと
思いますが、まず、タクシーの件についてお伺い
していききたいと思います。

これ、いろんな問題点があるかと思いますが、
まず、その前に根本的なことをお伺いしたいと思
います。過疎地の観光地つてどこにあるんでし
ょうか。

○政府参考人(佐々木基君) お答えいたします。

今回の家用自動車活用の拡大につきましては、私も、いろいろな地域から要望を受けているわけでございますけれども、例を申し上げますと、秋田県仙北市、兵庫県養父市、京都府の京丹後市を始めとした特区内外の多くの地域から、観光客の利便性向上等を図るため、家用有償旅客運送に関し、その活用を提案を受けたところでございます。

例えばでございますけれども、仙北市、養父市や京丹後市の一部地域は、これは過疎地でございます。現に公共交通機関が不足しておりまして、現行でも家用有償旅客運送制度を活用しております。しかしながら、これらのいずれの地域におきましてもそれぞれ観光資源を有しておりまして、観光客の誘致に関心を持っているというふう

に聞いているところでございます。ほかの国家戦略特区の過疎地域等におきましても観光資源を有しておられるわけでございまして、このようなところが家用有償旅客運送制度を活用して観光客を誘致したいということを考えているというふうには私も承知しているところでございます。

○櫻井充君 仙北市はもう手を下ろしていませんか。
○政府参考人(佐々木基君) 私どもが把握している情報では、依然として観光客の誘致には関心を持っていてというふうには聞いているところでございます。

○櫻井充君 済みません、観光客の誘致なんて、それはどこの町でも、それはみんな興味を持っているんですよ。
そういうことじゃないですよ。今、手を挙げていたのが仙北市だと言っていました、仙北市は手を下ろしていませんか、もう。

○政府参考人(佐々木基君) まさに今御審議をいただいております法案が成立した暁に、それを活用して観光客の誘致に取り組むかどうかということにつきましては、それはまたそれぞれこれから法案の動向を踏まえて各地域で判断することにな

ろうというふうに思っております。

○櫻井充君 違いますよ。

最初に手を挙げてくれと云って手を挙げてみたんだけど、話が違ってからやめているはずですよ、こんなの。そういうことでごまかさないでいただきたいと思っております。私はタクシー協会からちゃんと確認取っているんですから。

ちゃんとした答弁してください。虚偽答弁になりますよ、こんなことを言っていたら。どっちなんですか。

○政府参考人(佐々木基君) 私どもとして、正式に仙北市からこれを取り下げたということは聞いておりません。

○櫻井充君 まあ分かりました。

仙北市は、確かに角館とか秋田の小京都と言われて観光地がございまして。私は、お隣の大曲で月に一週間ずつ仕事に行っていましたから、あの地域のことについてはよく分かっております。

じゃ、そうすると、この角館市にはタクシーが何台あるんでしょうか。そして、そのタクシーの利用率はどのぐらいでしょうか。

○委員長(神本美恵子君) どこですか。

櫻井充さん。

○櫻井充君 要するに、タクシーじゃ足りないからこういうことをやりたいというふうにお話されているから、そうやってお伺いしているだけの話です。

済みませんが、こちら側はレクの時間を取りましたけど、役所側はレクの時間に大幅に遅れてきてまして、私は五分のレクしか受けておりません。ですから、その中で質疑をちゃんとしようと思つたんですがそれができず、今こういう形で通告させていただいております。これは、済みませんが、とにかく後で、じゃ、資料を出してください。

それからもう一つ申し上げておきたいのは、過疎地でも、今言つたような町中にはちゃんとタクシーがあるんですよ。角館市の、旧角館の場合にだつてタクシーはありました。そういうのを、例

えば僕は、どこがいいですかね、大内宿だつて、タクシー利用して大内宿へ行きましたから。ですから、決してその地域にタクシーがないわけじゃないんですよ。だつたとすると、なぜこういうことをやらなきゃいけないのかと。これも、実は後ろにこのことによつて利益を得ようと思つている人たちがいるわけですよ、はっきり申し上げておきますが。そのことによつて犠牲になる方々を考えてください。

まず、先にタクシーの規制緩和を、これは大臣、ちよつと所管外かもしれませんが、私、おとといの予算委員会でも質問させていただきましたが、タクシーの問題については国会でちゃんともうこれ以上規制緩和したら大変だから減車しますと、減車ができませんと、二回法律が通りました。一回目は公取から横やりを入れられてなかなか進まなくなつたので、今度は公取を関与させないで減車できるようにしたわけですよ。だけど、せっかく減車できる内容を作つておきながら白タクが参入していったら、タクシー業界どうなると思ひますか。

こういうことを考えてくると、私は、国会で決めたことの方がはるかに大事なはずですよ、国会議員は国民の代表なんです。だけど、規制改革会議というところは、自分たちの企業の利益を出したいがためにいろいろ発言されている方々も今までずつといっぱいいらつしたんです。そういう意味でいうと、このところの規制緩和と云うことを止めていかないと、本当にタクシーの方々、運転手さんたち、会社の方々だけではなくて、国民の皆さんの安全が守られないと、そう思っているんですよ。

そういう意味で、繰り返しになりますが、規制改革会議の決定と、それから国会で法律が通つたことと、どちらが重要だとお考えでしょうか。

○大臣政務官(酒井庸行君) お答え申し上げます。

内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議を含め、行政の決定が今回で決まつた法律に載つて

いるというところでございます。

○櫻井充君 そうすると、行政側は国会の決定そのものの自体は尊重されなかつたということでしょう。

○大臣政務官(酒井庸行君) ちよつと意味が分かりません、ごめんなさい。

○櫻井充君 国会では、タクシーの減車をしたいかないと、例えば仙台の場合は、しゃれじゃなくて千台増えたんですよ。そのために何が起つてくるかという、客の取り合いから始まつて、ヒヤリ・ハットなんというのが物すごい数で増えているわけですよ。それから、一時期は渋滞を起こして排ガスどうなるんだとかそういう議論になつたので、それがあつて減車しようという話になつていっているんですよ。これは仙台だけではなくて、仙台が一番多かつたんですよ、だけど、仙台だけではなくてほかの地域もそういう状況になっているから、これは超党派でみんな議論して、減車しようということになつたんですよ。

だけど、減車しようと言っているその一方で、規制改革会議は、減車の台数がこんなのも多過ぎるから駄目なんだとか、それから今回のように白タクを認めるとか、これ、我々が決めたことに完全に反するような内容のことを提出してきているじゃないですか。違いますか。

○国務大臣(石破茂君) 今回お願いをしておりますのは、これを白タクというふうなカテゴリーで私どもとしては認識をしておらないところでございまして。これも委員全て分かつた上でおっしゃつておられることだと思ひますが、これが白タクを認めるものだというふうな、そういうふうなラインに乗っているものではないと思ひます。実際に過疎地において、私も角館とか見てまいりました、そんなにタクシーがいっぱい走つていいるとは思ひませんが、必要なときに必要なタクシーがいるかという、決してそうではないだろうと思つております。

私の選挙区なんかはもう過疎の最たるものですが、タクシー一つ一つの町に二台あるか三台ある

かで、たまに列車が来たりしますともうタクシ
ゼロみたいなことはあるわけで、そこにおいて、
当該地域におけるそういうタクシー業者等を営む
方々ときちんと協議をした上でやるかやらないか
ということを決めるものであって、これは白タク
を認める法案だというふうに私もとしては全く
認識をしておりませんし、超党派で御議論なりタ
クシーの減車をやっていかないと、これはもうタ
クシー労働者の処遇というものは極めて厳しい状
況になるという認識もいたしております。

そういうような面で、白タクを認めるというよ
うなものでもございませぬし、仙台市の例とは全
く異なるものだと思いをいたしております。

○櫻井充君 分かりました。

じゃ、白タクという言葉を使うのはやめた
いと思いますが、一方で、そうすると、認可され
ている、国でしょうか、地方自治体なのか、タク
シーの会社がございます。その認可されていな
い方々が、何らかの形で新しく認可されてタク
シーの行為に似たようなことを行うことを今回こ
の中に含まれているんだと思います。で、イン
ターネットで利用したという、これは別に私はい
いことだと思っておりますが、今でももう無線でお
客さんがいないとそれはできるわけです。ですから、
やるんだしたら別に既存のタクシー会社に対
してこういうものをやらせればいいだけの話で
あって、わざわざほかの一般の方々を使つてやる
必要性がないんじゃないかと思っております。

私、さっきの上月さんの議論も含めてですけ
ど、資格って一体何なんだろうかと。タクシーの
運転手さんになるためには二種免許必要なんす
よ。今、一種免許取った後三年間たたないと二種
免許取れないんですよ。それは、ちゃんとした経
験を踏まえないと安全運転できないからというこ
とが原則であつて、そのための規制なんですよ
ね、そのための資格なんですよ。資格のない人
がほぼ同じような行為をすることそのものであれ
ば、資格が必要なくなるんじゃないですか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げま
す。

二種免許につきましては、いわゆる道路運送法
に基づきますタクシー事業、この許可を取つて、
まさにビジネスとして、営利事業として行う場合
のプロドライバーということの前提条件でござい
ます。

一方で、現行の自家用有償の制度、それから今
回御提案申し上げておりますところの特例措置も
同様でございますけれども、こちらは、バスであり
ますとかタクシーの利用が困難である地域におい
て、そういう意味においてはやむを得ず例外的に
自家用車に頼らざるを得ない地域において認める
ということでございますので、そういった意味に
おいて、しかも株式会社ではなく市町村ですとか
NPOといった非営利の方に限つて認めるという
ことでございまして、営利企業の道路運送法に
基づくプロドライバーの世界と今回認める世界に
ついては若干の差異を設けているという状況に
ございます。

○櫻井充君 NPOであれば、そうすると資格な
くて何でもやれるということですか。そういう話
ですよ。いいでしょうか。

○政府参考人(持永秀毅君) 補足させていただきます。

現行の制度、それから今回御提案申し上げてお
ります制度も同様でございますけれども、自家用
有償の運転手を務める場合におきましては、二種
免許を持つていないこと、ないしは、一種免許はも
う当然必要ですけれども、一種免許を持つていれ
ばいいというわけではなく、一種免許プラス大
臣認定の講習を受けていただくということが前提
となっております。

○櫻井充君 じゃ、もう少し具体的に聞いていき
たいと思いますが、その方が例えば事故を起こ
しました。そこを利用している方々だとすると、
タクシーの場合には多分補償が出るんだらうと、
補償が当然出されるものだと思っておりますが、そ
れは保険に入っているからだと思っております。

す。そうすると、こういう車に乗った際に事故を
起こして、そこを利用した方が例えば亡くなった
場合にはちゃんとした補償を出していただけるん
でしょうか。そういう保険に入ることも私は義務
付けたいとおかしいと思ひますけど、いかがで
すか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げま
す。

道路運送法に基づきますタクシー事業におきま
しても、それから現行の自家用有償制度、いずれ
におきましても、事業を行う主体に対して、
事故、万々が起きたときのための補償、まさに
保険ですけれども、入ることを義務付けておりま
す。今回新たに御提案申し上げております制度に
つきましても、同様の保険に入ることは義務付け
ることを予定しております。

○櫻井充君 済みません、それは法律の条文のど
こに書いてあるんでしょうか。私は法律は一応読
んできましたが、その条文が見当たりません。済
みません、教えてください。

○委員長(神本美恵子君) 答えられますか。
速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(神本美恵子君) 速記を起してください。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明を申し上げま
す。

法律では保険ということが直接出てきておりま
せんが、規則において保険への対応を義務付けて
いるところでございます。

○櫻井充君 済みません、まだ規則はできていま
せん。その規則を作るに当たつての根拠法が必要
です。その根拠法の条文を教えてください。

○政府参考人(持永秀毅君) おっしゃるとおり、
今回の新しく御提案申し上げている制度につきま
しては、法律が成立した後において規則を作るこ
とになりますのでございせんので、一方で、現
在御提案申し上げている法案におきましては、入
口は特区法ですけれども、制度の実際の中身の

ころは道路運送法に基づく制度に乗つることに
なっておりますので、道路運送法に基づく省令の
中で手当てをさせていただいておきます。

○櫻井充君 済みませんけど、これ安全を確保で
きるかどうかというのが一番なんですよ。さっき
の上月さんのバスの話じゃありませんが、規制緩
和したときに人の命が守られるかどうか、万が一
事故が起こったときにきちんと補償されるかどう
か、こういうことがない、担保されていないから
皆さん不安になつていらっしゃるんですよ。

何となく、それは確かにタクシーがちょっとい
ないときにどこかに電話して来てもらつたら、そ
れは便利かもしれませんよ。だけど、その際にそ
ういう事故が起こつたらどうするかということ
の、済みませんけど、規則はあなたの方が勝手に作
れるものじゃないですよ。ここは法治国家なんだ
から、根拠法があつて、その上に政令とか省令と
かで上がつていくんでしょう。だつたら、ちゃ
んとした法律、これを読み込んでいただくことを
ちゃんと教えてください。

○委員長(神本美恵子君) 答えられますか。
速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(神本美恵子君) 速記を起してください。

○政府参考人(持永秀毅君) 失礼いたしました。
まず、特区法におきましては、特区法で入る制
度でございますけれども、現実の法律の、法令の
当てはめについては道路運送法のみになつて
おります。

一方で、道路運送法ではどうなつているかとい
いますと、道路運送法の七十九条の九という規定
がございまして、この中で、旅客の安全等のため
に必要な事項として国交省令で定めるものを遵守
せよという規定が、七十九条の九の第一項でござ
いますけれどもございまして。この省令として幾つ
かのものがございまして、その中の一つとして、
現在の、これは新しい制度ではなくて現在の自家
用有償についてのことでございましてけれども、省

令の五十一条の二十二という規定がございます。この中で、損害の賠償をするための措置ということで、国交大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかねばならないという義務付けを掛けておるところでございます。

○櫻井充君 この法律の十六条の二に、これ新設されているんですが、道路運送法の特例を設けているわけであって、これ以外は道路運送法に全て準ずるということになるんですね。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

委員御指摘のとおり、事業のスタートに当たっては、区域会議ですとか特区法に基づく協議が入ってきますけれども、事業の実施の段になりますと、そこは道路運送法の下で行われることになります。

○櫻井充君 分かりました。

じゃ、特例で認められるのはこの特区法の十六条の二の項目だけであって、それ以外は全て道路運送法に従うということでしょうか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

御指摘のとおり、特区法の今回の法案におきましてもまさに道路運送法の規定を適用すると書いてございますので、委員御指摘のとおりでございます。

○櫻井充君 そうすると、安全管理のための車のチェックを行わなければいけないんですが、これはどういう形で担保されるんでしょうか。

○政府参考人(持永秀毅君) 安全管理につきましては、道路運送法に基づきます現行の自家用有償運送、これと並びのことを考えておりますので、例えば、運転者については先ほど申し上げたようなことでございますし、車両につきましては整備や管理をする者を置かなければいけないということにする予定でございますし、車検については今の制度と同様でございますので二年ということになる予定でございます。

○櫻井充君 済みませんが、予定ではおかしい

話ですよ。今自分で道路運送法に従うと言っているんですから、道路運送法にちゃんと全部、全面的に従ってもらわなきゃいけないはずですよ。特例はここに挙げている項目だけであって、それ以外は全部従うんじゃないんですか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

委員御指摘のとおり、道路運送法の規定を受けることになりましたが、その具体の中身については、まさに、今申し上げたのは現行の自家用有償のことですけれども、今回の新しい制度が入ってきた場合にはその新しい制度に係る省令を制定する、また場合によっては告示なんかもあるかもしれないかもしれませんけれども、ことになりましたので、そういった意味において予定と申し上げたところでございます。

○櫻井充君 済みませんが、なぜそういうことが可能になるんでしょうか。いわゆるダブルスタンダードです。なぜダブルスタンダードが可能になるんでしょうか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

先ほどから申し上げておりますが、入口のところの手続は特区法で入ってまいりますけれども、実施の段に当たっては道路運送法の世界で実施していただきますので、道路運送法に基づく省令なりなんなりというのは、道路運送法を所管する国交大臣の権限の中で適切に決めていくというものでございます。

○櫻井充君 済みませんが、先ほどは道路運送法に全て従うと言っていたわけですよ。そこで、今度は政令、何になるのか、規則になるのか分りませんが、それを作る時には、既存のタクシー業者と今度そういう行為をやる人たちと違うスタンダードになるわけですね。だったとすると、それは特例じゃないですか、特別な例外規則じゃないですか。だったとすると、なぜその例外規則が認められるんですか。それこそまさしくこの法律の中に根拠法を書かない限りは、今、今で

すよ、御自身が道路運送法を適用するとおっしゃったんです。だったらちゃんと適用してくださいよ。それなのに、今度になったら、規則は、いや、二つありますと。どっちが正しい答弁なんですか。

そして、繰り返しになります。規則が二種類できるんだとすると、同じ行為をするにもかかわらず二つできるためには何らかの条文が必要だと私は思いますが、それが不要でそういう規則が定められる根拠を教えてください。

○政府参考人(持永秀毅君) お答え申し上げます。

まず、道路運送法の中では、タクシーの事業それから自家用有償の事業、両方とも道路運送法の中で規定があり、必要な規定を置いております。一方で、今回の特区法におきましては、まさに区域会議等の手続を経て入ってきた場合は、道路運送法における自家用有償とみなして必要な法令を規定するというような立て付けになっております。

先ほど申し上げたのは、タクシーとは、今の自家用有償においても、タクシーの規制内容、それから今の自家用有償における規制内容は違っております。具体的には、先ほど御質問ありましたように、運転手の要件なんかも違います。

今回の特例措置におきましては、タクシーではなくて現行の自家用有償制度を一種特例的に拡大するもので、その制度がベースになるのかと思っておりますので、今回、道路運送法の方に自家用有償のみならず入ってくるということで、道路運送法に基づく省令の中で、今の自家用有償とパラルレルのような形で、新しくできる特例の部分についても必要な運送主体ですとか安全要件を規定していくということでございます。

○櫻井充君 大臣、これ、今回の最大の問題というのとは何かというと、安全性なんですよ。別に難癖付けているわけでも何でもなくて、安全性が担保できるかどうかを確認しているだけです。例えば、自動車の整備はちゃんとしてあって、万が一

です、万々がブレーキが利かなくなっている事故を起こしました、そのときに乗車していた人たちに對する補償はどうなるんですかと、当たり前のことを聞いているんです。そのことを行政側がきちんとできなかつたら、チェックできなかったら、こんな認められないですよ、普通に。だって、この人たちに命預けるんですから。そういうことなのに対して今のような答弁では、とてもじゃないけど僕は認められないことになるんじゃないかなと、そう思いますけど、大臣、いかがですか。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来国交省がお答えをしておるとおりであります。あえてお尋ねでございますので申し上げますが、現行の自家用有償旅客運送制度の枠組みで行うと、それにこういうような人たちが入ってくるわけで、入ってきた後は今の枠組みの中で行う。委員がおっしゃる安全は一体どうなるのだ、利用者の保護は一体どうなるのだということですが、車両について申し上げれば、普通の自家用車ならば定期点検整備は一年であります。しかし、今回の場合でも、これは半年、六か月ということになりますから、はるかに厳しと。また、車両整備や運行管理を行う者を選任するという。そして、第二種運転免許を持つているか、若しくは第一種運転免許に係る大臣認定講習の修了、この内容についてはまた国交省が御説明申し上げるかと思います。そういうものを義務付けるわけでありまして。

よって、こういうようなことを法令により運送の実施主体である市町村又はNPOに義務付けるということになるわけで、利用者の方々、安全、そしてまた万々が事故が起ったときの補償というものが、これがなされないようであるならば、委員が御指摘のようなことに相なります。

私どもとして、そういうような安全とか万が一事故が起ったときの補償とか、そういうものに問題があるということだと認識はいたしておりますが、こういうような特例なので、それはもう安全でもないよ、あるいは補償もないよ、だけ

れどもおたくの地区はそういうニーズがあるんだから我慢してねというような、そういうような特区を運営するつもりはございません。

○櫻井充君 もう少し議論したいんですが、ほかの案件もあるので、ここでこの問題については終わっておきますけれども、とにかく安全が確保されるかどうかというところがやっぱり僕は一番の課題なんだと思っています。

タクシースの事業者は、例えば十八歳で一種の免許を取ったとしても三年間免許取れないんですよ、二種免許が。だけど、三年間ペーパードライバーでもいいんですけど、だけど三年間置いているんです。今タクシース協会から言われているのは何かというと、せめて青葉マークが取れ、若葉マークというんですか、あれが取れた時点で、一年間経験すれば取れるようにしたいじゃないかと、その一年間どういうことをやってきたのか、例えば走行距離がどのくらいだったとか、どういう仕事をやってきたのかとか、そういうところに対しては非常に厳しくて、一方で、こういう特区になっちゃうとみんな甘いんですよ。だから、そうすると既存業者には非常に厳しくて、これから新しくできるものについては甘いと。

もう一点申し上げておきたいのは、これを利用して利益を出したい人が後ろに見え隠れするんですよ。このことが認められないならどうしたいとか、いろんなことをおっしゃっている方がいらっしやいます。こういうことがあるからこそ本当に大丈夫なのかということの心配が起こってくるので、是非ここはきちんとやっていただきたいと思っています。

もう一点、今度は薬を対面ではなくて電話で服薬指導することができまうということになってるんですが、これで本当に安全は確立されているんでしょうか。

○政府参考人(森和彦君) お答えいたします。

処方薬につきましては、対面により薬剤師と患者の双方で柔軟かつ臨機応変なやり取りを通じて患者様の状態を慎重に確認するとともに、適切

な指導と指導内容の確実な理解の確認を図ることが重要であると考えております。これにより、医薬品の有効性及び安全性を確保し、保健衛生上の危害の発生等の防止に資するものと考えております。このため、今回この特区の事業におきまして対面服薬指導の特例措置を設けるに当たりましては、安全性を確保するための措置を講ずるということにしております。

具体的には、本事業は、地方公共団体により薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置、これは地域の医療従事者による協議会において決定されるものでございますが、こういった措置が講じられている区域で行われるということにいたしますとともに、事業を実施する薬局についても、遠隔服薬指導を適切に行うための基準等を満たした上で都道府県等に登録を行うということにしております。さらに、遠隔服薬指導の実施記録を保存し、副作用に関する情報を含めその実施状況を都道府県知事等へ定期的に報告するということを義務付けることとしてございます。

○櫻井充君 遠隔のこういう服薬指導ができるのは恐らく大手なんだろうと、そう思います。その大手が余りに利益を出し過ぎているので、例えば門前薬局などについての処方箋の枚数を調整するとか、今回の診療報酬改定などで様々やってきているはずなんです。そうすると、これ、本当にまた大手だけが利益を上げるようなことにつながっていきませんか。

○政府参考人(森和彦君) お答えいたします。

まず、患者様が薬剤の交付を受けるということにつきましては、患者様が薬局を選べるというその原則が重要でございます。

今回の実施事業において、医療機関が遠隔服薬指導を行う薬局を決めるというようなことではございませんで、薬局を選択されるのは患者様が事前に、薬局と患者様が用いるテレビ電話の装置が映像と音声を通じて送受信できるかどうか、こういうことを確認して遠隔での服薬指導を開始

するということにしております。

こうしたことを前提にしておりますが、近年のIT機器の進歩が非常に著しいこともございまして、かなり良質な映像や音声伝送できるようなそうした装置は、これは比較的容易に整備ができるというふうにご考えてございまして、大手の調剤薬局だけがその整備をするという、ハードルになっているということでもございまして、患者様が信頼できる薬局を選ぶという考え方でございまして、必ずしも先生おっしゃるような大手の薬局だけに集中するということになるかどうかは明らかではないのではないかと考えてございまして。

○櫻井充君 甘いですよ。

設備投資をこれはしなきゃいけないので、それなりの余裕がなきゃいけないし、それから、人員が豊富じゃないとできないんですよ。今、日常業務だってみんなやっとなんですよ、地方の本当に小さいところは。

これ、地方の薬局がもしこういうことになって、また利益を失って潰れていくことになったらどういことが起こるか、考えたことありでしょうか。

例えば、おなか痛とか頭痛とかいうと、近くに薬局さんがなければ、結局救急外来に来ることになるんですよ。今ですら救急病院は、本当に医者は疲弊している中でそういうところに行かなきゃいけない。利用される方にとっても非常に不便なわけですよ。

そういうことを考えてみると、本当に地方の、ちゃんとそうやって地方の医療を守っているところこそ大事にしていかなきゃいけないのに、何かこうやって大手だけが優遇されるようなやり方にしていくこと自体おかしいと思います。

今、それから、患者さんが選べると言いました。患者さんなんか、済みません、怒られること覚悟で申し上げますが、臨床の現場に私おりましたので、田舎であるほど高齢者の方が多くて、自分がこの薬局がいいですよ、そんなの選べない

と思いますよ。

それから、普通に考えてくださいよ。この処方箋は医者が書いているはずですよ。医者が処方箋書いているとすれば病院に行っているはずですよ、絶対に。病院の隣に基本的ないうと薬局がありまして、今、わざわざこんなことをやる必要性ないじゃないですか、私はそう思いますけど、いかがですか。

○政府参考人(森和彦君) 委員御指摘のような懸念は私どもも一部考えているところではございまして、そもそも、厚労省としては、患者本位の医薬分業を実現するために、患者さんが服薬されている薬について一元的かつ継続的に把握するというところに取り組みがかりつけの薬局、薬剤師、これを推進しているところでございます。

こうした取組を今後も引き続き続けていく中で、適切な服薬指導が行えるように努めてまいりたいと考えてございます。

○櫻井充君 今、ちょっと相当大事なことを言いましたよ。

かかりつけ薬局は、そうするとテレビ電話でも可能になるんですか。今そういう話ですよ。私は、まさしくこのところをお伺いしようと思っていたんですよ。

かかりつけ薬局をこれから充実させていきますと、診療報酬改定の本体の中で八十億付いてますね、薬局で。その目玉がそこだったはずなんです。じゃ、テレビ電話でそれが可能になるということですか。

○政府参考人(森和彦君) お答えいたします。

かかりつけ薬局の推進をしているということ、この場合のテレビ電話を利用した遠隔服薬指導というのが一対一に必ず結び付いているということでは必ずしもございせんが、実際に今回のテレビ電話による服薬指導のケースについては、委員御指摘のように、遠隔診療をやっている中で、のケースとして、患者様と薬局が特区の中に存在する場合を想定して、その特例という形で整備をしようとしているものでございます。

今、櫻井先生の方から組織の話についていろいろ議論があったのかというお尋ねでございますけれども、規制改革会議からは、組織の大きな、大幅なイメージ、今四十七都道府県あるものについて例えば地域ごとにまとめられないかと、そういった議論はなされておりましたけれども、我々検討会を立ち上げて、今後、業務の見直しをする中で、まだ今後の組織の在り方についてはこれから検討していくということで、初めに何々ありきということではございません。

○櫻井充君 現実的なお話させていただきますと、例えば東北六県で仙台に集めました。最後はこのレセプトそのものをチェックしなきゃいけないですね。機械でチェックできるわけではなく、最後は全部医者がチェックすることになっていきます。そうすると、青森県からのレセプトから秋田県からのレセプトから、何から何まで宮城県の医者が見ることになるんですよ。マンパワー絶対足りないですからね、言っておきますけど。こんなもの物理的に無理で、今だってその支払基金の審査をやるという雑務に追われていること自体が大変なので辞めたいと言っている人たちがもう相当いるわけですよ。

だけど、これがないとかなり大変なんです。例えば、僕自身はぜんそくの患者さんも診ていましたが、薬の例えは何錠までとかという制限があるんですが、それでは血中の例えはテオフィリンという薬の濃度が上がらないものだから、九錠や十二錠投与しないとぜんそくのコントロールの付かない人たちがあの当時いたんですね、今はいい薬になって随分変わりましたけど。だけど、そういう場合に一々、そのところで医療人じゃないとやり取りができないんですよ。どういう理由で、そして、しかもあの当時は血中濃度の測定も義務付けられたんで、血中濃度はこうですからねと言って、それで初めて、じゃこれは認めましょうということになっているんですよ。だから、どこに一体問題があって、どこをどうしなきゃいけないのかというのは、ちょっと僕は違うと思ってい

るんです。

ただし、改善点があるとすれば、今は病名と検査、病名と治療、もう病名が正しいことありきでずっとやってきているんです。もし本当に問題点があつてそこを探していきたいとすれば、病名があつて検査をしました、その陽性率が本当に適正かどうかを見てもらいたいんです。要するに、何でも検査しているとどこもいっぱいあるんですよ。そういう何でもいっぱい検査やっていると医療費が膨らんでくるのであつて、これは、僕は財務省とそれから厚生労働省両方いたから両方に言っているんです。そういうチェックをすべきですよ。

今のレセプトのチェック上言っていると、繰り返しになりますが、今の治療や病名と薬、こういったものをそこから何かの無駄を見出してこうというのは難しいと思います。なぜなら、もう一つ言っておきますと、その使った薬、使った検査によってもう今コンピュータは全部病名出してくれていますから、そのまま出してくれませんか。だから、やっぱりそういうことではなくて、現場でどういうことが起こっているかということとちゃんと判断した上でやらないと、医療の効率化というのは私は進んでいかないと思っています。

そういう意味で、今の支払基金の議論は、残念ながら私は、骨格は今までどおりでよくて、もし問題があるのであればマイナーチェンジ、どっかでするかどうかというだけの話だと思っていますが、いかがですか。

○政府参考人(谷内繁君) お答えいたします。

今、櫻井先生おっしゃいましたように、規制改革会議の議論の中でも、お医者さんによります審査支払の重要性というのは非常に認識されておりまして、それが大きく変わるといことは我々想定しておりませんけれども、いずれにしまして、この有識者の検討会の中では、業務の効率化、どこまでできるかゼロベースで検討せよということでございますので、それを踏まえてどこまでできるか、また櫻井先生がおっしゃったよ

うなことも含めまして検討していきたいというふうに考えております。

○櫻井充君 最後に、大臣にちょっとお伺いしたいことがございますが、先ほどの問題の前にもう一つ、竹中平蔵さんってそんなに有能な方なんでしょうか。要するに、よく有識者に出てくるんですけど、今回も大学の教授で出てきているんですけど、この方はある人材会社の会長であつて、そういう立場で発言されていることはいっぱいあるんですよ。例えば、正社員が悪いと。だから、まるで派遣会社の人から見れば、その派遣の社員が増えればもうかるからそういうことで。この人がだから、僕は元々ずっと聞いて続けてきていますけど、日本を悪くした一人だと思っているんです。大臣、どうお考えでしょう。

○国務大臣(石破茂君) それは、ここで人物評をできるほど私も知識があるわけではありませんが、私も十四年前に、当時の小泉内閣で私は防衛庁長官で、竹中氏が経済改革担当大臣でしたから、まだ総務大臣になる前だったと思いますが、大臣をやっておられたときからいろんな仕事と一緒にしてまいりました。

委員が御指摘のように、私利私欲というか個別個略というか、そういうことで政策を曲げてきたという認識は私自身持つておりませんし、内閣として、彼のそういうようなことに直接関与するようなことについて影響力を行使させたというような事実はないと承知をいたしております。

ただ、そういうような御指摘が委員からつとになされておるところでありまして、そういうような誤解というのかな、誤解と言つてはいけないうのでしようか、委員の認識が持たれないような努力は私も政府としてもしていかなければならないと思つております。

いずれにいたしましても、人物を論評できるほどの能力はございません。申し訳ございません。

○櫻井充君 無理な質問して済みませんでした。最後に、冒頭申し上げた規制緩和と地方創生の関係については、大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 規制緩和すなわち弱肉強食かといえ、やはり規制を緩和しなきゃいけない部分があるんだと思います。規制があるがゆえにコンサバティブな旧来型のビジネスモデルが残っちゃっているところもたくさんあつて、やはり規制を緩和することによって新しい地域の経済が生まれるということもあります。

その大店法の議論からいえば、私どものところもまさしくそうであつて、ただ、そういう大きなお店ができたから中心市街地がみんな寂れたかというところ、それをエクスキューズにしちゃっているところがありはしないかと。つまり、全てそういうような某々何とかというところがあつて中心市街地が駄目になったかといえ、必ずしもそうではないだろうと思つています。

他方、農地転用等々によつて安く土地を手に入れた、もちろんそれはきちんとした手続にのつていてるわけですが、大規模店舗ができました、人口が減つたので撤退しちゃいました、あとには何も残りませんというのが一番良くない事態だと思つております。

そうならないように、既存の商店街もどういうような形でそういうような、常にその場の利益しか考えないような大規模店舗が仮にありとせば、そういうものから地区の人たちを守っていくような努力というのは既存の商店街や既存の住民もしていかなければならないことだと思つておりまして、そういうような規制緩和によつて地域が衰退することのないようによく配慮をしていかなければならないというのは、今日の議論を聞いて改めて思つたところでございます。

○櫻井充君 済みません、時間が来たのでちょっと一点だけ。

私の考えで申し上げますと、大臣、御答弁ありがとうございました、パイが広がるものは規制緩和していいと思つていいます。広げてパイが変わらないところで規制緩和すると過度な競争が起ころ、競争というのは基本的にいうと価格競争です。そのことによつて、例えばバスの事故のよう

なあああ悲惨なことが起こってきますので、規制緩和をすればバラ色の社会ができるような議論、それから小泉・竹中改革のときに競争すれば幸せになれるんだという話が随分ありました、ここ十年間ずっとやってきて、必ずしもそうではないと思っています。

役所の人たちにも僕は頑張っってほしいと思うのは、規制を強化して実は雇用って新しく生まれたりするのはいっぱいあるわけです。例えば、介護保険制度というのができて、こういう人じゃないと介護はできませんと言われたから、まあ給料はどうかは別として、新しい職種が生まれてくるわけですよ。そういう意味で、もうそろそろ規制緩和だけがバラ色の社会だということではなくて、全体の規制の在り方を改めて検討する時期に入ったんじゃないかと、そのことを申し上げて、質問を終わります。

今日はどうもありがとうございました。

○委員長(神本美恵子君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時開会

○委員長(神本美恵子君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、世耕弘成さん及び山下芳生さんが委員を辞任され、その補欠として山田修路さん及び辰巳孝太郎さんが選任されました。

○委員長(神本美恵子君) 休憩前に引き続き、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本香苗君 午前中、上月先生、また櫻井先生と大変充実した質疑が続きましたので、ちよつとかぶらないテーマで行かせていただきたいと思います。

障害者雇用率の算定特例の拡充についてお伺いさせていただきますと思いますが、今回の特例で、有限責任事業組合、LLPがこの障害者雇用率の通算が可能となる特例が創設されることになるんですが、全てのLLPではありません。法律案におきましては、厚生労働省令で定める要件を満たす特定有限責任事業組合に限るとなっておりますが、この厚生労働省令で定める要件、どう規定されるおつもりですか。

○政府参考人(広畑義久君) お答え申し上げます。

今御指摘の省令の中身でございますけれども、中小企業において障害のある方の雇用を促進するという特例の趣旨に適した有限責任事業組合、LLPを対象にする観点から、組合が満たすべき要件を改正後の国家戦略特別区域法第二十條の四に基づきまして省令で定める予定でございます。

具体的には、一つ、中小企業者のみがその組合員となつてゐること、二つ、有限責任事業組合が国家戦略特別区域内のみに事業所を有していること、三つ目としたしまして、組合員である中小企業者が自ら雇用する労働者が障害者一人以上の雇用義務が生じます常時五十人以上であること、四つ目としたしまして、組合契約におきまして総組合員の同意を得なければ組合員の地位を譲り渡すことができないこととしていることなどの要件が必要なのではないかと現段階で考えてございます。

法案が成立した後に、障害のある方の雇用が促進されるよう、改めて整理した上で、改正法の施行までに労働政策審議会で御議論をいただき、省令を制定する予定でございます。

○山本香苗君 今おっしゃっていただいたような要件を満たしているかどうかというのは、どこがどうやって判断するのか。また、要件を満たさなくなった場合にはこれを取り消すということもできるとありますが、そのチェックはどこが行いますか。

○政府参考人(広畑義久君) お答え申し上げます。

まず、本特例の活用の際には、ただいま御紹介しました改正後の国家戦略特別区域法第二十條の四第一項に基づきまして、まずはその有限責任事業組合、LLPが中小企業における障害のある方の雇用を促進するという特例の趣旨に適したものであるための要件を満たしているかを確認した上で、この特例の活用を盛り込んだ区域計画を内閣総理大臣が認定することになります。

また、事業協同組合等とみなされた有限責任事業組合が事業協同組合等の算定特例の認定を行う際には、現行の特例と同様に、障害者雇用促進法第四十五條の三第一項に基づきまして、申請書や障害のある方の雇用促進のための実施計画のほか、認定要件を満たしているか確認するための書類として、有限責任事業組合の定款や規約の写しなどについて有限責任事業組合の所在地を管轄するハローワークへの提出を求め、内容を確認した上で厚生労働大臣が認定を行うことを考えております。

また、認定後に要件を満たさない状態となつていないかどうかの確認につきましても、現行の事業協同組合の特例と同様に、障害者雇用促進法第四十五條の三第七項に基づきまして、毎年の障害者雇用状況報告に併せまして、引き続き要件を満たしていることを証明する書類を有限責任事業組合の所在地を管轄いたしますハローワークへ提出させるなどいたしまして、適切に活用が図られるように取り組んでまいります。

○山本香苗君 高い障害者雇用率の企業とまた法定雇用率未達成の企業というのが、今回の措置を活用することによって一人も雇用が増えないとか若しくは減るといったことがない仕組みになっているということでしょうか。

○政府参考人(広畑義久君) お答え申し上げます。

今回の措置は、先ほど申し上げましたように、現行の事業協同組合等算定特例の対象に新たに有限責任事業組合を加えるものでございます。

このLLPを活用する場合であっても、現行の特例と同様に、障害者雇用促進法に基づき、先ほど御紹介しました障害のある方の雇用促進のための実施計画の策定等を行い、厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。

また、認定後に要件を満たさない状態となつていないかどうかの確認につきましても、先ほど御紹介しましたように、現行の特例と同様に、毎年の障害者雇用状況報告に併せて、引き続き要件を満たしていることを証明する書類をハローワークに提出させることとなります。

さらに、LLPやその組合員たる企業において障害のある方の雇用が進まない場合には、障害者雇用促進法に基づき特例が取り消され、それぞれの事業主が雇用率達成指導の対象となります。

このように、今回の措置におきましても、障害のある方の雇用の促進に逆行することのないよう、都道府県労働局において指導監督をしっかりと行つてまいります。

○山本香苗君 要するに、従来の事業協同組合等と全く同じ仕組みの中に入れ込むんだ。今おっしゃっていただいたように、実施計画におきましてそういう悪用するようなものはそもそも認定しないんだと、そして毎年毎年ちゃんとチェックするんだと、そういう仕組みだということでありまして、ここは確認をさせていただきます。

ここで石破大臣にお伺いしたいと思います。今、今回の特例の効果はどう見込んでいらっしゃるんですか。これ、実際は手を挙げていただくわけですから、どれぐらい手が挙がるとお考えでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 何にしても、障害をお持ちの方々の雇用というものが増えなければいけないということでもあります。そういったしますと、今中小企業におきましては、同じ業種の方々と組織をする、同じ業種の法人で組織をする事業協同組合につきまして障害者雇用率を通算できる特例制度があるのですが、使いにくいということなのだと思ひますが、これが四件にとどまっているとい

うことから今回の改正に至ったものと承知をいたしております。

すなわち、異業種の企業の参画も可能であります。簡便に設立できると思われる有限責任事業組合、LLP、これは登記のみでできるわけであって、そうすると、そういうLLPを障害者雇用率を算出できる特例の対象とする、これによって中小企業における障害者雇用を促進するということがあります。

ですから、今の特例制度の活用実績が四件なので、これではもうお話にも何にもなりませんねということがあります。これが何件というふうな数字を申し上げることはなかなかできないのでありますが、本当にこれを達成することによって障害者の方々の雇用が高まっていく、もっと別のやり方もあるではないかという考え方もあるのかもしれないませんが、やはりそこにおいて雇用契約がきちんとなされるということが大事ではないかなというふうに思っております。異業種の組合によってそういうことが促進されるように努力をしてまいりたいと考えております。

○山本香苗君 障害者雇用を増やしていかなくちゃいけないと、その中で一つの手段として今回こういうものが入れられるわけなんです、そもそものこの提案というのは徳島県徳島市から出てきているんですね。現時点で徳島県も徳島市も要するに指定されておられません。また、当初の提案というのはこのLLPじゃなかったわけなんです。共同出資会社を設立した場合にも通算できる特例の創設であって、LLPではなかったわけなんです。

そこでお伺いしたいんですが、改めて、なぜ提案どおり共同出資会社が認められなかったのでしょうか、またあわせて、この間という議論がなされて今回の特例になったのか、理由と経緯、内閣府の方から御説明ください。

○政府参考人(佐々木基君) お答え申し上げます。今お話ありましたように、昨春秋に行いました

提案募集で徳島から受けました提案は、複数企業の共同出資による特例子会社において雇用率の算定特例を認めると、そういう提案でございました。それを受けてまして、国家戦略特区のワーキンググループにおいて、提案者とか、あるいは規制所管省庁、厚労省さんとの間で提案内容を実現できないうことということで議論を行ってきたところでございます。

その過程において出された議論を御紹介させていただきますと、株式会社というのは資本と経営が分離されておりますので、つまり資本を出す人と経営する人とはまた違う存在でございますので、企業が出資をしたというこのみを行って、実際には障害者の雇用は経営する人が行うわけでございますので、出資するだけであって雇用しないということを経営上認めるということになるものですから、それが果たしていいのかどうかという議論が一つございました。

それからもう一つ、株式会社というのは株券の譲渡、株主が入れ替わりが自由の原則でございますので、そうしますと、株券は転々譲渡いたしますので、株主が変わった場合に、例えば非常に障害者の雇用に対して消極的な方がかなり大きな株主として来た場合に、果たしてその継続性が保たれるのかとか、そういう議論があったわけでございます。

一方、こうした議論を通じて、取りあえずと言うと失礼ですけども、まずは組合契約で、今事業協同組合について認められているわけでございますので、今組合と組合員と同一の主体と擬制ができる点で事業協同組合とほとんど同じような性質で、かつ加入とか脱退に構成員全員の同意が原則必要、つまり、皆さんで合意して始めればそれがなかなか崩れることがないだろうと、こういういった有限責任事業協同組合につきまして対象範囲を拡大してはどうかという提案が規制所管省庁、厚労省さんの方から行われてまして、今回の法案に盛り込まれていると、こういう経緯でございます。○山本香苗君 ありがとうございます。

今の御答弁でございますけれども、要するに厚労省が駄目と言ったわけですね。私は、実施計画等であれだけチェックするんだったら、そういう仕組みのつくり方だつてあったんじゃないかと考えるとところもあるんですが、なぜ駄目なんですか、厚労省。

○政府参考人(広畑義久君) 経緯については今内閣府の方から御説明ありました。

一つだけ補足いたしますと、例えば非常に大口の出資者の方にとりまして、当然大口の出資者の方は雇用数が多いわけでございます。それ以外、雇用数が少ない小口の出資者がいらつしやるわけですが、大口の出資者の方からすると、自分の必要な雇用数が仮に共同出資会社で雇用されれば、その後はもうどうでもいいじゃないかと言ったら言い方は失礼かもしれませんが、もうそれ以上雇用しなくてもいいんじゃないかという意思決定になりがちなんですけれども、それでは困りますと。むしろ、株主同等にしていただかないと、せっかく参加した小口の出資者の方が、何と申しますか、自分の期待する目的が達成できないということになりますので、大口の人に物すごく負担をしていただきながら物すごく大きな負担を掛けるということになりますので、多分、そういう制度をつくったとしても申請される方がほとんど出てこないのではないかと。せっかく私はたくさん出資しているのに自分の権利はすごく制限されますよという制度が果たして現実的なんではというかと申すことは申し上げました。

○山本香苗君 そのやり取りを厚生労働省と内閣府の間でなさつていらつしやる議事録等も読ませていただいたんですが、今出てきた中でいろいろ議論はあるんですが、もう一つ大きい課題として厚生労働省の方から言われていたのは、個々の事業主が直接障害者を雇用する、この考え方を維持しなさいいけないと、そうすよね、こういうことがあるので認められないと。

でも、直接雇用が困難な障害者の方というのはたくさんおられます。毎日の通勤が困難であつた

り体調に波があつたりコンスタントに働けないとかコミュニケーションに障害があるなど、雇用されるということが困難な障害者の方々がたくさんいらつしやるわけです。ですから、直接雇用だけをよしとするのは私はいかがなものかとずっと言ってきたわけなんです。

そこで、もう一回厚労省にお伺いしたいんですが、直接雇用でなぜそもそものいきないのか、改めて御説明してください。

○政府参考人(広畑義久君) お答え申し上げます。

障害者雇用促進法におきましては、社会連帯の理念に基づき、障害者雇用率制度を設けて、全ての事業主に平等に一定率以上の障害のある方の雇用の責任を果たすよう義務付けております。これは、障害のある方が直接雇用されることで労働関係法令等の適用を受けることができ、より望ましい環境で安定して働くことができるようになること、それから、障害者御自身も多くの方が労働者として雇用されることを望んでいること等を踏まえたものでございまして、これによりまして、障害のある方の職業生活の自立と生活の安定につながるものと考えております。

一方で、企業に雇用されずに在宅で就業している障害のある方もいらつしやいますが、仮にこうした方への、ちょっと話が先に行つちゃうかもしれませんが、雇用率にカウントしてはどうかということが例えば考えられるわけですが、そうしてしましますと、企業が例えば業務を発注した分だけ障害のある方の雇用を減らすことが可能になつてしまつて、いわゆる福祉的就業から一般的な雇用への移行が進まなくなるとあるなど様々な課題、問題があると考えております。

なお、この障害者雇用促進法におきましては、雇用率制度とは別に、雇用されずに在宅で就業する方に対する支援金の支給制度を設けておりますけれども、これは、障害のある方が雇用に移行するための準備段階として職業能力、職業経験を高

めることが可能であること、障害の程度、交通機関等の状況から現時点においては通勤が困難な障害のある方にとっては就業機会としての選択肢となり得ることから、あくまでも一般就労への移行制度として設けているものでございます。

いずれにいたしましても、以上のような観点から、直接雇用を基本として雇用政策を進めておりまして、今後とも障害のある方の雇用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○山本香苗君 質問を先取りしたような形で答弁なさっちゃっているんですけど、過去最高で障害者雇用が増えてきているといつても、全体から見たらまだまだ少ないんですよ。その認識は是非持つてもらいたいです。

ちよつと今御説明された中にも出てまいりましたけど、在宅就業障害者支援制度というのがございます。この制度というのは、自宅とか福祉施設において就業する、雇用されているんじゃないくて就業する障害者に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において特例調整金だとか報奨金、これを支給する制度であります。まず、この今の事業実績を教えてください。

あわせて、二〇一五年度からこの制度をちよつと変えました。支払評価額の基準を年間百五十万円から三十五万円に下げる、すなわち、小口でも発注ができますよ、それによって特例調整金だとか報奨金もらえますよというふうに企業側の経済的なインセンティブを高めたんですね。この効果どれぐらい出ているか。この二点、併せて伺います。

○政府参考人(広畑義久君) お答え申し上げます。

在宅障害者特例調整金それから報奨金、これ二つございますけれども、在宅就業障害者、今委員御指摘の自宅などにおきまして就業する障害者の方でございますが、こうした方々に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において特例として調整金、報奨金を支給する制度でございます。

過去三年の特例調整金、まず調整金の方でございます。これは納付金の納付義務のある百人以上の企業に支給されるものの支給実績でございますけれども、平成二十五年年度におきまして、支給企業数は十一社、支給合計額は約四百三十二万円、平成二十六年年度は、同じく支給企業数は十二社、支給合計額は約五百四十二万円、昨年度、平成二十七年年度におきましては、支給企業数は十一社、支給合計額は約五百五十万円となっております。

また、議員御指摘のとおり、平成二十七年年度におきまして企業からの発注を促進する観点から特例調整金の支給額算定の単位となる評価額を百五十万円から三十五万円に引き下げて、小口の発注も支給対象となるよう所要の改正を行ったところでございます。この改正は今年度、平成二十八年年度からの適用になりますので、制度改正後の支給実績については、まずは本年十月を目途に取りまとめる予定でございます。

○山本香苗君 制度改善の効果はこれからということなんですけど、この制度改善によって企業が発注しやすくなったということは事実だと思います。しかし、残念ながら、インバクトは弱いんですね。発注に結び付くというところがしつかりしていないわけです。そして、何よりも私は、雇用制度では捉え切れない障害者の方々の働く意欲だとか潜在的な力を十分引き出していくことができないと思っております。

そのために、以前から、さっき先取りしておっしゃいましたけど、この制度を発展させて、障害者に仕事の発注をした場合に、法定雇用率に、全てじゃなくて一定の、ある一定の割合だけ、直接雇用とプラスアルファ仕事の発注のところで評価するような一定の割合、だから、全部をそうしたらそつちに投げちゃう可能性が、一般就労じゃなくそつちにあげちゃう可能性が、一般就労じゃなく、一定の割合をこの法定雇用率にカウントする、反映すると、そういう新たな仕組み、いわゆるみなし雇用制度、フランスなどでありましたけれども、そういうものを創設すべきじゃないかと

ずっと言ってきたわけなんです、先ほど来より御答弁いただいているように、もう直接雇用以外に駄目なんだという極めてかたくなな御答弁をいただいているわけですね。

私は、この制度を創設することによって、直接雇用と相まって、福祉施設等ほつと仕事の発注が受けやすくなつて、結果、工賃アップにもつながっていくと考えております。実際、企業のニーズもあります。かつ、同じ政府でありますけれども、加藤大臣のところの一億総活躍社会の意見交換会の中で、プロップ・ステーションの竹中ナミさんからも具体的な提案がなされています。

過去から結構この議論つてずっとなされてきたんです。すごい難しい問題だとよく分かっています。ですが、私は、この障害者雇用促進法の根幹に関わる問題ではありますけれども、こういう具体的提案がこの特区の枠組みの中で企業やまた地方公共団体の方から上がってきた場合には、是非前向きに御検討いただきたいと思っております。が、石破大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 厚労省も別に教条主義的なことを言っているわけではなくて、障害のある方が直接雇用されることで、労働関係法令等の適用が受けられるようになる、より望ましい環境で安定して働くことができるようになる、障害のある方の多くが雇用されることを望んでおられるということなのですが、今委員御指摘のように、いろんな工夫はできるんだろうねというふうに思っております。

安定した雇用というものをどうやって実現をするのか。一般就労をしたいんだけど、いろんな条件がどうしても成就しなくてそういうような形に移行できない方々、もちろん一般就労に移行した方がいいに決まっています。ですけど、それができない方々もおられるわけで、実際にそういうような境遇に置かれている方々の御意見をよくう一度私どもとしてお聞きをさせていただいて、竹中ナミさんのお名前も久しぶりに私も聞きました。が、よくお話を聞かせていただいて、議員から

御提案があった、みなし雇用と仮に呼ぶとすれば、みなし雇用制度につきましてはいろんな論点がございますが、また山本委員の御意見、またそういう立場におられる方々の御意見も聞きながら、実現に向けて厚労省と協議を更に進めてまいりたいと思っております。

とにかく、雇用されて安定した状況の下でそういう方が働けるという状況をつくっていかねばならないわけで、余り教条主義的なことを言つても仕方がない。理想を言つてもできないことはできないので、その場合にどういうような工夫があるかというのを更に詰めてまいりたいと思っております。

○山本香苗君 大臣、ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、理想は理想で、そのところに行くようにしつかりやらなくちゃいけないんですが、どうしてもそこに乗れない方々を見ないというわけにはいかないの、要するに、普通の職場で健常者と同じ仕事に就くことがいいという考え方だけで押し切っちゃつたら、そこから外れる方がいらつしやるので、そのところを何か評価する形で企業側にもきちつとできるような形ができないかと、私はそろそろ考えなきゃいけないと思つてきているんです。賛否両論あると思いますが、是非お考えいただきたいと思つています。障害者のテレワーク、大臣、どんなお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) テレワークというのは、もう随分と飛躍的な進歩を遂げているというふうにも思っております。障害をお持ちの方々が地域において仕事で活躍できるというふうな基本的な視点の下で働き方改革が行われなければいけません。よつて、まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一五に基づきまして、場所にとらわれない働き方の普及促進としてテレワークというのを最大限に活用していきたいと思つております。

このテレワークを使うことによって随分と障害者の方々の仕事というのは増えていくのであつて、それに向けて労を惜しんではならないと思つ

ております。

○山本香苗君 ありがとうございます。

障害者にとっても非常にメリットのあるものだと思いますし、中でも、通所できない、移動が困難な障害者の方々にとっては大変社会参加が進むもので、これからしつかり一億総活躍社会という中でも進めていかなくちゃいけないと思ってるんですが、実は、通所困難な障害者がテレワーク等による就労サービスを利用した場合に、同一時間帯での生活支援に関する訪問系サービスの利用ができないんです。そのために、重度の障害者には柔軟な運用を可能とすることはできないのかというのが地方自治体から提案が出ているんですけど、今回は採択されていないんですね。これは障害者のテレワークを進める上で重要な私は提案だと思ってるので、是非対応していただきたいと思うんですが、藤井部長、いかがでしょうか。

○政府参考人(藤井康弘君) お答え申し上げます。御指摘の通所が難しい障害のある方が御自宅に就労支援サービスを活用する場合に、その同じ時間帯に生活支援に関する別の訪問系サービスを利用するということは、これ言わば報酬の二重給付になってまいりますので、これは認められておりません。

むしろ、就労支援サービスを障害のある方に提供する場合につきましては、在宅とか通所の利用にかかわらず、その就労支援サービスを提供する事業者が就労の機会や生産活動の機会だけではなくてその他必要な生活支援も行うというふうな、そういう立て付けになってございます。

○山本香苗君 今、就労支援サービス提供事業者が生活支援もその就労支援をやっているときにやる場合は二重給付にならないということなんですけれども、実際、サービス提供しても報酬上は一切評価されないんですよ。ですから、やられないわけです。だから、実際できないわけですね。

障害者のテレワークは重要だと先ほどからずっと話がありますが、これ、しつかり生活サービス

を行った場合に、就労支援サービス提供事業者がですね、報酬上もしつかり評価していくべきだと考えるんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(藤井康弘君) 私どもも、まさにICT機器の普及によりましてテレワークが進んでいるということを踏まえまして、障害のある方々の在宅就労の機会、これ着実に増えつつございまして、これを支援して推進をしていくということは、これ大変重要な課題であると認識をしております。

したがって、私どもも、就労系障害福祉サービスにおきましては、これまでも一定の要件の下で、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断をした利用者に対して支援を提供した場合に、これ報酬の対象として認めているところでございますけれども、更にこれを促進をさせるためにどのような対応が可能であるか、これ、ちよっと幅広く検討させていただきたいというふうに思います。

○山本香苗君 是非、今法改正の方も参議院の方でなされておりますけれども、併せて御検討いただきたいと思っております。

最後に、大臣、もう一問だけ伺いしますが、地方創生推進交付金、今年度からのものなんです、地方自治体の方から使い勝手が悪いという声が上がっております。午前中の質疑の中でも大臣は、地方創生はすぐさまできるわけじゃないと、一年でできるわけじゃないから、だからこの制度も最長五年間、複数年度事業期間というのには認められてるんだと思うんですが、繰越しが利かないと、これは一例でありますけれども。

是非、地方創生を図る観点から、より地方自治体の声も聞いていただいて、今年度からではありますけれども、この交付金については、それまではずっと補正でやっていただけておりますが、しつかり使い勝手のいいものにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは本邦初演でやっておりますもので、いろんな御意見はおありかと思

います。繰越しは絶対駄目だと、こういうことを言っているわけではなくて、予期せぬ事態が発生をしましてとか、そういうようなことの場合には繰越しは当然認められるということでございます。何を予期せぬ事態というかは、またこれは一般論で申し上げてもしょうもない話ですが、使い勝手がいいようにするためにはどういうふうにした方がいいのかということ、自治体の御意見を聞きながら更に検討してまいりたいと思っております。

要は、安定的に継続的に使えるということですね、このお金、余り生きてまいらないと思っております。したがって、法律上位置付けていただいたわけですが、これが安定的にかつ継続的に使いやすいものにするように、更に自治体の御意見を聞きながら工夫をいたしてまいります。

○山本香苗君 終わります。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

タクシー事業に関わる国家戦略特区についての質問を行います。

まず冒頭、今日は自交総連の中央執行委員長の高城さんにお越しいただきましたので、まず、高城さんの方から、今回の国家戦略特区の一部改正法案、どのように受け止めておられるか、お聞きしたいと思います。

○参考人(高城政利君) ただいま御紹介にあずかりました自交総連中央執行委員長の高城です。意見陳述の機会をいただきました、大変感謝しております。

まず、国家戦略特別区域法自体、憲法九十五条との関係で違憲の可能性も含むのではないかとこのように考えております。なぜならば、地域指定など、内閣の判断、行政の意思決定によって他の地域と違う基準が当てはめられることになり、特定地方公共団体の住民が持つべき権利を侵害する危険性があります。したがって、特区法による規制緩和が安易に行われることは、国民の生命、身体、財産の確保に関わる事項について、より一層

の慎重さが求められるのではないかとことをまず申し述べた上で、今回の改正案について意見を述べたいと思います。

衆議院での審議では附帯決議が付されておりますが、厳格に履行されるのが重要になると思っております。一点です。といいますのも、我々、改正タクシー特措法でも附帯決議が付されましたが、十分には履行されていないというのが実態であるからであります。

さて、道路運送法七十八条以下で例外的に認められております自家用有償運送に関し、外国人旅行者等にまで拡張し、同法の特例を認めようとしておりますけれども、自家用有償運送を行う場合、特定の者のみが有償運送を行い、旅客も限定されており、運営協議会による同意制度が義務付けられております。今回の改正案では、外国人観光客以外の者の輸送も排除していません。従来の範囲を大幅に緩和し、特区の区域会議で実施を決めれば都市部においても自家用自動車有償運送を行うことが可能になってくる危険を含んでおり、乗客についても制限もなくなっております。これは、輸送の安心、安全を確保するため厳格な基準を満たしたバスやタクシーで担わなければならないという原則が大幅に後退されております。

区域会議の構成員には特定事業の実施予定者を加えるとしていることから、ライドシェア事業者が構成員となり、規制緩和の制度設計に関与していく事態も考えられます。そもそも、外国人が多く訪れるような地域にはバス・タクシー事業者が既に事業展開しているというのが一般的で、むしろ供給過多となっているのが一般的で、むしろの交通手段を主たる目的、そして自家用有償旅客運送を認める必要性、すなわち立法事実は認められないと主張いたします。

先月、交通空白地と言われます兵庫県養父市、また京都府京丹後市に組織として訪問してきたわけですが、外国人観光客の姿は全くなかったと報告をされております。また、タクシー会社のない地域では制度化されておりますNPOや地方

自治体による有償運送によって住民の移動手段を確保している地域も多く、一方で、タクシース会社と地方自治体で協力、運行する乗り合いタクシーとは既に全国で三千コースで運行しています。

本改正案は、ライドシェアの全面的導入に道を開くもので、ライドシェア解禁につながる法律案ではないかと危惧していることを述べたいと思います。

さてこのライドシェアですが、相手仲介業者が車両も持たず、マッチングするだけで、全ての責任はドライバー任せにする危険なものであります。ライドシェアは、輸送したい人が空いている時間を有効に活用し、業務登録をするというふうな主張していますが、そもそもタクシー運転者は、道路運送法二十五条や運輸規則でアルバイト雇用、期間雇用が禁止されており、副業も禁止されております。これらは全て安全の確保と旅客サービスの改善のためであるということを強調しておきたいと思います。

東日本震災のときには、被災地仙台におきまして、プロドライバーとして公共交通機関を担う立場で、燃料が切れるまで被災者住民の足を守り続けました。ライドシェアのドライバーが責任感を持ってそういったことができるのか、甚だ不安であります。

最後に、そもそもライドシェア企業の取締役であり自らの利益になるような方が、規制改革にライドシェアを推進する立場で産業競争力会議や新経済連盟など規制改革推進の中心にいること自体、常識的には許されないことだということに思っています。

ライトシエア解禁につながる国家戦略特区法の一部を改正する法律案は、有償運送に關しては除外ないし法案自体を廃案にすべきだという意見を述べて、発言を終わりたいと思います。

かとうございました。

○辰巳孝太郎君　ありがとうございました。

プロドライバーとしての矜持であるとか、全ての規制というのは安全につながっていくんだとい

うような話もしていただきました。

今日に、まず、そのライドシェアなんですけれども、これは白タク行為ということでありますから、当然禁止をされているわけですね。マイカーで有償で旅客を運送すると、これが白タク行為ということなのですが、かつて道路運送法の白タク禁止規定が憲法二十二条一項の職業選択の自由、これに違反しないのかというような裁判も実は行われたことがあります。一九六三年の十二月四日に最高裁で、いや、これは合憲なんだという判決も下されたわけですね。

国交省、どのように判示されているか、ちよつと紹介いただけますか。

○政府参考人（持永秀毅君）御説明申し上げま
す。

自家用車によります有償運送につきまして、昭和三十八年の十二月になりますけれども、委員御指摘のとおり、最高裁において判例が出ております。

正確に申し上げますと、内容につきまして、自家用自動車の有償運送行為は無免許営業に発展する危険性の多いものであることから、これを放任するときは無免許営業に対する取締りの実効を期し難く、免許制度は崩れ去るおそれがある。それゆえに、道路運送法が自家用自動車を有償の用に供することを禁止しているのもまた公共の福祉の確保のために必要な制限と解されるという内容になっております。

○辰巳孝太郎君　ですから、この白タク禁止とい
うのは非常に重みのあるものですね。

かつて、戦前では一円タクシーというものがあつたりとか、あと、将来ある学生を殺してしまつた神風タクシーの問題であるとか、この白タクが許されない根源的な理由というのが、乗客の安全が確保される保証がないと、こういうことでもあります。

タクシー事業の認可に当たっても、道路運送法六条において、事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること、また、業務の遂行

上適切な計画を有するものであること、自ら適確に遂行するに足る能力を有するものなど、厳格な適合基準というのが定められているわけがあります。そして、午前中の質疑でもありましたが、二種免許ですね、二種免許が必要ですよ。

改めて聞きますが、なぜタクシードライバーには二種免許の取得が必要とされているのでしょうか。

○政府参考人(井上剛志君) お答え申し上げます。

タクシー等の旅客自動車運送事業に用いる自動車の運転につきましては、一般的に営利を目的としており、営業効率を上げようとするため一日の走行距離や輸送人員が多くなること、乗客の指示による急な方向転換等に対応するため通常より高度の運転技能や知識が必要とされること、旅客自動車による事故は人命を損なうことが多いことなどを踏まえ、第一種免許よりも厳格な要件を求める第二種免許を必要としているものでございます。

○辰巳孝太郎君　それだけではありませんで、タクシードライバーの健康等にも配慮するということが安全、安心の輸送につながるということで、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準、いわゆる改善基準告示というのが定められています。

確認しますが、この改善基準告示を遵守することがどういうふうに安全に寄与するのでしょう。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

改善基準告示についてでございますけれども、これは、御存じのように、事業用自動車の運転者

の勤務時間について定めておるわけでございますけれども、この基準を遵守して労務管理を適切に行うことが運転者の休息、休憩の確保につながり、ひいては過労運転の防止、さらには輸送の安全の確保につながるといふことであると認識しております。

このため、私どもも国土交通省といたしましては、厚生労働省と連携しながら、事業者への指導でありますとか悪質な事業者への監査、処分等によりまして、その改善基準告示の徹底を図っているところでございます。

○辰巳孝太郎君　我々、現行の改善基準告示というのはまだ十分ではないという立場ではあります。が、それでも、安全のために、安全の運行のために設置されているのが基準告示というものであります。そのほか、アルコールチェック、車体管理など、事業に関わる全てにおいて厳しく管理をされているというのがタクシー事業というものです。

確認しますが、これらの規制、これはタクシーの安全輸送のために必要だということ、でよろしいですね、国交省。イエスカノーかで。

○政府参考人（持永秀毅君） 御説明申し上げま
す。

委員御指摘のとおり、輸送の安全を守り、また

利用者の利便を確保するためのものと認識しております。

○辰田孝太郎君 続けて、過剰な規制だと思いませんか。安全のためには必要ということでしょうか。過剰な規制だと思いますか。

○政府参考人 持永秀毅君　現在、道路運送法に基づいてタクシ―事業者に課しております規制、改善基準告示だけではなくもうございますけれども、これは、営利事業として全国各地でタクシ―事業を展開するにおいて必要かつ適切な規制であると考えております。

○辰日孝太郎君 必要だということであります。ところが、安全運行を阻害する事態が起こりました。これが二〇〇二年の施行の道路交通法の改

正です。需給調整規制が撤廃されました。タクシ事業は免許制から許可制に移行し、その結果、増車や新規参入が進んだと。事故の多発、運転手の労働条件が悪化をしました。その後、一転、規制強化ということになりました。二〇〇九年のタクシ活性化法制定となりました。

それに先立つ二〇〇八年十二月十八日の交通政策審議会の答申ではこう書いてあります。タクシ

シーは我が国の地域公共交通を形成する重要な交通機関である、この位置付けた上で、タクシーの在り方を検討するに当たっては、利用者の良質のサービスを提供する視点は当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、全ての関係者にとつて望ましい姿を追求する必要がある。まさにこの規制緩和の反省がここに記されているわけでありま

石破大臣、安全、安心の運行は最優先で、このことはいかなる事由、例えば経済の発展、経済の成長などのために犠牲にしてはならないということを確認したいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) それで結構です。

○辰巳孝太郎君 確認できました。

それでは、ライドシェアについて聞きたいと思ひます。新経済連盟の三木谷氏などが導入を強く要望している、ウーバー社、リフト社などに代表されるライドシェアについてであります。

国交省、なぜこのライドシェアは認めることができないのでしょうか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

いわゆるライドシェアにつきましては、運行管理でございますとか車両の整備などについて責任を負う主体を置かないままに自家用車のドライバーが運送契約の主体となつて、かつその運送責任を負うという形態を前提としておるものでございます。

そういった意味で、事故の防止という面で考えれば、運行ですとか車両整備の管理が不十分であろうということにもなりますし、万が一の事故のことも考えますと、ドライバーだけが責任を負うということ、その万が一のときの賠償等々が不十分になるおそれもあるということ。

したがいまして、結論から申し上げれば、安全の確保、それから利用者の保護といった観点から問題があるものと考えております。

○辰巳孝太郎君 ライドシェア、大分問題がありますね。

昨年、二〇一五年十月十二日から十六日までに開かれた、ILLOの道路運送部門の安全衛生三者構成部門別会議が開かれました。そこでは、トランスポート・ネットワーク・カンパニー、TNC、つまりライドシェアの会社ですね、に関する決議が採択をされております。

国交省、この決議、把握されていると思うんですが、紹介していただけますか、ライドシェアに関する決議。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

御指摘いただきましたように、昨年の十月、ILLOの道路運送部門、ここにおきます安全衛生三者構成部門別会議、こちらにおきまして、いわゆるライドシェアに関しての決議がなされております。

簡単にそのポイントだけを申し上げますと、運送事業者と同じ法規制の枠組みをいわゆるライドシェアの事業者に対して適用させる必要性を強調しつつ、ILLO加盟国に対し、いわゆるライドシェアの運送形態に対する国内規制の全面的施行を求めるといった内容となっております。

○辰巳孝太郎君 それ、なぜ同じ枠組みを適用させる必要があるのかということについては、これ、雇用条件や労働条件、そして安全の低下を防ぐためだということも記されているかと思うんですが、それで確認、よろしいですか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

決議の中では、御指摘のように、労働者のこと、それから利用者の安全の観点も含め記載がされております。

○辰巳孝太郎君 ということなんですね。安全性の低下を防ぐためにということでありま。つまり、世界各国で乗客の安全と運転手の権利が保護されない事態というのがこのライドシェアによって起こっているということでありま。

国交省、具体的には世界でどのような事態がライドシェアに関わって起こっているんでしょいか、つかんでいる事例を紹介していただけますか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

私どもでつかんでおる範囲は報道ベースとなりますけれども、海外におけますウーバー社に関連した事例ということで一例を申し上げますれば、例えばアメリカにおきまして、またインドなどにおきまして、乗客がドライバーから暴行を受けるなどのトラブルがあったと承知しております。また、欧米、アジアでの裁判所等との関係につきま

しては、例えばドイツにおきましては裁判所が自家用車を用いたサービスを禁止する判断を下したでありますとか、また、韓国においてはソウル検察が自家用車を用いたサービスを行った者を起訴したといった事例があったものと承知しております。

○辰巳孝太郎君 もう世界で様々な問題を起こしているというのがこのライドシェアであります。

石破大臣、改めて確認しますけれども、こういうものは今後も認めるということはないということでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 乗客の安全が確保されないというものを認めることはございません。逆に申し上げますれば、それを認めるという場合には、どのようにして乗客の安全が確保されるか、そしてまた、万が一事故等が起こったときにどのようにして対応がなされるのかということについて、政府としてきちんと責任が持てるのが大事なことでございます。

○辰巳孝太郎君 ということになりますと、今のウーバー、リフトなどでは日本ではできないというところになるかと思ひます。

今回、この特区法では、自家用有償旅客運送を拡充するというところで始まるということでありま。そもそも、この自家用有償旅客運送とは何なのかということですが、これは、地域住民の生活

の維持に必要な輸送がバス・タクシ事業などによって提供されない場合に、その代替手段として市町村やNPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度のことです。例外的に異なる安全基準を適用していると、こういうことであります。

ただ、この間の審議の中で政府は、この特例における事業は過疎地域その他の交通が著しく不便な地域においてのみ行われるものと考えておりますという答弁を繰り返しております。交通が著しく不便というのはどういう状態を言うんですか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

過疎地域その他の交通が著しく不便な地域、この考え方は、現行の道路運送法に基づきます自家用有償の運送の制度、それから今回御提案申し上げているところの特例制度、いずれにおいても共通の考え方になっております。

ただ、考え方としては、まさにバス、委員御指摘のように、バスやタクシによって移動するというのが困難な場合という、困難な地域ということが条件となっております、あらかじめどこかの場所を特定しているものではございませんので、地域におけるケース・バイ・ケースの中で、地域における交通状況の中でそれぞれ決まってくるものと考えております。

○辰巳孝太郎君 ということは、現行法、都市部ではこれはできないということでしょうか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

若干重複で恐縮でございますけれども、過疎地域その他の交通が不便な地域という言い方をしております。過疎地域は申すまでもございせんが、その他交通が不便な地域という言葉も付いております。これは、意味合いとしては、基本は過疎地域であらうとは思ひますが、過疎地域でない部分においてこの自家用有償の制度を実施することを排除したものでございせん。

○辰巳孝太郎君 ということは、都市部でも現行法の自家用有償旅客運送というのではでき得るということですね。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

委員御指摘のとおり、都市部でありまして、地域・交通の状況としてはバスやタクシーの利用が困難な地域もそれぞれあり得るかと思いますので、そういった地域でありますれば、過疎地域でなくてもこの制度の実施が可能と考えております。

○辰巳孝太郎君 ということなんです。都市部でもでき得ると。

それとも一つですが、対象ですね、運送する対象についてであります。

昨年の省令改正で、これ、誰でも運べるように実はなっているんじゃないですか、どうですか。

○政府参考人(持永秀毅君) 現行制度についてのお尋ねかと思いますが、現行の制度におきましては、まずは地域の住民の例えば買物ですとか通院といった足がない場合に行い得るという制度となっております。

昨年の改正におきましては、外部からの来訪者、例えばビジネスでお越しになる方のごいまずとか観光でお越しになる方がいらっしゃるかと思いますが、そういった方につきましても、当該市町村の長の認めるところがあれば輸送ができる形となっております。

○辰巳孝太郎君 これ、おかしいですね。都市部でも、現行法ですよ、自家用有償旅客運送できると。そして、これまで過疎地で交通、例えば通院のためにとか日常の買物、つまり地域の住民の福祉や生活を支えるために有償旅客運送はあるんだという説明だったわけですが、実は去年の四月の省令改正で誰でも運べると。観光客だって、今おっしゃいましたビジネスマンだって運べるということになっているわけでありですね。

先ほど、なぜタクシー事業には二種免許が必要なのかということをお聞きしました。こう答

えていただいております。乗客の指示による急な方向転換等に対応するため、通常より高度の運転技術や知識が必要だと。旅客自動車による事故は人命を損なうことが多いので、厳しい二種の要件を課しているという話でした。乗客の指示による急な方向転換、これ、観光客を含めビジネスマン、有償旅客運送ではやらないんでしょうか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

急な方向転換でございますとか急に止まってくれといったオーダーが出るといったことはないとは言いいられないと思っております。

○辰巳孝太郎君 いや、なぜ一種免許でいいということになるんですか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

現行の自家用有償の制度におきましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、二種免許を求める、ないしは一種免許かつ大臣の認定による講習を義務付けて、普通の要は一種免許の方よりも知識、技能がアップされた方に限定をして運転を認めております。

これは、そもそも現行の自家用有償制度の何でスタートしたのかということに戻ってまいりますけれども、本来、バス、タクシーといった道路運送法に基づく許可事業がきちんと十分なサービスとしてその地域において提供されておりますれば、自家用車を使わなきゃいけないということにはならないかと思えますけれども、人口減少等々諸事情の中で、やっぱりそういうバスでありますとかタクシーが順次撤退する等によりまして、その利用がなかなか難しいという地域が出てきた地域におきましては、そうはいっても住民の輸送、これは必要になる場合もございますし、地域が生きていくためにいろんな外部の方も含めた輸送が必要になる場合もありますので、そういう場合に限り、要は営利事業としてのバス、タクシーさんがなかなか使えないということをやむを得ず自家用車を使うという、そういう形に鑑みて、二種免

許ではない部分も含めて容認しているところがございます。

○辰巳孝太郎君 ちょっと答弁が的を射ていないわけなんですけれども。

大臣講習という話ありましたね。これ、大臣講習、期間どれぐらいするんですか。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

講習としては実技、知識でございますけれども、中身としては一日で終了いたします。

○辰巳孝太郎君 たった一日の講習なんですか。これで二種免許と同等の安全輸送ができるというのは誰も思わないわけですね。

ですから、これ、地域の足のために例外にという元々の自家用有償旅客運送、この哲学から、去年の四月の省令改正で誰でも運べるというふうに変えちゃっているわけなんです。となると、じゃ今回の特区法ですよ、そもそも立法事実はあるのかということを確認したいんです。今、観光客の輸送だけでなく、誰でも今でも運べるわけですね。ところが、今回の特区では観光客を主としたみたいなのが書かれているわけですね。

石破大臣、そもそも現行法で誰でも運べるようになっていた自家用有償旅客運送、なぜ現行法でやらないんですか。

○国務大臣(石破茂君) 今後、今議論になっておりますような外国人観光客等々の需要が今ないではないかということですが、政府として、これからは先、いわゆるゴールデンルート以外のそういうお客さんも増やしていかなければならないと思っております。同時に、私の選挙区もそうですけれども、本当にタクシーを求めようものはないと。四、五人タクシーを求めようものならば大変なことになるような地域というのは日本国中に相当あると思っております。したがって、今回新たな需要が想定されること、またそういう需要をつくっていかねばならないこと、そうした現状に鑑みてこのような制度を提案しておるものでございます。

○辰巳孝太郎君 いや、ですから、私が申し上げているのは、現行法でも観光客運送することになっているんです。今、なぜわざわざ特区でやらなければいけないのかという理由をお聞かせいただきたい。

○政府参考人(持永秀毅君) 御説明申し上げます。

まず、現行制度について申し上げますと、現行制度では、買物ですとか通院といったような地域の住民の方の足がなかなかうまく提供できないという場合に初めて発動できる制度になっております。一方で、今回御提案申し上げております外国人観光客等を主目的とした自家用有償の制度につきましては、これは地域の住民の足ということではなくて、まさに観光客等がそういう観光地に行く又は帰ると、いろいろあるかと思えますけれども、そういった場合の足がない場合において発動できるということになっております。そういう意味におきまして、現行制度と今回の制度におきましては、法令上、制度の発動要件が違っていると認識しております。

○辰巳孝太郎君 発動要件は違ってもいいけれども、できるんです。今でも。ですから、今、有償旅客運送の認定を受けている自治体というのは四百二十四市町村あります。

観光客を運ぶようにしたいと手を挙げた自治体、どれぐらいありますか。

○政府参考人(持永秀毅君) 昨年の省令改正以降、観光客も運べるような形に至っております市町村は七市町村でございます。

○辰巳孝太郎君 だから、やっておるんですよ。できるんですよ、やろうと思えばですね。

今回の特区と現行法の自家用有償運送、この違いは、出発のとき、また目的が違うということではなくて、意思決定の所在が違うということなんです。ここが大事なんです。現行法は、事業の実施について関係者の合意が必要な運営協議会、これが存在しております。ところが、特区の下では、この事業の決定、策定は、運営協議会で

はなくて区域会議が行うことになっているわけなんです。タクシー事業者などは、関係者はあくまで協議をするだけなんです。今まで合意が必要だったにもかかわらず、もう協議だけでいい、あと決定するのは区域会議だけだ、こういう話になっているわけですね。

石破大臣に確認しますが、それでも協議はするんだと、まず前提として、おっしゃるわけなんですけれども、この協議が調わなければ区域会議は特区はやらないということでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは協議が調うような環境をつくるべく努力をするということだと思っております。とにかく、協議というものは、そこにおいていろんな話し合いがなされなければいけないわけで、いろんな方々の御意見がそこで出る、そのことによって考え方が改まることもあるかもしれない、そのためにやるわけでございます。ですから、合意というものが前提にあるわけではありませんが、合意が得られるような状況をつくっていくということが必要で、たとえ反対する人がいても最終的には区域会議で押し切ってしまうのだというふうな、そういうようなことを企図しているものではないと思います。

○辰巳孝太郎君 そうおっしゃっていただくんですけれども、ただ、例えばこの協議の中に市長が入っているわけですね。市長がもし特区賛成論者であれば、これは区域会議の中に市長が入るわけですから、これはなかなか協議そのものが無意味になってしまう可能性、懸念が払拭できないというふうに思うんですね。

それで、今回の特区、これが仮にやられた場合、観光客を運ぶんだ、過疎地なんだということをおっしゃるわけなんです、なぜ緑、つまり事業許可を取って有償旅客運送でやるのかと、そもそもこのところでは、これはなかなかもうからないからだということですね。タクシーがなかなか進出できないから緩和されている安全基準でやるんだということであつたと思います。

そうすると、もし今回の特区制度によってこの

過疎地と言われるところが観光客で活況を呈することになった場合ですね、なつた場合ですよ、つまり、そうなりますと、タクシー事業者などがこれだつたらペイできるということになって、そこに営業所なりをつくりたいと、こうなっていくわけでありまして、この場合、どのような判断で誰がこの自家用有償観光旅客等運送事業をストップするんですか。

○国務大臣(石破茂君) そういうことになれば大変めたいことでありまして、この制度は地域の交通事業者によってそれを運営することが困難であるということが要件になっているわけです。ですから、本間に委員がおっしゃいますような活況を呈して、そういうような業者さんが入ってきても十分ペイするぞというふうになりますれば、地域の交通事業者によることが困難である場合というのがなくなるわけでございます。

そうするとどういうことになるかといいますと、タクシー事業が可能となつた場合には、区域会議というものが地域の交通状況等を踏まえ本制度の必要性等を再検討し、継続の是非も含め改めて判断ということになります、そういうことができないからこういうことをやっているわけでは、できるようにすればこの制度というものを適用するという必然性は当然なくなるということでございますが、形式要件といたしましては、この区域会議の議を経るということに相なります。

○辰巳孝太郎君 分かりました。

自家用有償運送なんですけれども、改めてライドシェアにちよつと戻りたいと思うんですけれども、総務省、ちよつと確認しますが、このライドシェアサービスの利用意向の調査というのをされていると思うんですけれど、その結果、ちよつと教えていただけますか。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げます。総務省におきまして、二〇一五年に情報通信白書を策定するに当たりまして、一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービ

スにつきまして、消費者の利用意向を調査いたしました。

その結果、利用したいあるいは利用を検討してもよいと答えた人は二二・九%でございます。また、利用したくない理由につきまして、事故やトラブル時の対応に不安があるからと答えた人が六四・〇%でございます。

以上でございます。

○辰巳孝太郎君 利用したくない人は何%、したくない人。

○政府参考人(富永昌彦君) 利用したいあるいは利用してもよいと答えた人が二二・九%でございますので、その一〇〇から引いた七七・一%ということになります。

○辰巳孝太郎君 つまり、八割が利用もしたくないし検討もしていないと。つまり、国民は求めていないわけですね。誰が求めているのかというのは、繰り返しになりますが、これは、産業競争力会議でライドシェアを求めている楽天の三木谷氏であつたりとか諮問会議のメンバーである竹中平蔵氏などの規制緩和論者だと、こういうことである。

このライドシェアの問題を、改めて観光という切り口から考えたいというふうに思うんですね。観光客を乗せるといふに思ふんです。安全緩和されたいわゆる一種でいいんだというふうなものではなくて、きちんと二種の免許を持ったタクシー事業者にやつてもらふべきだと、これこそ私はおもてなしたというふうに思うわけですね。

今日、高城参考人にも来ていただきました。かつて、かつてといひますか今も、二〇二〇年の東京オリンピックに向けてこれはもう規制緩和をじゃんじゃんやろうじゃないかと、こんな話も少し声が上がっているように認識しておりますが、これについてどのようにお考えになりますか。

○参考人(高城政利君) お答えいたします。さきの東京オリンピックの際は、オリンピックというところでタクシーが三千五百六十七台増車さ

れましたのと、交通渋滞の関係もあり需要は伸びなかったと、結果として経営が悪化して、免許返上する事業者も相次いだというふうに聞いております。

○辰巳孝太郎君 ということであつたわけですね。

オリンピック関連でいいますと、滝川クリステルさんも招致の際のスピーチでこう言っておりますね、東京は世界で最も安全な都市と紹介した上で、タクシー運転手の親切さ、これが世界第一位の評価を受けているんだと。日本では夜に一人で女性がタクシーに乗れる、これ私たち当たり前だと思ひますけれども、これ世界では当たり前ではないというのが現状であります。私は、地方創生というんだつたら、タクシーを地方に根付かせるための努力を国がもつとすべきだと思うんですね。

京丹後市では、去る四月の二十七日、高速タクシーの網野タクシー営業所、近畿自動車の久美浜タクシー営業所が発足して、出発式も行われました。来賓挨拶をされた近畿運輸局自動車交通部長は、このタクシー営業所の誕生についてこう言っております。雇用で地域の貢献ができる、まさに地方創生だと、こう言ってくれているわけであり

ます。

もう一度高城参考人にお聞きしたいんですけど、このタクシー業界も、デマンドタクシーなど乗り合いタクシーなどで様々な努力をされていると思うんです。少し紹介いただけたらと思います。

○参考人(高城政利君) 御説明いたします。

一つの事例ですが、山形県鶴岡市、三川町では循環バスが定時運行していたわけですが、一運行で利用者が約三、四名ということで、そうしたことから、コストダウンとフットワークの良さ、加えて車が玄関までお迎えに上られるということとで、そのタクシー会社が自治体と粘り強く交渉して、デマンドコースに切り替えたということもあります。町内であれば三百円でどこへでも運行できるというのを実施しているということであ

ります。

○辰巳孝太郎君 ありがとうございます。

タクシー業界が様々な取組と努力をしていると。しかし、デマンドタクシーについて言いますと、国の支援、この予算はたった三十億しかないわけですね。

国交省に最後にお聞きしたいと思うんですけど、こういうタクシー業者の取組、努力をもっと国は援助する、予算の増額や支援を拡充するということを考えていただきたいんですけど、どうですか。

○政府参考人(蒲生篤実君) お答え申し上げます。

少子高齢化が進む中で、地域社会の維持、活性化を図るためにも、地域内の生活交通を維持し、高齢者や学生の足を確保していくことが大変重要な課題であると認識しております。

国土交通省といたしましては、デマンドタクシーなど地域内の生活交通の運行に伴う欠損部分に対する支援を行っております。先ほどお話がありましたように、平成二十六年度の実績では約三十億円でございますが、二十七年度は、一割ほど増えまして約三十三億円となっております。

今後とも、厳しい財政状況の中ではございますが、地域の実情に応じた生活交通の確保に向けて、必要な予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

○辰巳孝太郎君 今日質疑で、改めて立法事実がないということ、今タクシーの応援ということも言っていたいただきました。石破大臣にも安全、安心の運行最優先と、このことはいかなる事由、経済の発展、成長のためにこれは犠牲にはならないという答弁もはっきりといただきました。今回の特区制度だったらこれはもう立法事実ないと、やめるべきだということを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○江口克彦君 おおさか維新の江口克彦でございます。

ます。

全て大臣にお答えをいただきたいと思っております。

特区民泊の件でございますけれども、東京都大田区と大阪府でスタートいたしましたけれども、実際にはほとんど使われていない。その理由は何かというところ、七日以上という最低宿泊日数の制約があるわけですね。現実の観光需要にはこれが対応できていないというのはいま実情であるわけでありまして。大阪府の方から七日をせめて三日に変えてくれないかという提案をしております。

石破大臣も、今月十日の国家戦略特別区域会議で松井知事の提案を受けて、スピード感が大事だと、早急に結論を得るべく努力するというふうに向向きに発言をされておられますけれども、是非早急な対応をお願いしたい。もし指示をされたとするならば、いつどのように指示をされたのか、また、できればいつまでに結論を出されようということを示唆されたのか、御説明、お話をいただければと思います。

○国務大臣(石破茂君) 松井知事からそのようなお話があったということは御指摘のとおりでございます。

八割の事業者の方々がこの七日以上の滞在要件というのは非常に問題であるというふうにおっしゃっておられる。特区民泊の説明会を開きました。三月二十九日でございます。大阪府の一施設当たりの宿泊数は、宿泊日数ですね、これは二日に満たないということでありまして。このようなニーズに対応するためには、最低宿泊日数要件の短縮、七日であるのを三日というように早急な実現についての御提案をいただいたということであって、私の発言は委員から御紹介があったとおりでございます。

これはなるだけ急ぎたいと思っております。三日がよるしいのかどうなのかというお話もしていかなければなりません。ただ、今でも民泊というのは実はいっぱいやっているのであって、それが闇という言葉を使うのはいいかどうか分かりませ

んが、そういうような状況の下で民泊というのが行われているわけであって、ここにおいてこれを簡易宿所にするとかいろいろな考え方がございまして、簡易宿所にするということになると住宅地の中にそんなものを建てちゃいかぬ、造っちゃいかぬということになるわけ、やはりどういふような形でやるのが一番望ましいのかということについてはできるだけ早期に結論を出したいというふうに思っております。何月何日ということは申し上げられませんが、私どもの部内で、これはもう松井さんの言っていることを前向きに受け止めて、実現に向けてやっていかなきゃいけないねということとはコンセンサスになっております。

その場合に、旅館業の方々の調整をどのように図っていくのか、あるいはそこにおける管理をどのようにしていくのか等々、幾つか詰めていかねばならない案件はございますが、いずれにいたしましても、七日というのは、普通七日ずつと続けて泊まったりする人いまして、かなり現実と乖離しているなということでございますから、旅館業の皆様方との調整、そしてまた、そこにおける、テロの温床になるとすぐに申し上げるつもりはございませんが、どのようにして安全性を確保していくかということ併せて、この日数問題には早急に結論を出したいというふうに思っておりますし、指示もいたしておるところでございます。

○江口克彦君 早急に結論を出していただけたらということで、大変強い御答弁をいただいたと思うんですけど、ただ、具体的にどういふ状況でというのか、プロジェクトを組んでやるのか、あるいはまたどこで検討するのか、そしていつ頃までにやっぱ結論を出すのか。いろんな問題がある、検討しますということ、それきりじゃ、ちょっと私、質問したかがいございませんので、もうちょっと具体的に、いつまでとか、どういふ形で検討するんだとかというようになことを、石破案でも結構ですでお話しただけませんか。

○国務大臣(石破茂君) これは特区諮問会議の議論というものも経なければいけませんので、私どもだけで勝手に決めるというお話には相ならないところでございます。

また、所管であります厚労省あるいは観光庁の意見としては、これは簡易宿所の要件を緩和することであろうかという意見もございまして。そうすると、そもそも簡易宿所の簡易宿所たるゆえんがなくなるのではないかと気が私はいらないわけでもなくて、そうすると、やはりこれを、先ほど申し上げましたような旅館業の皆様方との調整、あるいは安全、安心の観点からの調整も含めまして、できれば今年の早いうちにこのことの結論は出していきまないと、今の状況が続くのが一番良くないわけでございます、何にいたって。今だって闇民泊なんていっぱいあるわけですから。この状況が良くないということはみんな認識しておりますので、これをきちんとした法の枠内に収めていきますためにも、これは一日も早い方がよいだろうというふうに思っております。

もう今国会は六月一日まででございますので、今国会中などということをお願いする自信は全くございませんが、なるべく早急に、できればセミが鳴いているうちにとかそんな、葉が赤くならないうちにとか、そういうことをできれば早いうちに申し上げるようにはいたしたいと思っております。

○江口克彦君 年内ということで、またセミが鳴く頃までにと、できればということで、是非そちらの方で、セミの鳴く頃、蚊に刺される頃までに決めていただければ大変有り難いというふうに思います。

次に、正常細胞に余り損傷を与えず、がん細胞のみを選択的に破壊する新しい治療法と、私、何回もここで質問させていただいておりますけれども、ホウ素中性子捕捉療法というのは、つくば国際戦略総合特区において筑波大学によって研究が促進されているものであります。当該技術においては我が国は世界を独走しているわけ、実際

問題として。早期の実用化が期待されている私は技術だというふうに思っているんですけども。今回、国家戦略特区において厚生労働大臣による医療機器開発に必要な資金に関する助言、相談が法律上明文化されました。しかし、開発の迅速化を図るという目的に鑑みると、総合特区においても国家戦略特区同様に助言、相談を実施すべきであるというふうに思うんですけども、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) このBNCT、ホウ素中性子捕捉療法というのは、患者さんの負担も少ないのである、効果も高いのであるということ、早期に実用化をしなければなりません。そのため必要なことは全てやるということが必要だというふうに認識をいたしておるところでございます。

したがって、総合特区として必要な支援を行っているところでございますが、独立行政法人医薬品医療機器総合機構との連携の在り方につきましても、御要望に應じる形でこの連携を深めていきながら、一日も早くこの実用化に向けて政府として取り組んでまいり所存でございます。

○江口克彦君 繰り返し申し上げますけど、このがん治療装置というのは、陽子線、それから重粒子線まで今来ているわけですけど、ホウ素中性子線というのは、これはもう本当に加速器が日本だけしかできないというふうな、そういう先端医療技術でもあるわけですね。

そういう意味で、やっぱり国がもつと力を入れて取り組んでいくということが、これはまた後で質問をさせていただきますけれども、大事なことだと思えますので、是非大臣、含んでおいていただいて、これ毎回申し上げますけど、大臣、一度、筑波大学のこのがん治療装置を研究しているところへ大臣も行っていただけないかと、いうことです。これは前回もお願いしましたが、島尻大臣でしたかね、にもお願いしましたけれども、でも行っていただけないようなんでね。その前の、去年は稲田大臣は行って見学していただ

きましたけれども、是非石破大臣も行っていただいて、ホウ素中性子がん治療装置というのはどういふような高度医療技術なのか、装置なのかというところを実際に目で見ていただいて、そうしたらやっぱり支援していただくというか、あるいはまた理解していただく度合いも違ってくるんじゃないか。本場にこれ、私は繰り返し繰り返し言っていますけれども、極めて重要なんですよ。それだけお願いをしておきたいというふうに思います。一度、是非大臣行ってください、よろしく。

それから次に、医療分野において我が国はその革新的で高度な技術力を私は十分生かし切れているかというところ、生かし切れていないんじゃないかというふうに思うんです。もったいない。BNCTを始め我が国の医療分野における技術力の高さというのは、テレビでもよく出てきますけれども、神の手とかいろいろ言われていますけれども、本当に世界に誇るべきお医者さんというか先生方たくさんいますし、高度な医療技術を身に付けた多くの日本のお医者さんたちはたくさん存在している。世界に冠たるものだというふうに私はいろいろと調べて感じているわけでありまして、私はいろいろと調べて感じているわけでありまして、けれども、そうした技術とか人材を内外にアピールすること、医療が我が国経済を牽引し、医療ツーリズムを活性化させ、そして全世界の人々の健康長寿の実現に貢献することができるといふふうに考えます。

政府は、医療立国を目指すべき我が国の在り方として明確に位置付けて、地方自治体単位での特区による推進にとどまらず、国家戦略として広域的な国際医療拠点づくりに取り組んでいくべきではないかというふうに思うんです。観光立国観光立国というふうに言っていますけれども、政府は、観光立国もさることながら、この医療立国というところを高らかにやっぱ打ち出していく必要があるんじゃないか、地方創生にも私は結び付いてくるというふうに思うんですね。

療装置、例えば一人治療に来れば、これももう一日で済んじゃうわけですね。一日で済むよりも二時間ぐらいで済んじゃうんですね。そうすると、治療を受けて、その御家族が九州なら九州一周、ななつ星に乗って観光旅行できるとか日本中旅行できるとか、そうしたいというふうな、そういうこともできるんですね。そういう代物なんです。ですから、そういう医療ツーリズムというものを観光立国と同じように、政府は、もつともつと国は力を入れていかなければならないというふうに私は思っているんですけども、そういう意味で、国家戦略として広域的な国際医療拠点づくりに取り組んでいくべきだということを私は申し上げたいんですけども、是非大臣の方から前向きな御答弁をお聞かせいただきたいというふうに思うんです。

要するに、観光立国だけじゃなくて、医療ツーリズムですよ、これからやらないといけないのは。観光立国だけで終わっていたら駄目なんです。次から次へ、イノベーションというのはそんなものですね。お答えをお願いします。

○国務大臣(石破茂君) このBNCTなるものは、今がん治療におきまして六週間照射を行っております。これは物すごく負担が、皆様方のお身体内にもそういうふうな思いをされた方おられるかと思いますが、六週間放射線を照射するのが三十分で済んでしまいうということだけでも大変なことだと思っております。

実際、百聞は一見にしかずなんぞというありふれた言葉を使うつもりもございませんが、やっぱ実際に現場で見るといふのは大変なことだと思えます。

私は先週末、山形県鶴岡市にございます慶應義塾大学の生命先端研究所ですか、そこへ行ってみました。そこはスパイバーという、要はスパイダーとファイバーを合わせてスパイバーと、こ

最先端を行っているというもう一つの例かと思いますが、NASAもやろうと思っていっている努力ができなかった、そしてまた、USアーミーというんでしょ、アメリカ陸軍もやろうとしてできなかった。その技術を慶應の若い人たちが一生懸命努力をして、実際に実用化に近いところまで来ているということは、やはり物の本で読んではよく分かりませんが、これ実際に見てみるといふのは大変大きな経験だったと思っております。

したがって、何とか時間をつくりまして、これは上月筆頭の御地元かと思えますけれども、やはりこれを見ることによつて更に実感をすることは大事なことでございまして、なるべく早い機会に実現を見たいと思っております。

医療ツーリズムにつきましては、やはり日本人の寿命が世界トップクラスであるというのは故なしとしないのでありまして、そこにおいては、食生活もございまして、多くの医療関係者の方々が大変な努力をされてこの結果があるものと承知をいたしております。そうすると、その先端の技術を世界多くの方々にその恵沢を味わっていただくというのか、それは大事なことでありまして、まさしく委員がおっしゃいますように、じゃ、その治療を受けている間、御家族はななつ星でもいいですし、今度JRE東で動かし、四季島でもいいですし、西で動かす瑞鳳でもいいのですけれども、そういうのに乗っていただいて日本のいろんなものを味わっていただく、そしてがん患者の方はいよいよ治療が受けられるというふうな、そういう医療ツーリズムの展開というのには十分に可能なことだというふうに思っております。

それは医療であり観光であり、両方満足させるものでございまして、そういうようなものの実現に向けて、私もとて更に努力をいたしてまいります。

○江口克彦君 ありがとうございます。本当にありがとうございます。

筑波大学ではこの研究センターで熊田博士が中心になってやっておられますので、是非秘書の方にでも言っていたら連絡取って、是非出かけていただければ大変有り難いというふうに思います。観光立国として医療ツーリズムを合わせた形、あるいはまた観光立国の中にその医療ツーリズムをプラスするというかオンするという形で、そういう戦略を取っていただきたいということをお願いしておきます。

それから、地方活性化について御質問させていただきます。

国家戦略特区制度が地方の自主性を尊重して運用されていくことの意義は、私は必ずしも否定するものではありませんけれども、国家戦略特区が国家戦略としての特区である以上、やっぱり政府が国全体の活力向上のための国際的経済活動の拠点となり得る魅力あるメニューを策定して、これを地方自治体に提示して、政府が自治体と一体的に拠点化を進めていくことが必要ではないかというふうに思っています。手を挙げる挙げると言ったって、私は、地方の人たちには酷だと思つてます。

そこで、例えば、我が国同様にバブル崩壊を経験したフィンランドのお話をしたいと思つていますが、国内地域政策の一環として導入された専門的知識拠点プログラムによって、地方の資源を集め、そしてトップレベルの専門技術を開拓していくということに成功したということであります。こうした事例を参考に、石破大臣には国家戦略としての地域活性化という視点で私は取り組んでいただきたい。

要するに、地方の自主性という名の下に国が待っているということではなくて、国もやっぱりアイデアを提供していく、こういうものがありますよ、こういうものがありますよ、こういうものをやったらどうですかと、そういう言ってみれば国としてのメニューを提示すると。それにそれだけの地域なり地方が、それはやりたい、それは是非取り組みたいという、これをやりたいとかいい

うような、そういうふうな、啖啄同機という、そういう形を取る必要もあるのではないだろうかというふうに私は思っているんですけども、そういった、政府として大臣の方からこういうものがあるよという大きなグランドメニューというようなものを提示するというようなことは、これはお考えにはならないでしょうか。是非考えていただきたいと思つています。

○国務大臣(石破茂君) 御提言ありがとうございます。

済みません、不勉強で存じませんでしたが、フィンランドでございます専門的知識拠点プログラム。これ、政権交代によりまして一旦終了はいたしておりますが、二〇〇二年から二〇一三年までに展開されたものであつて、フィンランドが深刻な経済危機から短期間に脱却した、そしてハイテク国家へと転換した原動力の一つとされている取組というふうに承知をいたしたところでござい

ます。

大胆な戦略特区といいますが、大胆な取組、規制改革という、いつも常連さんみたいに養父市と仙北市というのが出てきて、そのほか何があるんだとか言われると、なかなかその後が出てこないというふうなところがございまして、それはもう仙北にしても養父にしても大変に革新的な首長さんが強いリーダーシップで引張っておられるわけですが、千七百十八市町村が全部そういうわけではないということを考えましたときに、委員がおっしゃいますように、さあ出してこいというふうなことではいいのだろうか、仙北を見習え、養父を見習えというふうなことではいいのだろうかという感じが、私、一年半この仕事をやっておつて強くないしております。

午前中の答弁でも申し上げましたように、養父はこのようにして取り組みましたよ、仙北はこのようにして取り組みましたよというふうな分かりますやすい国家戦略特区ガイドみたいなものは作ってお配りしているのですが、国の方からこういう

ことに取り組んでみませんかということを申し上げるといふのは、今までの取組とはちよつとスタイルが変わるんだらうと思つておられるんですね。やはり現在の取組は、それぞれの地域からいろんな気付きを出していただいて、いろんな会議にかけて、それでは特区として扱いますよということなんですから、国の側からこれいかがでしようかということを出すことは、じゃ今まで何のために規制していたのということが問われることに相なりますので、これをどういうふうにしてやつたらいいのか、こちよつと工夫させてくださいというか、考えさせてくださいというか、ちよつと哲学が変わることになるんだと思つて

います。

ただ、国と地方との共同作業だということは最近私ずっと申し上げているところであつて、この規制はこういうようなゆえんによつてなされているものであります。時代はこのように変わつてまいりましたと、あなたの市ではこういうことではございせんが、こういうふうなことにいつてどのようにお考えでしょうかというふうなことを提示をするというやり方はあるのかもしれない。

これはまだ役所の中で相談をしているわけではございせん、私単独で考えておることです。が、この国家戦略特区というのをもう一歩前に進める仕組みとか仕掛けとか、これは必要だなという認識を私自身、最近持つておるところでござい

ます。

○江口克彦君 ありがとうございます。

MRJと、それからホンダジェット、これは浜松と、名古屋の三菱重工ですかね、名古屋の、その間に飛行機の部品工場を集結させるとか、そういうアイデアをやつたり国としてどうかというふうな、押し付けじゃなくて提案というのは是非どんどんやつていく。

それから、今までの哲学と多少違つてくるとい

う、哲学を変えることはいかだということに思つて、君子は豹変すると言いますから。君子は豹変するんですよ、小人は革面するということ、小人は顔色をちよつと変えるだけ、君子はもう豹変するという言葉がある。ですから、是非君子になつてほしいということを石破大臣、お願いしたいと思つています。

それから、最後ですけれども、やはり道州制について私は触れざるを得ないということになるわけであり

ます。

人口減少社会に入つて、かつ少子高齢化の進展になかなか歯止めが掛からない状況において、国民経済の発展と国民生活の向上を図るためには、石破大臣が全身全霊で取り組んでおられる地方創生が非常に重要であると。今それぞれの大臣、様々に取り組んでおられますけれども、一番大事なことに大臣取り組んでおられるというふうには私は非常に評価というか、価値ある日本の将来に関わる問題に取り組んでおられる、いわゆる、いつも申し上げますけど、国難に取り組んでおられるというふうに思つておられる、大臣が。

そういう意味で、地方創生は四十七都道府県、千七百の市町村をベースに考えるのではなくて、究極の行政改革である道州制の導入ということを考えてなきやいけません。財源と資源をより効果的に投資することができ、また強力な国際拠点形成が推進されるのではないだろうかというふうに思つておられるけれども、いづれにしても、道州制をやることによつて中央集権体制からの脱却、あるいはまた東京一極集中からの脱却、これが可能になるということですね。それから、ゆえに、地方の活性化、地方の元気に私は道州制がつかうというふう

に思つておられるんです。

これは、細かいことはもう、私たくさん本書いていますので、説明する時間が掛かりますのでやめますけれども、できませんけれども、東京だけですよ、千三百五十万人、人口の二一%が集

が、東京圏で三千五百万、何で、どうやって統治しているんだという疑問が出るぐらいというか、不思議がられるぐらいの人口が集中してしまっているということになるわけですよ。それにもかかわらず、一方で人口が減少していつているわけですよ、御承知のように。

少子化問題というのは、私は少子化国難だというふうに思っているんですけど、やがてこれ、都道府県は、都道府県というよりも道県ですかね、は限界道県になると思うんですよ、限界村落ではなくて限界道県になるというふうに。それは必然だというふうに思うんですね。それは、今一億二千七百万人の人口ですよ。ところが、二〇四八年には内閣府の予測によると九千九百十八万人ということになるわけですね。二千八百万人がごそと減るということは、東京の人口の二倍ぐらいがばばと減っちゃうわけですよ。大変な状況になるということ。だけど、東京は増えるわけですよ、東京は変わらないか増えるわけ。どんだんその分、地方は衰退していくわけですから。ここで答えをいただいていると委員長の方から時間ですと言われますので、やめます。お答えはいいですけれども、一つだけ提案させていただきます。二〇五〇年度の形プロジェクトというのは是非立ち上げていただきたい。要するに、道州制といたって、来年から道州制をやるわけじゃないんです。できないんです、三千からの法律を変えないといけないんです。そうすると、十年後、あるいはまた二十年後、場合によっては三十年後に道州制にするんだという、それを、国の形を目指した、どうしたら、そのとき、国の形をしたらいのかという、それを考える二〇五〇年、二〇五〇年の形プロジェクトを是非立ち上げていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。
○山田太郎君 日本を元気にする会・無所属会の山田太郎でございます。
本当に大臣、御苦労さまです。あとは太郎、太

郎で、もう終盤戦、ちょっと気が緩みがちですが、私は、この話はすごく大事だと思っております。

本当に変革ということになると、私も実はコンサルタントを二十年以上やっておりまして、元々規制があったということは、何か問題があったり規制する必要があったので、これを変えようというのはいろいろ言われるんですよ。これを乗り切っていくものをつくっていくというのはやっぱり相当大変だと思いつながら、やっぱり特に野党が質問をすれば、ここはどうなんだ、あそこはどうなんだと、こういうことになるんですが、できるだけ私は積極的に提案型でやりたいとは思っています。ただ、大事なところについては今日厳しい指摘もしなきゃいけないかなということ、よろしくお願いします。

あと、先ほど大臣の方からも、まさに哲学を変えにやいかぬということをおっしゃっていました。私もそう思っております。哲学どころか思想も変えないと駄目なのかなと。やっぱりこの戦略特区が指定されているところを見ると、もう指定席というふうに言っていました。仙北市、養父市、あと今治、あとはもう政令指定都市、大型都市なんですよ。これで地方創生だとか、なかなかつなげようといつても難しいかなと。そうなつてくると、やっぱり地域はなかなか余裕がなく、いろいろ企画を考えることが難しいのであれば、中央からトップダウンでいろんな改革メニューを用意するということも重要なかなと。

まさに国のブランドデザインということも一つデザインすると。先ほどありましたけれども、二〇五〇という話もありましたが、私も国のブランドデザインというのを、特にオリンピック後、日本はどうなっていくんだろうか。オリンピックが終了して日本は結局何も変わらなかったということになれば、日本売りにもなりかねない、私はそこはすごく危惧しておりますので、このタイミングでこのことを立ち上げていくことは非常に私は重要だということ、ちょっと話に

入っていききたいというふうに思っております。さて、ちょっと順番を変えまして、簡単などころから。今日は、特にいわゆる白タクみたいなところとかが議論として重なっていますので、せっかくなので違うところをいろいろ挙げて見ていきたいと思っております。皆さんのお手元の方に、どんなところが今回の改革の目玉なのかということ、六プラス一ということ、挙げたところの一つ一つ、できる限り見ていきたいというふうに思っております。

まず最初に、ちょっと順番を変えまして、民間と連携した出入国手続の迅速化といった辺りから行きたいと思っております。これは何かということ、レクでお伺いしましたら、出入国を迅速化するのに、外国人の方が指紋でこう、何でしたっけ、バイオカードというので取っているらしいんですよ。これを民間も入れようということなんですよ。これを民間も入れようということなんですよ。これは、実際にこのことが本当に法改正とか今回の規制改正が必要なのかなと。実はこれまでも民間と連携してきたという話を聞いて、ありやうやという感じだったんですけど、今回新たにそれを広げるのに国家戦略特区として指定するほどのことなのかどうか、済みません、人口からそんな議論をしたいと思いません。法務省ですか。

○大臣政務官(田所嘉徳君) お答えいたします。お尋ねの国家戦略特区法第三十七条の二の規定は、空港、港湾において外国人が出入国する際に必要な手続について、民間事業者と連携しつつ、迅速かつ効率的に行うために必要な措置を講ずることとするものであります。

法務省としては、従来から、空港の審査場において案内等を行うブリスコンシェルジュの配置など、民間の力を活用しつつ様々な取組を行ってまいりましたが、今後導入する予定のバイオカードの操作を補助する業務についても民間委託することを考えております。バイオカードの導入は非常に大きな効果がございまして、これまでは審査ブリスで行っていた指紋及び顔写真といった個人情報

報の取得を審査待ち時間を利用して行うことができ、これによって審査時間の約三分の一程度の短縮を目指しております。

今後とも、民間の力を十分に活用しつつ、出入国手続の迅速化を図っていききたいというふうに考えております。

○山田太郎君 済みません、何も答えてもらっていないんですけど、質問は、法改正が必要なのか。加えて言えば、これは国家戦略特区以外の空港では事業化できないんでしょうかと。

実は、多分またこう聞くと答弁長々と読まれると嫌なので、これは実は、特区の那覇、関空はもちろん、特区外の高松も含めて十二月までに準備予定だと、こういうふうになっているんですね。余り特区かどうかで関係ないと思っております。すけれども、まずその事実確認をお願いしたいんですよ。その事実だけは是非確認させていただき。

○大臣政務官(田所嘉徳君) そのとおりであります。しかし、法令によって非常に大きな特区の効果というものが生まれるということ、主張したわけでございます。

○山田太郎君 ということで石破大臣に聞きたいんですが、これはなぜ特区に入っちゃったのかなと。そもそもこんなことは、石破大臣のリーダーシップでもないんですが、どんな進めればいいのかということなんです。でも、何でも進めればいいのかと怒られちゃいますが、大事なことはあるけれども、特に特区であるとかないとか何の関係もないというふうになっているんですが、何でもこの項目まで入っているのかなというのを少しちょっと大臣の方にお伺いしたいんですが、いかがですか。

○国務大臣(石破茂君) 今法務省から答弁がありましたが、これをいかにして迅速に進めていくかということであって、必ずしも何が何でもこの三十七条という条文を設けて特区として取り扱わなければならなかったかと言われると、それは別のやり方もあったかもしれないですねということでありま。

ただ、三十七条にこれを設けましたのは、これは、およそ今まで出入国という国家権力の行使そのものみだに思われておりましたので、今、田所政務官からお話がありましたように、いろんな手法を駆使することによっていかにしてそれを迅速に行うかということでここに位置付けたものでございます。

理論的になぜ特区なのか、ほかでは駄目かと言われると、なかなか返答に窮するところでございますが、いずれにしても、私も自民党でCIQ議連の会長なぞいたしておりますが、この迅速な対応というものを法務省において図ることによって、多くの訪日観光客の方々を受け入れることができる、また不満を解消することができる、飛行機のダイヤの円滑な運航を図ることができるというような効果が期待されるものだと考えております。

○山田太郎君 さすが石破大臣、答弁が非常にうまいというか、なるほどと聞かれましたけれども、じゃ、次に行きたいと思えます。

クールジャパン外国人人材の受入れ促進というところに行きたいと思えますが、これは元々企画したのは経産省さんだということなので経産省にお伺いしたいと思いますが、法案の提案理由の中でも、第四として、アニメーション、デザイン、その他クールジャパン分野の海外展開を図るということで今回こういう経済特区というふうに設定したということですが、一体これをやる目的というかメリットというか、どうしてこれがクールジャパンに資することになるのか、もう簡単に結構ですので、まず御説明いただけないでしょうか。

○大臣政務官(星野剛士君) 山田委員にお答えを申し上げます。

アニメーションの制作の国際分業が進展する中で、海外におけるアニメーションの作成を支える人材の育成することは、アニメ分野での我が国産業の振興に資するものと認識をまずしております。本法案を踏まえまして、アニメ分野における

無認可校への留学生受入れに向けたビザ発給体制を早急に法務省と協議をしていく所存でございます。

一方、就労に関しては、現状の在留資格の基準をクリアする高い技術を持った外国人人材が既に活躍をしております。こうした高度な外国人人材が日本のアニメーション制作に精通をし、現地の言語とか嗜好に合わせたローカライズ等を担うことへのニーズも高まっているところでございます。

外国人材を日本の制作現場に受け入れることによりましてアニメーターの就労条件への影響についても、産業界及び関係省庁の意見を伺いながら、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○山田太郎君 次、法務省にお伺いしたいんですが、元々この立法事実というか基になったのは、これ新潟の経済同友会さんの方から、アニメ、漫画専門学校の修了生でタイの男性がいて、専門学校を卒業したんだけれども、就職をしようと思っただけで在留資格として得られなかった、入管から拒否されました、こういうような内容からスタートしたということなんです、ところで、では、こういった問題を今回のいわゆる経済特区が何か解決することになるのかどうか、この辺り、法務省、お願いいたします。

○大臣政務官(田所嘉徳君) アニメなどのクールジャパンに関わる分野において、どのような場合に外国人人材の就労が可能なかを明確にして、外国人本人及び受入れ企業にとつての予見可能性を高めるために、現在、関係省庁と協議しつつ、在留資格、技術・人文知識・国際業務の下で就労が可能なケース等を分かりやすく例示したガイドラインの作成を進めております。

現在作成中のガイドラインは、現行で不許可となつていて案件を許可できるようにするというものではないです。在留資格に関するガイドラインの作成、公表によって、これまでその分野での日本における就労が全く不可能と思つていた外国人

の方や受入れ企業等が在留資格取得の可能性があると知つて就職活動や求人活動を行うなど、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図ることは大変意義があるということで進めているわけでございます。

○山田太郎君 ということで、私も、漫画、アニメ、ゲームを推進するという立場から非常に何かすごく有意義なものがあつて、これはいいものがあつてきたのかな、こう思つてかなりいろいろレクを受けたんですが、どうも話を聞いていますと、要はガイドラインを明確化するというところで何も変わりませんというのを法務省から説明を受けて、ありやうというふうにして、これも何で入つてきたのかなというふうには問いませんけれども、もちろん明確にしたいことは大事だと思ひますから是非やっていた方がいいと思ひますが、必ずしもこの六項目の目玉なのかということ、何となく疑つてしまふ氣もします。

厳しいことばかり言つても仕方ないんですが、ただ、もう一つ問題がこの問題についてはあると思つていますので、少し指摘しておきたいと思うんですが、実は、在留資格の問題に関しては二つクリアしなきゃいけないんですよ。一つは、働くにおいては単純労働では駄目だということが大前提、それをクリアした後、日本人と同等の給与水準である必要があると、この二つをクリアしなければいけない。

ただ、アニメのクリエイターは、実はこれ、自民党さんも一緒になつて馳文科大臣の下でもやらせていただいているMANGA議連でも私も役員としてやらせていただいているんですが、非常に、クリエイターの特に動画を作っている人の給与というのは年収で平均百一十万円ほどしかないということ、これで結局外にいわゆる作る人たちが出ているということなのであります、先ほどの答弁をなされば、どんなにそれやっちゃうと、日本の漫画が振興してファンを増やすどころか、国内でまず動画なら動画というものを作ると、そういったものの道場がなくなれば当然漫画

とかアニメが将来衰退してしまふんではないかというふうな私は危惧も持つてゐるわけであります、じゃ、何をしなければいけないかということ、多分、もうクリエイターの人たちが、動画を作る人たちの給与の底上げをどういうふうに行つていくのか。

実態としては、実はこれ、何でもそんなに安くしてでもできるかというと、本来であれば最賃も割つてゐるわけですから駄目なんです、これ請負という形になつてちやつてゐるんですよ。ただ、請負といつても、実は中身を見ていると、完全に契約書ベースで請負ができてゐるかというと、多分そういうことはなくて、もしかしたら、指示をそのまま受けてゐるとなると今度は請負の偽装の可能性も出てくるということでありまして、業界自身そこを見直していかないと、とてもじゃないけれどもこの問題は解決しないのかなという深刻な問題で、自民党さんを中心になつて議連と一緒につくらせていただいたという実は経緯もあるものなんです。

そういった意味で、そこまで考えていくと何をしなければいけないのか。でも、このことがクリアできれば、私は、クールジャパンとして本当に日本の成長戦略に漫画、アニメが乗つてくるというふうになつております。

石破大臣、是非、ちょっと長く私の説明がなつちやいましたが、そこを含めて、これは内閣としてもクールジャパン推進していくことだと思ひますので、御答弁いただけないでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 法務省においてガイドラインを作るといふのはそれなりに一つの前進だと思つてゐまして、何も変わりませんと答弁をしたか、御説明をしたかどうか。大きく変わるということでありまして、また議論を詰めさせていただきたいと思つてゐます。

それから、美容師の方であっても、あるいはそういうアニメの関係の方であっても、日本でいろんな修行をしまして、ただ、修行だけでは駄目なので、やっぱり何だから専ら専門学院とか立

派な学校を出なければ駄目だみたいな話になっちゃうかもしれないんですけど、それって本当にクールジャパンにおいて外国人材を活用する際に必要なことなんだろうかなという気が私自身はし
ないではありません。

また、請負の途中でございますが、もう私、済みません、不勉強で、そんなに低い年収だとは存じませんでした。だとすれば、どんどん外国に出ちゃうということになりますので、どうやってそういう才能を持った方々、外国人材の方も含めて日本の高いアニメの技術というものを更に高度化し普及させていただけるかということについて、政府として法務省を中心に、分かりやすい、何言っているかわからないというのが一番良くないので、自分で考えなさいみたいなガイドライン出されてもたまりませんので、そこは法務省においてきちんと懇切丁寧にやっていただけるものというふうに私ども期待をし、今後も共に努力をしてまいりたいと思います。

○山田太郎君 政府としてもその辺りの認識がだいたいいくことで、前進したと思います。引き続きこれはやりたいと思います。

さて次は、テレビ電話による服薬指導の特例ということで少しだけ、ほかの議員の先生方も触れられていましたので、私も一点だけ触れていきたいと思うんですけど、これ元々の発想は、過疎地あるいは離島対処のためにこういうことをやりましょうよと、こういうことだったというふうな紙なんかももっているんですね。それがいつの間にか戦略特区ということ。そうであれば、私
はもう離島とかそういうへき地対策ということでしっかり対処をすればいいんじゃないかと、そう言われたら、いや、東京都は相当離島を持っているからそれでいいんですと言われちゃったんで、なるほどというふうに思っちゃったかもしれないんですけど、ただ、ゴールというか視点が全然違うのかなと。
あと、もう一つ気になりますのが対面販売という
ことなんですけれども、医師は御案内のとおり

遠隔が今できるんですね。薬剤師さんだけができないということなんです、今回のいわゆる緩和という措置をよく見ていると、遠隔で診療した場合に遠隔で薬の指導ができるものとなっちゃっているんですけど、じゃ、例えばちょっとこんなケースということで、余り重箱の隅をつつきたくないんですが、離島で診療所があつて、薬を先
生持ち合わせていませんでした。対面で診療したんだけど、薬がないから本島の方から郵便で取り寄せるのに、その後先生は巡回しちゃつていますから、大体実は離島ってそういうケースは本
当に多いんですよ、その場合は法文上使えないということになっちゃうんです。

なので、少なくともこれ、もちろんこの議論は、この委員会の中でも対面にするべきかどうかという議論は残っていますが、仮にこれを進めるとするんでは、遠隔診療をした場合ということとは遠隔を取つていただいて、診療があればそれでいいと思つていますので、是非まずそういう、少しちっちゃな見直しかもしれないんですが、これが非常に目的として生きることになると思つていま
すので、その辺り、まず厚労省、それから石破大臣の方、お願いできますでしょうか。

○副大臣(竹内譲君) 先生の御趣旨はよく理解しているつもりでございますけれども、ちょっと整理して申し上げたいと思います。

処方薬につきましては、効果が高い反面に副作用が強いなど、適切に使用しなければリスクが高く、処方薬の不適正使用による健康被害の発生を防止するためには、患者の状態から、処方量が適切か、望ましい剤型かどうか、挙動不審ではないかなど、患者に直接対面しチェックする必要があるというのが元々の趣旨でございます。

処方薬の対面服薬指導の原則については、平成二十五年度の旧薬事法改正により法律で明示されて
して、今後とも堅持する旨が国会決議でなされて
いるということも御承知のとおりだというふうに思
つております。
そこで、今回の特例措置は、国会でも堅持する

と決議されているこの対面服薬指導につきまして、日本再興戦略改訂二〇一五に基づきまして、遠隔診療のニーズが大変強うございましたので、この遠隔診療のニーズに対応するために、医療資源が乏しい離島、へき地につきまして、特区において実証的に例外を設けるものであるということから要件に盛り込んだものでございます。そういう趣旨でございます。

○国務大臣(石破茂君) 今厚労副大臣から答弁があつたところであります。

遠隔医療ができるのであるならば何で遠隔指導ができないの、それはそれでセットなのかということの御趣旨だとすれば、ここはもう一歩進んで考えてみる必要はあるのかもしれない。

いずれにしても、薬ですから、実際対面と同じだけの効果というものが得られなければいけないのだと思つておまして、そこにおける医師としての診断との密接不可分性をどう考えるかということだと思つております。

厚労省と、先生の御指摘を踏まえて更に議論をさせていただきますと思います。

○山田太郎君 ちょっと違うんですが、医師が対面
で診断した場合、これが入らないということなんです。遠隔診断をした場合というふうになつちやつてい
るんですね、これには、条文で。

だから、別に遠隔診断したものはオーケーというのはいないんですけど、対面はいいじゃないですか。対面はしたんだけど薬を例えれば持ち合わせていない場合、それはあると思うんです。そのときに後から対面を薬というのはい、このいわゆるへき地ないしは離島の趣旨にもなると思つておまして、これは必ずしも遠隔診療の場合といういわゆるコンディション、ただし書を付けず
うことでは。
○国務大臣(石破茂君) 先ほど申し上げましたように、厚労省とよくお話をさせていただきま
すが、まずは遠隔診療の場合に特例措置を講ずると
したものでありますので、委員が御指摘のような

ことは、今承つておる限りにおいてはそれはそう
だよなという気が私自身するのですけれども、遠
隔でいいんだたら何で対面駄目なのよという話
ですよ。

それはそうあるべきなのかなという気はいたし
ますが、いずれにいたしましても、まず遠隔診療
の場合に特例措置を講ずると。その後どうするか
ということは、論理的にそれがどう整合するか、
ちよつとまだやや私も迷うところはありますが、
今後、遠隔診療の実施状況を踏まえて更に
検討し、成案を得ることかなというふうに思つて
います。

いずれにしても、所管官庁の厚労省においてよ
く御判断されることだと思ひます。

○山田太郎君 どう理屈的に考えても、対面で
やつていいならということだと思ひますから、
ちよつとこれは御検討いただければと思つていま
す。

さて、最後に、障害者雇用率の問題に関して、
私も、ずっと障害者、特に知的障害に関してはラ
イフワークでやつてきているところでありま
す。幾つか質疑、質問をさせていただきたいと
思つています。

時間がないのでもう論点だけ、たくさん本当は
あつたんですが、論点だけ一個聞きたいんです
が、今回、LILPを使つてということなんです
が、私、実はこれ本場にうまくいくのかなと正直
心配をしているんですね。というのは、一体誰が
どういうふうによつてというときに、まさに障害
者の雇用の現場をつくるというのはそんな簡単で
はないと。

私も、前回のちよつとこれはもう予算委員会
のときにもいろいろやらせていただきましたし、い
ろんな折にやつてい
るんですが、例えば日本理化学工業さんのケ
ースでも、五年、十年以上掛かつて現場をつ
くり上げていった。アイエスエフネットさん
というところもあつて、そういつたところ
も私さんざん行つて、いろんな市町村を御紹介
しながら、本当の雇用の場をつくるということ

を少なからずとも微力ながら尽力させていただいたんですが、今回のこのLLP、もし事故が起ったり仮にそこが倒産したりとか、そういうふうになっちゃった場合にどうやって責任を取るのかなど。

今、大企業の方は、いわゆる子会社の特例という形では実際に障害者を抱えるということでワークし始めています。まだ件数はそれでも少ないわけですが、その場合は完全子会社ですから責任の關係というのは極めて明快ではありませんが、複数社の民間、特に、なかなか中小だからこそ障害者を雇えなかった会社同士が集まってLLPを組んだ場合に、どちらかというところ、そこに障害者が集められてしまうケースがある。そうすると、本来そこにもうちよつと社会福祉士さんが入るとかいろいろ工夫をすること。先ほど、山本香苗議員との質疑も伺っていたときに、要件の議論なんかも厚労省さんとかかなりあったんですが、私は、単に外形的な要件だけではなくて中身の面倒を見るかどうか。でも、やっぱりリスクはここで確認しなきゃいけないので、倒産とか事故だとかあった場合どうなっていくかやうんだらうかと。そんなに人数が達成できたという形で本當にうまくいくんだらうか、すごく心配をしております。この辺り、是非お答えいただきたいと思っています。

○副大臣(竹内譲君) 雇用上の安全の確保等や事故ということでございますが、まず、LLPであつても通常の雇用契約と変わりませんので、労働基準法や労働安全衛生法上の労働関係法規が適用されることとなります。労働保険、労災保険や雇用保険ですが、こういったものや社会保険の加入も通常の労働者として加入するということがなっております。

そしてまた、解散してしまった場合でございますが、この特例を受けるLLPが作成する雇用促進事業実施計画の記載事項におきまして、LLP

に解散の事由が生じた場合に講ずる措置として次のようにありまして、組合員、すなわちLLPの出資会社の組合員のいずれかが障害者である労働者を継続して雇用すること、それからまた、組合員である会社が協力して新たな就業の機会を確保することを規定するという方向で今検討しております。

○山田太郎君 それは外形的な話なんですが、実は法定雇用率二％という割合も必ずしも高い割合ではないと思つてゐるんですね。自治体でいろいろ伺っていると、大体六から七％、就業者の中で障害者を本来雇用しなければ、実際にはそれは全部今度税金という形で出て、B型であれば何であれ、そういうところでお金が出ていっている。そんな中でどうやってきちつとした雇用をつくれるか、それはかなりのノウハウと経験が必要だ。

今回、中小企業の雇用率を調べさせていただいたんですが、百人前後の会社で一・四九％しかありません。大企業は二％です。かなりここには差が出てゐるということでありまして、こういう会社同士で本當に集まって、本當にそういう雇用を維持するだけの専門性を持つてやれるのかどうか。前も理化学工業の話させていただいたんですが、本當に障害者の雇用というのは難しく、試行錯誤、たつた一人から入れて、五人にし、十人にしていった歴史ということを私も学ばせていただいたんですが、非常に難しいんじゃないかな。

難しい難しいでは解決しませんが、是非御提案したいのが、これも予算委員会の中では申し上げたんですが、やっぱり障害者雇用推進ハートフルポイント制度みたいな、もう考え方は、障害者を雇うまい会社が積極的の雇つていただいて、なかなか苦手な会社に対しては、その会社から購買を通じて関係性を持つ、そうすれば、福祉で税金が出ていくのではなくて、きちつとした雇用と売上げという形で雇つて障害者を雇うことができるのではないかと。

実は、これに関連するものとして、障害者優先調達推進法というのがありまして、国の機関でも効果が出ておりまして、平成二十五年は百二十三億だったんですが、二十六年は百五十一億と順次伸びてゐるんですね。こういう新しい考え方、そういうことで、本當に守らなければいけないのは雇用率の達成ということではなくて、本當にそこで働く障害者がきちつと働いていける、安全にやっていると、それによつて雇用率が国全体として伸びていくと、こういう原点に私は立ち戻つてもいいんじゃないかと。

この辺りなかなか、山本議員なんかの議論も横で拝聴させていただいたんですが、厚労省さん考え方固いんですが、少し何度か、私もしつこいもので、元々コンサルをやつていて変革に対しては闘う姿勢でやつていましたので、言い続けたいと思つますが、この辺りの御検討、いかがでしょうか。

○副大臣(竹内譲君) 先生の障害者に対する思いというのは非常によく理解しておるつもりでございます。先生の御提案もよく理解をしております。いまして、先生の御提案もよく理解をしております。ところでございますが、雇用という観点ではやはり重要でございますが、一つ、障害者雇用率制度はいわゆる社会連帯の理念に基づいておりまして、全ての事業主に自ら障害者雇用の責任を果たすようにやはり義務を設けてゐるところでございます。こういう制度によつて、多くの業種、業態において障害のある方の雇用が拡大していくことが期待されております。現実にはこの数年、障害者雇用が着実に増えてゐるということも事実でございます。民間企業における雇用障害者数では、現在、平成二十七年六月一日でございますが、四十五・三万人ということで、対前年二・二万人増加しております。十二年連続で過去最高を更新してゐるという事実もございまして。

先生の御提案でございますが、製品を購入する側の企業には、製品の購入によつて障害者を直接雇用する必要がなくなつてしまふということにもなりますので、ある意味、障害者雇用が上手な会

社に障害者が集中してしまうおそれもあるということ、慎重に検討する必要があると考えております。

本年四月一日から改正障害者雇用促進法が施行されたところでございまして、まずはこの今回の改正によりまして、より社会連帯の理念というものを重要視して、障害者雇用、これはこれとして進めてまいりたいというふうに厚労省としてはまづは思つておるところでございます。

○山田太郎君 一分だけ残つてゐますので、その現状をもう一つだけ言つて、是非政府にお願いしたいと思つます。

日本理化学工業さん、私、訪れたときに言われたのは、まあ御案内かもしれませんが、知的障害者が七割、雇つて、障害者でラインが回つてゐるという、本當に学ぶべきところは多いんですが、ただ、そのオーナー、社長様がおつしやられていたのは、要はチヨークだから成り立つてゐるんだと、いわゆる参入障壁が、もうすごく遅れたという、なかなかチヨークなんかやる会社がないからこそ我々はやれてゐるんだと。今、キットパスという商品を開発したんだけど、これとどどん、これはガラスの方に書いてある新しい製品で、私も見させていただいたり幾つか買わせていただいて使つておりますけれども、こういうのはどどん新しい会社と競争したら負けてしまふんだと。

つまり、優先購買をすることによつてこういうところを一つ守るという側面も持つてゐるわけでありまして、うまいやうくないというところだけをちよつとフィーチャーするだけではなくて、これまで努力してやつてきたこういう会社こそ戦略特区、まさにプロトタイプというんですかね、こういう会社がある程度守られながら横展開もしていく姿というのは何らかの仕組みが私は必要なんだ、こういうふうに通つてゐますので、御提案させていただきます。

時間になりましたので、今日はこれぐらいにしたいと思つます。ありがとうございました。

○山本太郎君 生活の党と山本太郎となかまたち
共同代表、山本太郎です。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案に
ついて質問いたします。

今回の法案、特に農業分野について、国家戦略
特区担当でもあり、そして地方創生担当でもあら
れる石破大臣にお伺いしたいと思います。

今回のように、農業を国家戦略特区に含めるこ
とで、地方創生、地方に暮らす人々の繁栄、豊か
さにつながっていくと石破大臣はお考えになられ
ますでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) そうならなければやる意
味がありません。

○山本太郎君 ありがとうございます。そうなら
なければやる意味がないんだと、力強いお答えを
いただきました。

今日は、委員長を始め理事の皆さん、委員会の
皆さんの御了解を得まして、東京大学大学院農学
生命科学研究所農学国際専攻国際環境経済学研究
室教授の鈴木宣弘先生に参考人としてお越しいた
だきました。

鈴木先生のことを東京大学のホームページで拝
見いたしますと、WTO、世界貿易機関の農業交
渉や活発化するFTA、自由貿易協定の締結交渉
による農産物貿易自由化の国民経済、環境への影
響、国内関連政策の国際貿易へのインパクトの解
明、日本だけではなくFTAによる域内国や域外
国も含めた世界の様々な階層への影響とその調整
政策の解明に取り組んでいらっしゃるまさにプロ
フェッショナルであり、また、我が国がアジアと
ともに発展を持続するためには、アジア農村の貧
困を緩和し、アジア諸国間の百倍もの所得格差の
緩和に資するような経済連携強化を目指すなけれ
ばならない、加えて、生態系、環境の保全にも配
慮した多様な農林水産業の共存につなげねばなら
ない、この困難な調整を可能にするシステムを具
体的に議論できるフレームワークを提供していき
たいという。これ、自分の国だけじゃないんだ
と、持続可能な世界をどうつくるのか、それを研

究し続けている専門家であることがよく分かりま
す。鈴木先生、今日はよろしくお願ひいたしま
す。

鈴木先生にも石破大臣と同じ質問をさせていた
だきたいと思ひます。

今回のように、農業を国家戦略特区に含めるこ
とで、地方創生、地方に暮らす人々の繁栄、豊か
さにもつながっていくとお考えになりますでし
ょうか。石破大臣は、先ほど、そうならなさや
る意味がないと力強くお答えになりました。鈴木先
生の御意見をお聞かせください。

○参考人(鈴木宣弘君) 東大の鈴木でございます。
す。よろしくお願ひ申し上げます。

私の理解では、国家戦略特区は岩盤規制に穴を
空ける突破口だというふうに定義されていると思
ひます。端的に申し上げれば、特区は政権と近い
一部の企業の経営陣の皆さんが利益を増やせる
ルールを広げる突破口をつくるのが目的ですが
ら、地方創生とは直接結び付いていないと思ひま
す。むしろ、地方創生には逆行します。

なぜならば、地域の均衡ある発展のために維持
してきた相互扶助的なルールは、まさに、今だ
け、金だけ、自分だけの一部企業が地域で利益を
得るためには障害となります。そこで、それらを
既得権益、岩盤規制との名目で崩し、既存の
人々、農家の皆さんのビジネス、お金が奪われて
いきかねません。既存の業者や農家の方々が多く
失業し、地域コミュニティも崩れていく可能性
があります。つまり、地域全体としては衰退する
可能性があるとこのことを考えなきゃいけないと
思ひます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

岩盤にドリルで穴を空けていくという名の下の
に、人々を守るはずの規制というものがどんどん
崩されていく可能性があり、そして政権中枢に近
い者たちによってその利益というものは横流しさ
れる可能性があるという御懸念を示された
のかと思ひます。

鈴木先生は、TPPの問題に関しまして大変

お詳しい方です。国家戦略特区はTPPの問題に
もつながっているんでしょうか、先生の御意見を
お聞かせください。

○参考人(鈴木宣弘君) 日本でもTPPに関連し
てあつせん利得罪の議論がありましたけれども、
TPPを推進するアメリカの共和党の幹部は、巨
大製薬会社から二年で五億円の献金を得て、TP
PPで新薬のデータ保護期間の延長を要求しまし
たように、TPPには巨大なあつせん利得罪の構
造が当てはまります。結果的に、TPPは政治と
結び付く一部の企業の経営陣が利益を増やすル
ールを押し付け、広げていくことが大きな目的で
ありますから、これは国家戦略特区の思想と同じ
です。

TPPによって、地域の公共事業も最も日本が
無差別に外国企業に開放します。TPPと特区の
相乗効果によりまして、日本のみならず外国の企
業も参入し、地域の既存の中小企業や農家の廃業
が増えると思ひます。

大店法が撤廃され巨大店舗が進出して、日本中
の商店街がシャッター街になったことは御案内の
ことと思ひます。そして、ある程度もうかと撤
退して、町を荒廃させてきました。同じようなこ
とが更に広範な分野で、TPPと特区の相乗効果
で進む危険を考えなければいけないと思ひます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

先月の四月十九日でしたよね、衆議院のTPP
特別委員会で民進党の玉木雄一郎議員の質問に対
して森山農水大臣は、農産物の重要五項目の中
で、品目でいえば守られているものは一つもな
い、無傷のものは一つもないという旨の答弁をな
されたと思うんですね、鈴木先生は、この
農産物の重要五項目の聖域というのは守られたと
お思ひになりますか。そして、TPP協定が発効
すれば農業分野は一体どのぐらい損害を被るのか
というのを先生の御試算で教えていただけます
か。

○参考人(鈴木宣弘君) 国会決議では重要品目は
除外となっていました、農水大臣も認めている

とおり、交渉から除外された農産物はありませ
ん。これほど関税撤廃、削減をしたのですから、
農業分野の生産損失額が当初試算の三兆円から約
二十分の一の一千七百億円に減るわけはありませ
ん。前代未聞の数字操作と言えます。国内対策を
先に出して、影響がないように対策をするから影
響はないと主張をしているだけで、全く根拠はあ
りません。

例えば、政府は、酪農では加工原料乳価は最大
キロ七円下がると言っておりますが、酪農家の所
得も生産量も変わらないと言ひます。生クリーム
向けの生乳に補給金を付けると七円の下落が相殺
されるでしょうか。畜産クラスター事業を強化す
れば生産費が七円下がるでしょうか。可能だと言
うのであれば、その根拠を示すべきだと思ひま
す。

政府部内でも、三兆円と言っていたのをこんな
整合性のない数字にして出して恥ずかしいのか
かという議論があつたと聞いております。TPP
はバラ色で影響は小さいんだという数字を出すよ
うに迫られた所管官庁には同情せざるを得ませ
ん。国と同様の方法で試算するように各県に通達
が出されたため、県庁も泣いております。異常に
小さい影響額を公表して全国の農家の反発の火に
油を注ぐことになり、私のところには、再計算し
てほしいという要望が多くの県から寄せられてい
るほどです。

我々が価格下落による生産量の減少率を過去の
データから推定して計算し直しますと、政府試算
の約七倍の一・三兆円となりました。ここから価
格下落を相殺するのに必要な差額補填額を計算す
ると、年間八千億円の追加予算が必要となりま
す。十年続ければ八兆円です。そんな予算は準備
されているでしょうか。するつもりもないと思
ひます。

ですから、再生産が可能になるように国内対策
をしたから国会決議は守られたという主張も無理
があります。しかも、TPPの最終目標は全面的
関税撤廃だと協定に書かれており、七年後に日本

だけが主要輸出国と農産物の関税について再交渉を義務付けられているという事態からしても、将来は更に深刻になります。

以上です。

○山本太郎君 今のお話聞いただけでもこれに賛成する理由なんてどこにあるんだろうといういろいろ考えるところがあると思うんですけども、国家戦略特区の大本、日本再興戦略ありますよね。この日本再興戦略とは安倍政権の成長戦略だ。アベノミクス第三の矢として、大胆かつスピードを持って岩盤規制に対して改革を行うものだと思います。

今回の国家戦略特区法改正案の内閣府が作った法案概要文書に農業分野のKPIが書かれている。KPIって何ですか。キー・パフォーマンス・インディケーターの頭文字で、日本再興戦略の達成目標、成果目標ということなんです。ね。農業分野のKPIとして、農林水産物・食品の輸出額を二〇二〇年までに一兆円にする、担い手を利用する農地面積を十年間で全農地面積の八割にする、担い手の米の生産コストを十年間で現状全国平均比四割削減することなどが書いてあるんですけど、これ、目標を書くんだったら、農業問題であり食料問題である一番重要なことで食料自給率ということが気になるんですけども、この肝腎な食料自給率の目標が書いていないんですよ。

この点、何か別に、いいですか、通告してないんですけど、石破大臣に、これ食料自給率書いていてほしいなと、書くべきじゃないかなと思うんですけど、いかがお考えですか。

○国務大臣(石破茂君) 恐縮です。元農水大臣としてお答えをすれば、私は副大臣のときからずうっとこの自給率について議論はどうなんだろうねというところは申し上げてまいりました。むしろ、自給力というもので農業の力というのは測られるべきではないか。農地がどれだけ維持をされ、主に基幹的農業従事者だと思いますが、その数がきちんと維持をされ、そして、ダムであるとかかんが

い排水であるとかため池であるとか、そういう農業インフラが健全に維持をされ、収量でありますとか糖度でありますとか単収でありますとか、そういうものが向上していくという、そういうきちんと数字で出るものが大事であって、例えば、北朝鮮とかあるいはアフリカの飢饉にあえいでいる国だって自給率で見れば高いはずなんです。なぜならば、その国で食べているもののどれだけをその国で作っていますかというだけの数字ですからね。

私は、副大臣のときにセネガルという国に行つて、セネガルの農業大臣と随分議論をしました。当時、WTOという仕組みが動いておりまして、自給率が低い同士一緒にやろうじゃないかという話をしたところ、日本とは一緒にやらないと言つて一蹴されたことを私はよく覚えています。なぜなのか。それは、我が国はお金がないのである、お金がないがよってにダムも造れない品種改良もできないし、よって泣く泣く外国から物を入れなければならぬのであると、よって自給率が低いのであると。日本はお金がないから自給率が低いのか、そうではないだろうと、消費者の選択として外国から物を入れているのだと。自給率が低い理由が全く違うのに、低いというだけで共闘なんか絶対できないと言われて、私は非常に恥じたことではございました。大事なことは、自給率というのは結果であって、どれだけ農地が維持をされるか、どれだけ基幹的農業者が維持されるか。

これから、先ほど江口議員が御指摘になりましたように、日本は人口急減期に入ります。二一〇〇年には日本人はこのまま行ったら五千二百万人になるのです。そのときにどうやって農地を維持し、どうやって農業者を維持するかということを考えているときに、農業政策は今までは全く違う局面に入っているのであって、そうだとするならば、自給率というものを私は別に等閑視をするつもりはありませんが、そのことに拘泥をすることはかえって政策の本質を誤るのではないかと思つております。

自給率はあくまで結果として出てくるものであって、そのために必要なものが、インフラが、社会的インフラにせよ人的インフラにせよ、それが毀損されることをどうやって止めるかが一番大事だと、農林大臣経験者としてはそのように考えております。

○山本太郎君 ありがとうございます。本当に経験者として深いお話をいただいたと思うんですけども、今大臣が言われたお話もすごく重要なことだと思います。食料自給力というものが必要なんだという部分と併せて、もちろん食料自給率というものも必要だと思うんですけど、これ、両輪の話だと思うんです。

未来に向かってどうしていくのかという耕し方を考えていくことと、そして現在どれぐらい自分たちで自給できているのか、そしてその自給力と併せて、将来的にどれぐらいの数になるのかという目標は常に立てていくべきだろうなと。政府の食料・農業・農村基本計画には示されているんですよ、この食料自給率の目標が。でも、この日本再興戦略にはその目標がないというのは何かおかしいなと思っちゃうんです。

海外と日本の農業の保護政策の違いなども絡めながら、是非、日本のあるべき食料自給率について、鈴木先生にお伺いできますでしょうか。

○参考人(鈴木宣弘君) 食料自給率という概念が重要であることは、私もそのとおりだと思います。つまり、今結果としての食料自給率が、インフラがしっかりあってそれによってもたらされているということですから、もし食料自給率が極端に低くなれば、そういう状況でいざというときに輸出規制があったときに、じゃ急に物が作れるかということなんです。ですから、そういうふうなインフラをきちんと維持して自給率を維持しておかないと、今回の基本計画のように、いざとなれば校庭で芋を作ればいいという議論になってしまうわけですよ。それは、だからその点はちよつと違うと思います。

食料自給率向上という政策目標は、事実上日本では放棄されたんだと思います。TPPも国家戦略特区も、先ほど申し上げたとおり、一部の企業の利益ということが考えられていますから、それによって多くの農家が失業して、全体として国民に安全、安心な食料を供給し続けるという安全保障の概念はそこにはありません。食料自給率は下がり、まさに食料自給力も下がるということになると思います。

片や、アメリカやヨーロッパのことを考えてみないといけないと思います。ブッシュ元大統領は、食料自給できない国を想像できるか、それは国際的圧力と危険にさらされている国だと演説し、アメリカの大学では、標的は日本だ、日本人の直接食べる食料だけでなく、畜産の餌穀物を全部アメリカが供給すれば日本人が完全にコントロールできると言つて、アメリカはお米を一億四千万円で輸出していますが、一億二千万円との差額の九割は全部政府が払つて、そして生産と輸出を振興していると、これが食料戦略というものです。

あるいは、農業所得に占める補助金の割合は、日本では一五・六%ですけども、EUではそれが九五%前後です。これだけのことをやっつて、そんなの産業かと言われるかもしれないが、命を守り、環境を守り、国境を守る産業は国民が支える、これが当たり前なんです。

それが当たり前でないのが日本だということを今考え直さないと、日本農業が過保護で衰退した、欧米は競争で発展したというのは間違っています。食料戦略があるかないかの違いだということを考えまないと、このまま過保護な日本農業を競争にさらせば自給力が付くんだといつたら、誰も、インフラも何もなくなくなってしまうですよ。それが本当に自給力を高めることになるのか。政治は国民の命を守る責任を放棄してはならないと思います。

○山本太郎君 ありがとうございます。先ほど、石破大臣の方からセネガルに行ったと

きのお話をさせていただきました。そのときに、一緒にやろうぜと言ったけれども、それ日本とは違うんだよ、状況が。要は、消費者の選択によって自給率が低くなっているんだらう、消費者がみんな選んでいるんだよ、安い方だったりいいものだったり輸入食品だったり、そういうものを選んでいるんだから自然と自給率が低くなっているんだらうというようなお話だったんですけれども、実際を見ていけば、消費者が選択する前に、国が示す食料に対する戦略というものがあつたわけですよ。国の、政府が示す食料の戦略というものの後に消費者が何を選択できるかということが決まってくるわけですから、これ一概に言えることじゃないなと。

やはりこの国の国土を守るためにも、そして生活を守るためにも、そして人間が生きていくためには何が必要だと考えたときに、空気、水、食料ですよ。この三つがなかったら生きていけないわけだから、これ、防衛力を高めるといふ意味でも、この食料政策というものは物すごく重要なわけですから、自給力を上げる以外ないんですもんね。

今回の法案の農地法等の特例というのをざっくり説明させていただくと、今まで企業は、農業生産法人、今という農地所有適格法人の要件を満たしていれば農地を所有することができ、要件を満たしていない場合でもリースで農地を利用できたと。今回の法案の特例で、農地所有適格法人以外の法人も、リースだけでなく、地方自治体を通じて農地を購入し、所有できることになると。当該法人には、農地所有適格法人に対する出資比率、事業要件が掛からずに実質的な規制緩和となる。

本法案でこれを兵庫県養父市に可能にするようですけれども、この兵庫県養父市の取組について、鈴木先生、どのようにお考えになりますか。

○参考人(鈴木宣弘君) 今回ですね……(発言する者あり)

○委員長(神本美恵子君) どうぞ、発言。

○参考人(鈴木宣弘君) 今回、リースでなく農地

取得ということを確認するという形になりましたが、農地のリース料金というのは農業の収益性に基き算出されますが、農地価格は農地を転用した場合の利益も勘案して決まりますので、一般に、農業収益から計算される地価とは懸け離れた高額になります。ですので、農業での収益が目的なら農地取得は割に合いません。リースの方が圧倒的に有利と考えられます。

つまり、農地取得を自由化するということは、将来的に農業以外の目的に転用する可能性を含んだ措置というふうにも思われます。ですから、養父市というのは中山間地ですが、これは一種のカムフラージュで、今後、TPPも進み、多くの平場の農地も広範に担い手が不足してくれば、それを見越して条件の良い農地に企業が進出し、もうかなければそれを転用、転売していくと、そういう形で利益を高めていくということが考えられます。

養父市に限定したというのはごまかしです。安倍総理もはつきりおっしゃっているように、特区は岩盤規制の改革の突破口であると、あるいは、養父市の農地取得企業に関連している民間議員がこれを歴史的に残る快挙だと言っております。つまり、これはここにどまるところではなく、次の展開を意図した戦略だということに思われます。

○山本太郎君 参考人質疑ではないので参考人に集中的に聞くのはよくないというお話を、今注意を受けたんですけれども、前もっての石破大臣への質問通告というものが限られたものしかできていないので、それ、大丈夫ですかね。いいですか、さすがですね、ありがとうございます。

今のようには、兵庫県養父市の取組につきまして鈴木先生の方から御懸念といいますが、ありませんけれども、もちろんこれ衆議院の議論の中でも、そしてそれだけじゃなく、やはり所有するのとは、企業効率として、要は経営効率として余りよくない、リースで十分やっていっているんだというふうな議論も生まれてきていると思うんですけれども、これをこのまま推し進めていくという

のは、本当に企業のためにも、そして地元のためにも利益になることなんですかね、石破大臣。

○国務大臣(石破茂君) 鈴木先生とは、私が農林水産大臣のときに毎日みたいにいるんな議論をさせていただき、政策づくりに当たっているんな御示唆をいただいてまいりました。今のブッシュ元大統領の話などというのは非常に改めましてしみじみと思ひ返したところであつて、山本委員から安全保障についても御言及いただいて、大変に有り難いことだと思っております。

それはさておき、養父市における取組はあくまで特区として取り組むものであつて、これを全国展開にするかどうかということとを事前に決めて養父市でやるといふものではございませんで、養父市でやると、本当にそれは企業が全然もうからなくて撤退しちゃつて、そこをこみ捨場にしたりとかそういうことになつたとすれば、そんなものが全国展開になるはずはないのであつて、我が政府として、農業、農村というのをそんなにばかにしているつもりは全くなません。

養父市においてなぜこの所有権というのについて踏み込んだかといえ、それはリースにはリースの限界があります、契約の相手方が替わりましたときに契約の内容が変わるということ、適格法人の場合に否定ができません。あるいは、適格法人の場合に資金が集まるかどうかという点について、大規模農業をやりますときに資金の集め方ということについて、やはり適格法人の場合に一定の限界があることもまた事実でございます。そういういたしますと、仮にこれでやってみて本当にうまくいくのかどうなのか、今回は、それがもうからなくなつたので産廃置場にしちゃうというふうなことが起こらないように、ここまでやるかというほどの措置は講じております。それでもなおかつそういうことが起こるとすれば、それはやはり全国展開するわけにはまいらないことだと思っております。

御案内のことかと思いますが、所有権絶対でございいますので、この所有権を手に入れますとい

ろいろな工夫というものが長期的にできることに相なります。それでもやりたいというところがあつた場合に、この養父市に限ってそれをやらせてみるということとは、私は価値のあることだと思っております。

企業すなわち悪であつて、それは全部転用して大もうけをするというふうなものだという前提に私は立っておりますが、鈴木先生も注意深くおっしゃいましたように、危険性とか懸念とか、そういうものをいかに払拭するかということのために私も努力をしております。更なる御議論を賜りたいと存じます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

もちろん、私も企業は悪だとは思つていません。でも、その商売の仕方という部分で、その地域住民であつたりとかこの国に生きる人々の、何でしようね、利益という部分に資さない場合には、やはりそれは気を付けなきゃいけない部分があるだろうと。

今回の法案に限らず、国家戦略特区を強力に推進する会議体の中心メンバーである経済人たちが、自ら主張して実現した規制緩和や特区のビジネスに自らの会社を平気で参入させる、事前に他社では得られない情報をほぼ独断的に入手して自分で根回し、準備できるんですから、こんな話はないですよ。今だけ、金だけ、自分だけ、これは鈴木先生よく使われるお言葉ですけど、これは国家戦略特区でもどうやらその三だけ主義者、今だけ、金だけ、自分だけの三だけ主義者が幅を利かせているような雰囲気がございます。順に御紹介したいと思ひます。

きちんと働かない人の雇用を打ち切れるように雇用条件をはつきりとさせることが必要でしょう、そのような発言もされてます。解雇の自由化ではなく解雇を規定する、つまり解雇できないことをやめるということだと思ひます、一生懸命働いていれば解雇規定など関係なく、今までどおりやれるはずですよ。とんでもない発言ですよ。こんな発言をされているのがオリックスの宮内義

彦さん、労働者を安く買いたたく発言でも有名です。この方、行政改革委員会規制緩和と小委員会の座長、行政改革推進本部規制改革委員会委員長、小泉内閣の総合規制改革会議議長、規制改革・民間開放推進会議議長を歴任。労働者派遣事業の規制緩和、それだけじゃないですよ、郵政民営化も後押ししたとも言われている。郵政民営化の後押しし続ける発言をしてきた人物が、かねての宿の私下げ、一括譲渡で、出来レースではないかと問題にもなりました。最近では、過疎対策を農業政策でカバーしようというもおかしな話です、そもそも過疎の村が消えてしまうのは悲惨なことなのでしようかとも発言。その宮内さんのオリックスグループの株式会社、兵庫県養父市で、農地所有適格法人の要件を満たしていないけれども特例で農地を所有しようとしている。これ、養父市だけで限定されていく話なんですかね。この先広がっていくような雰囲気あるかなとも思うんですけどもね。

そして、二人目。正社員をなくしましようにってやつぱり言わなきゃいけない、全員を正社員にしようとしたから大変なことになったんですよ。こんな発言でも有名です。言わずと知れた慶應義塾大学名誉教授、人材派遣会社パソナグループ会長、オリックスの社外取締役でもある竹中平蔵さん。現在、政府の産業競争力会議と国家戦略特別区域諮問会議の民間議員として日本再興戦略、国家戦略特区の要中の要、強力な推進役ですよ。小泉内閣と安倍内閣を通じて日本の雇用環境をぶっ壊したと言っても過言ではないと思います、私。非正規労働者、現在全労働者の四割にまでしたと言っても過言ではないような中心人物が人材派遣会社パソナグループの会長なんですから、ああなるほど、そういう動きになっているのかと、首尾一貫しているなとしか言いようがないですよ。

今年の二月五日の国家戦略特別区域諮問会議では、過去十五年、二十年、この規制改革の話をしてまいりましたが、この農業生産法人の問題こそ

が岩盤中の岩盤、ザ・岩盤だと思っています、このザ・岩盤の背後にはザ・抵抗勢力とザ・既得権益者がいて、これをどう突破できるかというのが本当にいろいろの意味での象徴になるうかと思えます、逆にこれを突破すれば非常に大きな道が農業に開かれていく、これは本場に正念場だと思います、総理のリーダーシップをお願いしますということを書いてあるんですよ、法律改正するよう

に。兵庫県養父市で今回農地を取得しようとしているオリックスの社外取締役も竹中平蔵さん。三人目は、ばらまきと言われていて戸別所得補償制度、これを含む経営所得安定対策についても見直すべきだと、農家潰れとも取れる発言をしているローソンの元代表取締役、現在はサントリーホールディングス社長、新浪剛史さん、この方もオリックスの社外取締役。この方は、かつて産業競争力会議のメンバーで農業の分科会の主査で、農地中間管理機構を設立させたんですよ。言いたいこと物すごい言っているんですよ。日当たりが良い平地の優良農地において基盤整備を通じて集積を行っていくことが肝要だって。これ、ひよつとしたら養父市が人口になって、こういう平地を求めてどんどん広がっていくんじゃないかって懸念されますよ。笑い事かどうかは後になってみないと分かりませんよ、何を考えているのかどうかは。主に平地における農業の生産向上及び農産物の質的向上に向けて抜本的改革を実施することを提案するって、この先どうなっていくんですかね。これも利益相反そのものじゃないかというお話なんですよ。

こんな状況で、この先の日本の未来というのはどのような形になっていくのか、時間は短いですが、けれども、食料自給率という部分の大切さも含めて、もう一度、鈴木先生、御意見をお伺い願えますか。

○参考人(鈴木宣弘君) じゃ、最後に一言だけ申し上げます。

一割の農地だけが非常に大きな企業で利益を得ても、その他ほとんど九割の地域農業が衰退する

ようなことにもなったら、それは日本の地域創生にはなりませんし、安全、安心な食料を国民に提供し、国民の命を守ることもできなくなります。その点を考えた政策が必要だと思います。そういう意味では、私は、石破大臣が農水大臣のときにやっていたように、農政改革会議に、反対から賛成から、もうあらゆる方々の意見をきちんと聞く会議をつくって、そして総合的に何が必要かを決めました。今の産業競争力会議とか規制改革会議は、一部の利害関係者だけで決められる構造になっております。これをまず改善していただきたい、これをお願いしたいと思います。

○委員長(神本美恵子君) 山本太郎さん、時間ですのでまとめてください。

○山本太郎君 ありがとうございます。

はい、まとめます、まとめたいと思います。

石破大臣……

○委員長(神本美恵子君) 時間が過ぎておりますので、終わってください。

○山本太郎君 はい、そうですか。

石破大臣、期待しております。是非ブレーキを掛けていただきたいと思っています。

ありがとうございます。

○委員長(神本美恵子君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願(第一六二五号)
- 一、プライバシー権侵害のマイナンバー制度中止に関する請願(第一六二六号)
- 一、マイナンバー制度の廃止に関する請願(第一六二七号)
- 一、マイナンバー制度の中止と利用拡大取りやめに関する請願(第一七一一号)
- 一、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

の撤回と対象拡大の中止に関する請願(第一七二二号)

一、憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願(第一七七一号)(第一七七二号)(第一七七三号)(第一七七四号)(第一七七五号)(第一七七六号)(第一七七七号)(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七八〇号)(第一七八一号)

第一六二五号 平成二十八年四月二十二日受理 国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する請願

請願者 大阪府高槻市 木本祐子 外九百九十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一六二六号 平成二十八年四月二十二日受理 プライバシー権侵害のマイナンバー制度中止に関する請願

請願者 堺市 辻本利子 外二百八十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一六二七号 平成二十八年四月二十二日受理 マイナンバー制度の廃止に関する請願

請願者 大阪府泉南郡熊取町 高田雄子 外七百九十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第一七一一号 平成二十八年四月二十八日受理 マイナンバー制度の中止と利用拡大取りやめに関する請願

請願者 宮城県多賀城市 佐藤知佳子 外四千四百七十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一七二二号 平成二十八年四月二十八日受理

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の撤回と対象拡大の中止に関する請願

請願者 東京都世田谷区 阿部進 外二千

百七十一名

紹介議員 小池 晃君

二〇一五年十月施行のマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、二〇一六年一月から運用が開始された。官と民における社会保障と税分野の様々な個人データを生涯不変の一つのマイナンバーで管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて確実に名寄せ・統合して利用することを目的としているが、プライバシー侵害の危険性が極めて高い反面、社会保障や税務執行の適正・公平に十分資するとは言えず、むしろ、適正を欠き、不公平な結果を生ずるおそれがある。しかも、初期費用は約三千億円、維持費は年間三百億円とも四百億円とも言われ、費用対効果が非常に不鮮明である。二〇一七年一月から国機関で、七月からは地方公共団体等で情報連携が始まるが、この制度によって国民の自己情報コントロール権が形骸化すること、日本年金機構の百二十五万件年金情報漏えいが深刻な社会問題を引き起こしたように、一旦情報が漏れれば解決策もなく取り返しが付かないこと、諸外国でもなりすましの問題が重大な社会問題となっていることが指摘されている。法律では社会保障、税、災害対策の三分野とされた利用範囲は、二〇一五年九月にマイナンバー法改正案が成立し、制度施行前でも何ら検証ができないうちにもかわらず、預貯金口座や医療分野(特定健康診査情報の管理や予防接種履歴)、自治体が条例で定める独自分野等への対象拡大が図られた。民間分野での利用範囲の拡大を目指していることを含め、危険性がますます高まることは、火を見るよりも明らかである。何よりも、政府は、国民に対してマイナンバー制度の説明責任を果たしていない。国民の権利、特に情報流出の際の損失責任、情報の範囲などを明確にしないまま制度運用を開始した。また、法人には個人情報保護法による刑事罰等もあり、特に中小法人からは

膨大な費用負担や事務負担への批判が上がっており、担当者の精神的負担も計り知れない。安全性が十分に検証されていないマイナンバー制度を拙速に施行すべきではない。

ついては、次の措置を採らねばならない。

一、マイナンバー法を廃止し、マイナンバー制度は撤回すること。

二、マイナンバー制度の施行中は、利用対象の拡大を図らないこと。

第一七七一号 平成二十八年五月六日受理

憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願

請願者 京都府福知山市 足立哲治 外二百五十四名

紹介議員 井上 哲士君

政府と自民・公明両党は、憲法で保障された主権在民、基本的人権、平和主義を根底から破壊する特定秘密保護法を圧倒的な反対世論を踏み潰し、僅かな審議で強行成立させた。この悪法に対しては反対の声が国民の中に急速に広まり、連日、自主的・自発的に国会に押し寄せ、各種世論調査でも圧倒的に多くの国民が反対した。さらに、日本弁護士連合会、マスコミや著名人、学者・文化人、宗教者、医療者、地方議会、NGOなどもこぞって反対の声を上げ、法案が成立した後も広がりが続いている。法案成立直後の世論調査では八二%が廃止・修正を求めている。この悪法は、国民の知る権利を奪うだけでなく、表現の自由をも奪い、戦前の暗黒政治に逆戻りさせようとするものである。諸外国も今回の法案成立に重大な懸念を表明している。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「特定秘密保護法」を直ちに撤回すること。

第一七七二号 平成二十八年五月六日受理

憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願

請願者 滋賀県大津市 森奈那子 外二百五十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

第一七七三号 平成二十八年五月六日受理

憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願

請願者 北海道登別市 田中千鶴子 外二百五十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

第一七七四号 平成二十八年五月六日受理

憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願

請願者 東京都清瀬市 酒井眞喜子 外二百五十四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

第一七七五号 平成二十八年五月六日受理

憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願

請願者 京都府綾部市 藤田芳子 外二百五十三名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

第一七七六号 平成二十八年五月六日受理

憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願

請願者 東京都東久留米市 笠井富美子 外二百五十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

第一七七七号 平成二十八年五月六日受理

憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願

請願者 東京都東村山市 田辺美智子 外二百五十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

第一七七八号 平成二十八年五月六日受理

憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願

請願者 大阪府豊中市 打越輝美 外二百五十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

第一七七九号 平成二十八年五月六日受理

憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願

請願者 大阪府池田市 鈴木榮子 外二百五十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

第一七八〇号 平成二十八年五月六日受理

憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願

請願者 高知市 谷岡澄 外二百五十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

第一七八一号 平成二十八年五月六日受理

憲法違反の特定秘密保護法の撤回に関する請願

請願者 奈良県五條市 坂上美奈子 外二百五十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

平成二十八年六月六日印刷

平成二十八年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇